

美里町地域防災計画

美里町防災会議・水防協議会

目 次

第1編 総則	12
第1節 計画の目的と構成	13
第1 計画の目的	13
第2 計画の性格	13
第3 計画の修正	13
第4 計画の構成	13
第5 計画の習熟等	13
第6 計画の基本理念	14
第2節 各機関の役割と業務大綱	14
第1 組織	14
第2 各機関の役割	15
第3 防災機関の業務大綱	15
第3節 町の概況	22
第1 位置と地勢	22
第2 町の概要	24
第3 交通アクセス	24
第4 町の沿革	24
第4節 美里町を取り巻く地震環境	25
第1 県内の活断層	25
第2 地震被害想定調査結果の概要	26
第2編 風水害等対策編	29
第1章 災害予防対策	30
第1節 風水害等に強い町土づくり	31
第1 水害予防対策	31
第2 土砂災害予防対策	32
第3 風雪害予防対策	33
第4 農業災害予防対策	33
第2節 都市の防災対策	34
第1 土地区画整理事業の推進	34
第2 都市公園施設等の整備	34
第3節 建築物等の予防対策	35
第1 防災事業の施行	35
第4節 ライフライン施設等の予防対策	35

第 1	水道施設	36
第 2	下水道施設	36
第 3	町域内にある他の水道施設	37
第 4	電力施設	37
第 5	液化石油ガス施設	37
第 6	電信・電話施設	38
第 5 節	情報通信連絡網の整備	39
第 1	町における災害通信網の整備	39
第 2	職員参集等防災システムの整備	39
第 3	地域住民に対する通信手段の整備	39
第 4	防災関係機関における災害通信網の整備	40
第 6 節	職員の配備体制	40
第 1	町の配備体制	40
第 2	防災関係機関等の配備体制	41
第 7 節	防災拠点等の整備	42
第 1	防災拠点の整備	42
第 2	臨時防災ヘリポート及び物資集積場所の整備	42
第 3	防災用資機材等の整備	42
第 8 節	相互応援体制の整備	43
第 1	町の相互応援協定	43
第 2	県内全市町村間の相互応援協定	43
第 3	他都道府県からの応援活動	43
第 4	訓練及び情報交換の実施	44
第 9 節	医療救護体制の整備	44
第 1	医療救護活動体制	44
第 2	搬送体制の確立	45
第 3	広域医療体制の充実	45
第 4	医薬品、医療資機材の整備	45
第 5	日本赤十字社宮城県支部の体制	45
第 10 節	緊急輸送体制の整備	46
第 1	緊急輸送道路の確保	46
第 2	緊急輸送体制	47
第 11 節	避難収容対策	48
第 1	避難誘導体制	48
第 2	指定緊急避難場所の確保	48
第 3	避難所の確保	49
第 4	教育機関における対応	50
第 5	避難路の確保	51
第 6	避難計画の整備	51
第 7	避難に関する広報	51

第 8 節	応急仮設住宅対策	51
第 1 2 節	食料・飲料水及び生活物資の確保	52
第 1 節	地域住民等のとるべき措置	52
第 2 節	食料及び生活物資の確保	52
第 3 節	飲料水の確保	52
第 4 節	燃料の確保	53
第 1 3 節	廃棄物対策	53
第 1 節	処理体制	53
第 2 節	主な措置内容	53
第 1 4 節	ボランティアの受入	54
第 1 節	ボランティアの役割	54
第 2 節	一般ボランティアの受入体制	54
第 3 節	専門ボランティアの登録	55
第 4 節	日本赤十字社宮城県支部の活動体制	55
第 1 5 節	要配慮者への対応	56
第 1 節	避難行動要支援者への対策	56
第 2 節	外国人支援対策	58
第 3 節	旅行者への対策	58
第 4 節	事前申込手続きの検討	58
第 1 6 節	防災訓練の実施	58
第 1 節	町の防災訓練	58
第 2 節	防災関係機関の防災訓練	59
第 1 7 節	防災知識の普及	59
第 1 節	防災知識の普及、徹底	60
第 2 節	学校等教育機関における防災教育	61
第 3 節	町民の取り組み	62
第 1 8 節	自主防災組織の育成	62
第 1 節	地域における自主防災組織の果たすべき役割	62
第 2 節	自主防災組織の育成・指導	62
第 3 節	自主防災組織の活動	63
第 1 9 節	企業等の防災対策の推進	65
第 1 節	企業等の役割	65
第 2 節	企業等の防災組織	65
第 2 0 節	災害種別毎予防対策	66
第 1 節	火災予防対策	66
第 2 節	危険物等災害予防対策	68
第 3 節	鉄道災害予防対策	69
第 4 節	道路災害予防対策	69
第 2 1 節	行政機関の業務継続計画（BCP）の策定	70

第2章 災害応急対策	71
第1節 防災気象情報の伝達	72
第1 防災気象情報の伝達周知	72
第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報	82
第3 気象警報等の伝達	85
第4 土砂災害警戒情報の伝達	85
第2節 防災活動体制	88
第1 町の活動	88
第2 災害対策本部	90
第3 消防機関の活動	93
第4 防災関係機関の活動	93
第5 関係機関等との連携	93
第3節 警戒活動	93
第1 警戒体制	93
第2 水防活動	94
第3 土砂災害警戒活動	94
第4 ライフライン、交通等警戒活動	94
第4節 避難・誘導対策	95
第1 避難情報の発令	95
第2 避難情報の発令の内容及び周知	97
第3 避難誘導	98
第4 避難所の開設及び運営	98
第5節 災害情報の収集・伝達体制	100
第1 災害情報収集・伝達体制	100
第6節 通信・放送施設の確保	104
第1 防災行政無線	104
第2 消防無線通信施設	104
第3 災害時の通信連絡	104
第7節 災害広報活動	106
第1 町の広報活動	106
第2 安否情報	107
第8節 水防活動	107
第1 水防本部の設置及び組織、事務分掌	107
第2 水防本部員の招集及び関係機関への応援等の要請	110
第3 水防通信連絡	110
第4 水防巡視	110
第5 水防信号	111
第6 水防活動等	112
第7 水防資機材の配備	113
第8 水門、堰等の管理	114

第9 水防活動報告	114
第9節 災害救助法の適用	115
第1 災害救助法の適用	115
第2 救助の実施の委任	116
第10節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	117
第1 食料	117
第2 飲料水	120
第3 生活物資	120
第4 義援物資の受入れ、配分	121
第11節 相談活動	122
第1 町の相談活動	122
第2 相談窓口の設置	123
第12節 相互応援活動	124
第1 市町村間の相互応援活動	124
第2 消防機関の相互応援活動	124
第3 緊急消防援助隊の応援活動	125
第4 他都道府県からの応援活動	125
第13節 自衛隊の災害派遣	126
第1 災害派遣の基準及び要請の手続き	126
第2 県、町と自衛隊との連絡調整	127
第3 派遣部隊の活動内容	127
第4 派遣部隊の受入体制	129
第5 派遣部隊の撤収	129
第6 経費の負担	129
第14節 救急・救助活動	130
第1 町の活動	130
第2 消防機関の活動	131
第3 住民及び自主防災組織等の活動	131
第15節 医療救護活動	131
第1 町の活動	132
第2 医療救護班の編成	132
第3 医療救護活動の実施	133
第16節 交通・輸送活動	134
第1 町の活動	135
第2 輸送要領	135
第3 緊急輸送活動手段	136
第4 輸送拠点の確保	136
第5 陸上交通の確保	136
第17節 ヘリコプターの活動	138
第1 ヘリコプターによる救助・救急搬送	138

第 2 臨時ヘリポートの選定	139
第 1 8 節 公共土木施設等の応急復旧	140
第 1 道路施設	140
第 2 河川管理施設	141
第 3 砂防・地すべり・治山関係施設	141
第 4 公園施設	141
第 5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）	141
第 6 農地、農業施設	142
第 7 廃棄物処理施設	142
第 8 被災宅地に関する応急危険度判定の実施	142
第 1 9 節 応急仮設住宅等の確保	143
第 1 応急仮設住宅の建設	143
第 2 応急仮設住宅の供与	143
第 3 公営住宅の活用等	144
第 4 住宅の応急修理	144
第 5 建築資材及び建築技術者の確保	145
第 2 0 節 ボランティア活動	145
第 1 一般ボランティア	145
第 2 専門ボランティア	146
第 2 1 節 要配慮者対策	147
第 1 要配慮者等への対策	148
第 2 外国人支援対策	149
第 3 旅行者への対策	149
第 2 2 節 愛玩動物の収容対策	149
第 1 被災地域における動物の保護	149
第 2 避難所における動物の適正な飼育	149
第 2 3 節 防疫・保健衛生活動	150
第 1 防疫	150
第 2 保健対策	151
第 3 食品衛生対策	152
第 2 4 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	152
第 1 遺体等の捜索	152
第 2 遺体の検視（遺体見分）、収容及び処理	152
第 3 遺体の火葬・埋葬	153
第 2 5 節 社会秩序の維持活動	153
第 1 生活必需品の物価監視	153
第 2 警察の活動	153
第 2 6 節 廃棄物処理活動	154
第 1 処理体制	154
第 2 処理方法	154

第27節	教育活動	156
第1	避難措置	156
第2	学校施設等の応急措置	157
第3	教育の実施	157
第4	学用品等の調達	157
第5	給食	158
第6	学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	158
第7	児童生徒等の健康管理	158
第8	災害応急対策への生徒の協力	158
第9	文化財の応急措置	158
第28節	ライフライン施設等の応急復旧	158
第1	水道施設（町）	159
第2	広域水道用水供給施設（宮城県大崎広域水道事務所）	159
第3	公共下水道施設（町）	160
第4	流域下水道施設（中南部下水道事務所）	160
第5	農業集落排水施設（北部地方振興事務所及び町）	160
第6	電力施設（東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター）	161
第7	ガス施設	162
第8	電信・電話施設（東日本電信電話株式会社宮城支店）	163
第29節	防災資機材及び労働力の確保	164
第1	防災資機材の調達	164
第2	労働者の確保	164
第3	応援要請による技術者等の動員	164
第4	従事命令等による応急措置の業務	165
第30節	農業の応急対策	166
第1	農業用施設	166
第2	農産物	166
第3	畜産	168
第31節	応急公用負担等の実施	169
第1	目的	169
第2	応急公用負担等の権限	170
第3	公用令書の交付	171
第4	手続き	171
第5	損失補償及び損害補償等	172
第32節	災害種別毎応急対策	172
第1	火災応急対策	172
第2	危険物等災害応急対策	175
第3	航空災害応急対策	176
第4	鉄道災害応急対策	177
第5	道路災害応急対策	177

第33節 行政機関の業務継続計画の実施	178
第3章 災害復旧・復興対策	179
第1節 災害復旧・復興計画	180
第1 災害復旧・復興の基本方向の決定	180
第2 災害復旧計画	180
第3 災害復興計画	181
第2節 生活再建支援	182
第1 被災者生活再建支援制度	182
第2 資金の貸付け	183
第3 生活保護	184
第4 その他救済制度	184
第5 罹災証明の交付	184
第6 被災者台帳	184
第7 税負担等の軽減	184
第8 雇用対策	184
第9 地震保険の活用	185
第3節 住宅復旧支援	185
第1 一般住宅復興資金の確保	185
第2 住宅の建設等	185
第4節 産業復興の支援	186
第1 中小企業金融対策	186
第2 農林漁業金融対策	186
第5節 都市基盤の復興対策	186
第1 想定される計画内容例	187
第6節 義援金の受入れ、配分	187
第1 受入れ	187
第2 配分	187
第7節 激甚災害の指定	188
第1 激甚災害の調査	188
第2 激甚災害指定の手続き	188
第3 特別財政援助の交付（申請）手続き	189
第4 激甚災害指定基準	189
第3編 震災対策編	190
第1章 災害予防対策	191
第1節 地震防災対策事業	192
第1 地震防災緊急事業五箇年計画	192
第2節 地盤にかかる施設等の災害対策	193

第 1 土砂災害防止対策の推進	193
第 2 農業施設等	195
第 3 液状化対策の推進	195
第 3 節 河川施設等の災害対策	195
第 1 河川管理施設	196
第 2 農地、農業施設	196
第 4 節 交通施設の災害対策	196
第 1 道路施設	196
第 2 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）	197
第 5 節 都市の防災対策	197
第 6 節 建築物等の耐震化対策	197
第 1 公共建築物	197
第 2 一般建築物	198
第 3 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策	198
第 4 ブロック塀等の安全対策	199
第 5 建物内の安全対策	199
第 7 節 ライフライン施設等の予防対策	199
第 8 節 危険物施設等の予防対策	199
第 9 節 職員の配備体制	200
第 1 町の配備体制	200
第 2 防災関係機関の配備体制	201
第 10 節 情報通信連絡網の整備	201
第 11 節 防災拠点等の整備	201
第 12 節 相互応援体制の整備	201
第 13 節 緊急輸送体制の整備	201
第 14 節 医療救護体制の整備	202
第 15 節 火災予防対策	202
第 16 節 避難収容対策	202
第 17 節 食料・飲料水及び生活物資の確保	202
第 18 節 ボランティアの受入	202
第 19 節 要配慮者対策	203
第 20 節 廃棄物対策	203
第 21 節 防災知識の普及	203
第 22 節 地震防災訓練の実施	203
第 23 節 自主防災組織の育成	203
第 24 節 企業等の防災対策の推進	203
第 25 節 行政機関の業務継続計画の策定	204
第 2 章 災害応急対策	205
第 1 節 防災活動体制	206

第 1 節 配備体制	206
第 2 節 動員体制	207
第 3 節 災害対策本部	208
第 4 節 消防機関の活動	209
第 5 節 防災関係機関の活動	209
第 6 節 関係機関等との連携	210
第 2 節 情報の収集・伝達	210
第 1 節 地震・津波情報	210
第 2 節 災害情報収集・伝達	211
第 3 節 通信・放送手段の確保	213
第 3 節 災害広報活動	215
第 4 節 災害救助法の適用	215
第 5 節 救急・救助活動	216
第 6 節 医療救護活動	216
第 7 節 消火活動	216
第 8 節 交通・輸送活動	216
第 9 節 ヘリコプターの活動	217
第 10 節 自衛隊の災害派遣	217
第 11 節 相互応援活動	217
第 12 節 避難活動	217
第 13 節 応急住宅等の確保	218
第 14 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	218
第 15 節 相談活動	218
第 16 節 ボランティア活動	218
第 17 節 要配慮者対策	219
第 18 節 愛玩動物の収容対策	219
第 19 節 防疫・保健衛生活動	219
第 20 節 死体等の搜索・処理・埋葬	219
第 21 節 社会秩序維持活動	220
第 22 節 廃棄物処理活動	220
第 23 節 教育活動	220
第 24 節 防災資機材及び労働力の確保	220
第 25 節 公共土木施設等の応急復旧	221
第 26 節 ライフライン施設等の応急復旧	221
第 27 節 危険物施設等の安全確保	221
第 28 節 農業の応急対策	221
第 29 節 応急公用負担等の実施	222
第 30 節 行政機関の業務継続計画の実施	222
第 3 章 災害復旧・復興対策	223

第1節	災害復旧・復興計画	224
第2節	生活再建支援	224
第3節	住宅復旧支援	224
第4節	産業復興支援	224
第5節	都市基盤の復興対策	225
第6節	義援金の受入、配分	225
第7節	激甚災害の指定	225
第5編	資料編	226

第 1 編 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

本計画は、町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき美里町の地域に係る防災対策に関し、町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるとともに、必要な体制を確立することにより、関係機関の総合的かつ計画的な防災対策の整備推進を図り、町土並びに町民の生命、身体、財産を風水害等から保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災した場合でも人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき美里町防災会議・水防協議会（以下「防災水防会議」という。）が策定する計画であり、美里町の地域における災害の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。また、本計画は、防災関係機関がとるべき災害対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、美里町防災会議・水防協議会が毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4 計画の構成

本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防対策 第2章 災害応急対策 第3章 災害復旧・復興対策

第3編 震災対策編

第1章 災害予防対策 第2章 災害応急対策 第3章 災害復旧・復興対策

第4編 原子力災害対策編

別冊

第5編 資料編

第5 計画の習熟等

町及び関係機関等の職員は、日ごろから本計画の趣旨を尊重し、調査研究及び訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く町民に対し周知徹底を図るよう努める。

第6 計画の基本理念

本町は、大崎平野の中央部から東南部に位置し、江合川と鳴瀬川の一級河川が流れており、両河川の上流にダムが完成するまで、幾多の洪水に見舞われてきたが、近年は大きな水害に見舞われることは少なくなっていた。しかし、平成24年5月4日の出来川越流堤の決壊、さらには、令和元年東日本台風は、私たちに水害の恐さを再認識させた。

平成15年7月26日、南郷地域に大きな被害をもたらした宮城県北部連続地震、平成23年3月11日に発生し、町内全域に甚大な被害を及ぼした東日本大震災は、わたしたちの記憶に新しく、今でもその脅威を忘れることはできない。この本町の2大地震と同規模あるいはそれ以上の規模の地震が近い将来発生することは否定できない。本町では現在、大地震の教訓から災害時における地域防災力の重要性を見直し、全行政区から立ち上がった自主防災組織との連携強化、さらに既存組織の活動の活性化を進めている。

こういった状況下において、あらゆる災害から、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町民と町が連携して災害に対応することを基本理念とする。

第2節 各機関の役割と業務大綱

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互協力する。

第1 組織

1 防災水防会議

防災水防会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく美里町防災会議・水防協議会条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する計画を作成し、推進するとともに、災害情報の収集等を行うことを所掌事務とする。

2 美里町災害対策本部

町内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

災害対策本部等の組織、職員の動員、運営等については、各々の防災関係機関において定める。

【資料】美里町防災会議・水防協議会条例（略）

【資料】美里町防災会議・水防協議会規程（略）

【資料】美里町防災会議・水防協議会構成員（略）

【資料】美里町災害対策本部運営要綱（略）

【資料】美里町災害対策本部活動要領（略）

【資料】美里町災害対策警戒配備要領（略）

第2 各機関の役割

1 美里町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域、地域住民の生命及び身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防法に基づく消防活動を実施する場合は、町消防団及び大崎地域広域行政事務組合消防本部がこれにあたる。

3 県の機関

県地方機関は自ら防災活動を実施し、町や指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるように協力する。

6 公共的団体並びに自主防災組織及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

また、地域には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、特に災害時に配慮を要する人々（以下「要配慮者」という。）も住んでいる。災害のように緊急性を有する事態では公共機関による支援、救出、援護等が災害発生時には期待できないことが多くあり、自主防災組織を組織することにより、大きな災害が発生した場合、地域住民が協力して対応することで、被害を最小限にとどめることができる。

なお、住民一人一人は、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

第3 防災機関の業務大綱

1 美里町

(1) 美里町

- 1 美里町防災水防会議及び災害対策本部の事務
- 2 防災に関する組織の整備及び自主防災組織の育成・指導
- 3 防災に関する施設、設備の整備
- 4 防災訓練及び防災教育並びに広報の実施
- 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- 6 避難情報の発令及び避難所の開設

- 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保
- 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- 11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- 12 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- 13 被災宅地危険度判定業務に関する事務
- 14 防災に関する調査研究及び対策の検討
- 15 消防計画の策定
- 16 その他災害発生を防ぎょ又は拡大防止のための措置
- 17 避難確保計画作成の推進
- 18 避難行動要支援者名簿の作成及び整備

(2) 美里町教育委員会

- 1 町立幼稚園、小・中学校施設の災害対策
- 2 町立幼稚園、小・中学校の幼児、児童、生徒の安全対策
- 3 町立幼稚園、小・中学校教育活動の応急対策
- 4 図書館、文化財等の災害対策
- 5 避難所の開設の支援

2 宮城県

- 1 宮城県防災会議の事務
- 2 宮城県災害対策本部の事務
- 3 防災に関する施設・設備の整備
- 4 通信体制の整備・強化
- 5 防災訓練及び防災上必要な教育並びに広報の実施
- 6 情報の収集・伝達及び広報
- 7 自衛隊への災害派遣要請
- 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施
- 10 交通及び緊急輸送の確保
- 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援
- 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- 13 保健衛生、文教対策
- 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- 16 被災宅地危険度判定事務に関する支援
- 17 その他災害発生を防ぎょ又は拡大防止のための措置

3 県の機関

(1) 北部地方振興事務所

- 1 県災害対策本部地方支部運営の総合調整
- 2 災害情報の収集・報告等
- 3 被災市町村に対する県職員の初動派遣等
- 4 高圧ガス等対策
- 5 県民相談
- 6 商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達
- 7 食料供給対策
- 8 商工業対策
- 9 農林業対策
- 10 土地改良事業対策

(2) 北部保健福祉事務所

- 1 災害救助法に基づく救助事務
- 2 災害時の保健・福祉・環境対策

(3) 北部土木事務所

- 1 所管する公共土木施設の防災対策及び災害復旧工事の施工
- 2 地すべり等危険箇所の情報収集及び予防措置並びに災害復旧工事の施工
- 3 市町村に対する災害復旧の技術指導及び支援
- 4 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

(4) 大崎広域水道事務所

飲料水の確保及び供給

(5) 中南部下水道事務所

- 1 所管する幹線管渠等の防災対策及び復旧対策
- 2 その他関連する業務等における防災対策及び復旧対策
- 3 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

(6) 北部教育事務所

- 1 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）設備等の災害対策
- 2 公立学校等幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全対策
- 3 公立学校等教育活動の応急対策
- 4 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

(7) 遠田警察署

- 1 災害情報の収集伝達
- 2 被災者の救出及び救護
- 3 行方不明者の捜索
- 4 死者の検視・見分
- 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の確保
- 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
- 7 避難誘導及び避難場所の警戒

- 8 危険箇所の警備
- 9 災害警備に関する広報活動

4 指定地方行政機関

(1) 東北財務局

- 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請
- 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資
- 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等
- 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会
- 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供

(2) 東北厚生局

- 1 災害状況の情報収集、通報
- 2 関係職員の派遣
- 3 関係機関との連絡調整

(3) 東北農政局

- 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
- 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
- 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導
- 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
- 5 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導
- 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

(4) 東北経済産業局

- 1 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資の需給対策
- 2 災害時の物価安定対策
- 3 被災商工業者に対する支援

(5) 関東東北産業保安監督部東北支部

- 1 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策
- 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導

(6) 東北運輸局

- 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達
- 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

(7) 東京航空局仙台空港事務所

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
- 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用

(8) 仙台管区气象台

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備

- 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、特別警報・警報・注意報及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知
- 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- 5 市町村が行う避難情報の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- 7 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

（９） 東北総合通信局

- 1 放送・通信設備の耐災性確保の指導
- 2 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備
- 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置

（１０） 古川労働基準監督署

- 1 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導
- 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止の監督指導
- 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第８８条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導
- 4 事業場からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認
- 5 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い
- 6 労働基準法第３３条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の処理及び過労防止の指導

（１１） 東北地方整備局 （仙台河川国道事務所・北上川下流河川事務所）

- 1 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導協力
- 2 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理
- 3 一般国道指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理
- 4 北上川下流及び鳴瀬川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達
- 5 直轄河川及び一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施
- 6 一般国道指定区間の交通確保
- 7 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施

５ 自衛隊

- 1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援
- 2 災害の未然防止及び災害発生時の被害拡大防止のための救援活動
- 3 災害時における応急復旧活動

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（宮城支店）

- 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- 2 電気通信システムの信頼性向上
- 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保
- 4 災害を受けた通信設備の早期復旧
- 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携

(2) 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（小牛田駅）

- 1 鉄道施設の整備保全
- 2 災害復旧工事の実施
- 3 全列車の運転中止手配
- 4 人命救助
- 5 被災箇所の調査、把握
- 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保
- 7 旅客の給食確保
- 8 通信網の確保
- 9 鉄道施設の復旧保全
- 10 救援物資及び輸送の確保
- 11 列車運行の広報活動

(3) 東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター

- 1 電力供給施設の防災対策
- 2 災害時における電力供給の確保

(4) 東日本高速道路株式会社東北支社

- 1 高速道路等の維持管理
- 2 高速道路等の交通確保
- 3 災害時における情報収集及び伝達
- 4 災害復旧工事の実施

(5) 日本赤十字社宮城県支部

- 1 医療救護
- 2 救援物資の備蓄及び配分
- 3 災害時の血液製剤の供給
- 4 義援金の受付
- 5 その他災害救護に必要な業務

(6) 日本郵便株式会社（美里町内の郵便局）

- 1 災害時における業務運営の確保
- 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱

(7) 日本放送協会

- 1 風水害等の放送
- 2 災害情報等の放送

7 指定地方公共機関

- (1) 株式会社ミヤコーバス（古川営業所）
 - 1 災害時における緊急避難輸送に関すること。
 - 2 災害非常時における無線通信による情報の伝達に関すること。
 - 3 災害に関する情報提供に関すること。
- (2) 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）
風水害等情報、災害情報等の放送
- (3) 公益社団法人宮城県トラック協会（大崎支部）
災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- (4) 一般社団法人宮城県LPガス協会（大崎第二支部）
液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
- (5) 古川ガス株式会社
 - 1 ガス供給施設の防災対策
 - 2 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- (6) 公益社団法人宮城県医師会
災害時における医療活動

8 事務組合等

- (1) 大崎地域広域行政事務組合消防本部
 - 1 消防計画の策定に関すること。
 - 2 災害情報等の収集及び広報に関すること。
 - 3 災害の防ぎよ、警戒及び鎮圧に関すること。
 - 4 要救助被災者の救出及び救助に関すること。
 - 5 傷病者の救出及び搬送に関すること。
 - 6 危険物の保安及び応急対策に関すること。
 - 7 その他災害対策上必要と認める事務又は業務に関すること。
- (2) 大崎地域広域行政事務組合大崎広域東部クリーンセンター
 - 1 一般廃棄物（ごみ）となる災害廃棄物の処理に関すること。
 - 2 その他災害に係る一般廃棄物（ごみ）の処理に関すること。
- (3) 大崎地域広域行政事務組合大崎広域東部汚泥再生処理センター
 - 1 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関すること。
 - 2 その他災害に係るし尿処理に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設等

- (1) 一般社団法人遠田郡医師会・一般社団法人大崎歯科医師会
 - 1 災害時における医療活動に関すること。
 - 2 その他医師会・歯科医師会が行う防災に係る事務又は業務に関すること。
- (2) 美里町社会福祉協議会
 - 1 災害時におけるボランティアセンターの設置に関すること。
 - 2 災害時におけるボランティアの受入に関すること。
- (3) 新みやぎ農業協同組合
 - 1 農地、農業用施設に対する防災対策に関すること。

- 2 災害復旧資金の融資及び資材のあっ旋に関すること。
- 3 災害に関する情報提供に関すること。
- (4) 遠田商工会
 - 1 災害時における生活必需品、物資等の需給対策に関すること。
 - 2 商工業に関する被害調査及び災害復興資金の融資のあっ旋に関すること。
- (5) 病院等医療機関
災害時における病院等の応急措置に関すること。
- (6) 介護老人福祉施設等
 - 1 消防計画及び予防規程に基づく災害の防止に関すること。
 - 2 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止に関すること。
 - 3 避難所開設の支援
 - 4 その他防災に係る事務又は業務に関すること。
- (7) 美里町交通安全指導隊
 - 1 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。
 - 2 災害警備に係る広報に関すること。
- (8) 美里町防犯実働隊
災害時における防犯活動に関すること。
- (9) 仙台プロパン株式会社
 - 1 ガス施設の防災対策に関すること。
 - 2 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供に関すること。
 - 3 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供に関すること。
- (10) 美里町住民バス運行事業者
 - 1 災害時における緊急避難輸送に関すること。
 - 2 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達に関すること。
 - 3 災害非常時における無線通信による情報の伝達に関すること。
 - 4 災害に関する情報提供に関すること。

第3節 町の概況

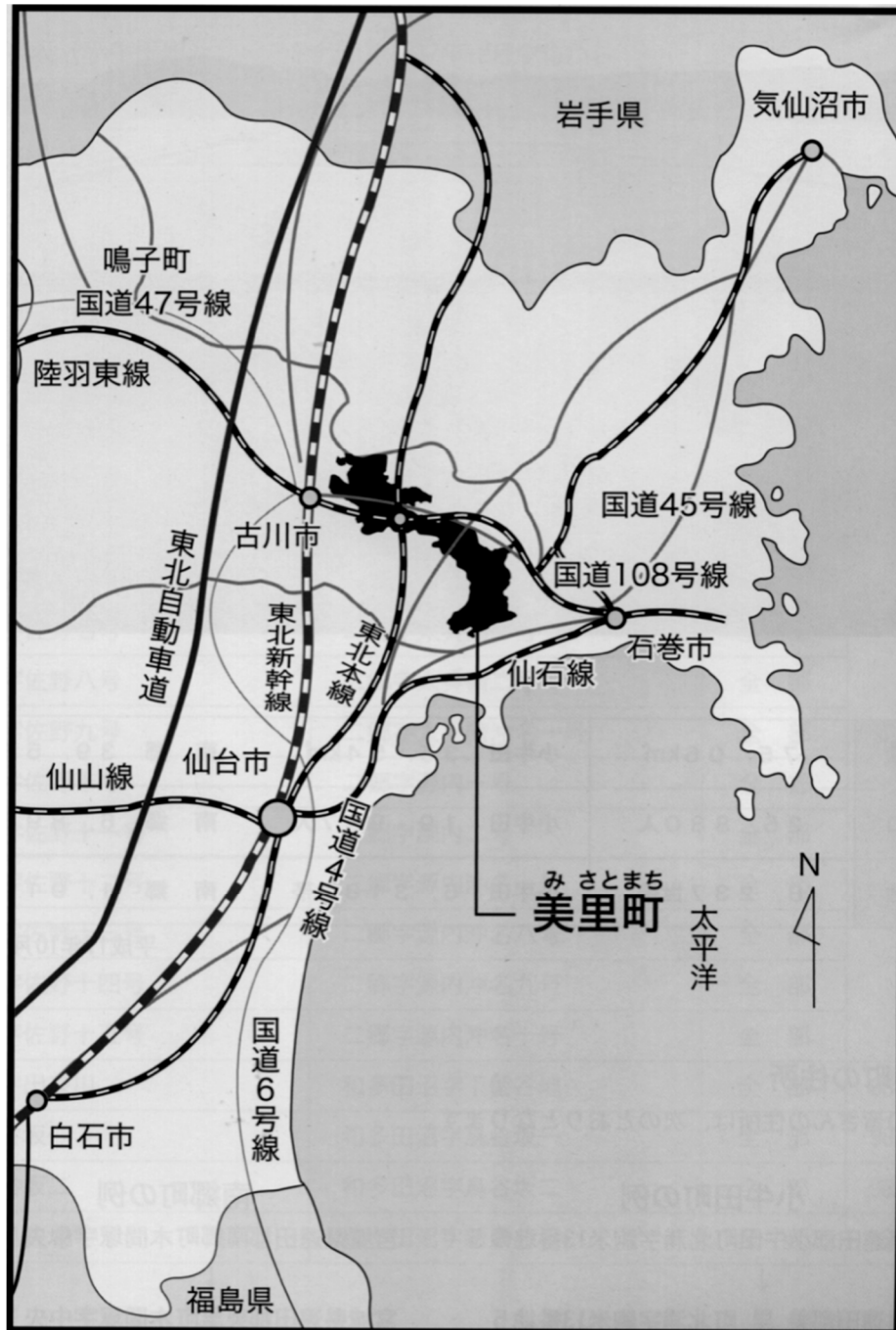
第1 位置と地勢

美里町は平成18年1月1日、宮城県北東部に位置する遠田郡内の小牛田町・南郷町2町が新設合併して生まれた町である。県都仙台市とは40kmの距離にあり、東北本線、陸羽東線、石巻線が交差する交通の要衝となっている。また、2本の国道も走り、交通アクセスのよさから仙台市・石巻市・大崎市の通勤圏として定住する人も多く、宅地開発も盛んである。

気候は太平洋側気候で冬季の降水量が少なく、降雪期間も比較的短いことから、とても住みよい条件下にある。

奥羽山系を源とする江合川、鳴瀬川が町内を貫流し、この水利に恵まれた農業が、町の基幹産業となっており、土地は平たんで、約75 km²に及ぶ町の面積の約70%を豊かな水田や畑が占めている。宮城県の食糧基地として、コメや野菜はもちろん、果樹や施設園芸も大変盛んである。

役場所在地の緯度・経度 北緯38度32分 東経141度3分38秒



第2 町の概要

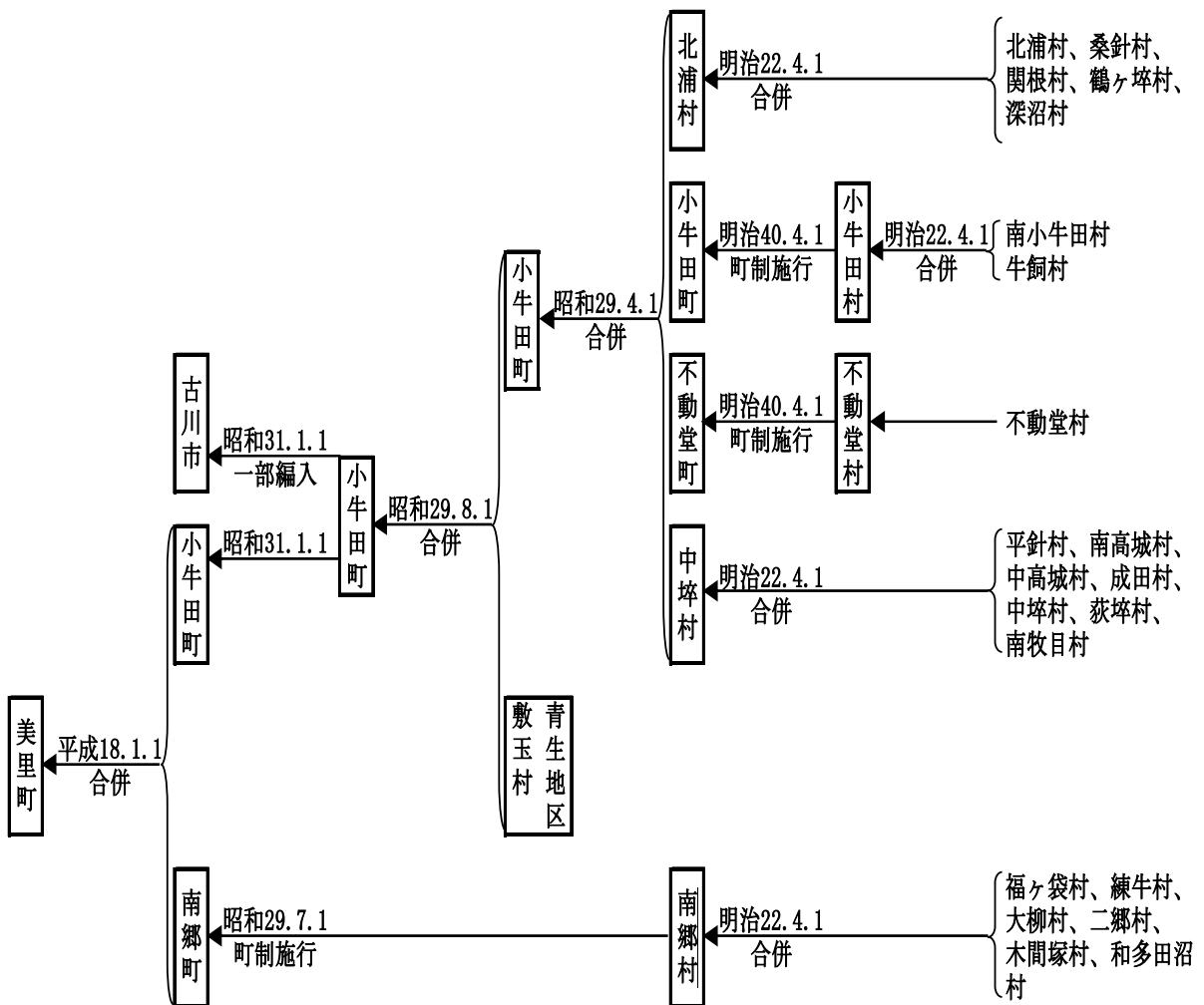
面 積 74.99km²
人 口 23,715人 (令和4年4月1日現在)
世帯数 9,256世帯 (令和4年4月1日現在)
所在地 987-8602

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

第3 交通アクセス

鉄 道	J R 東北本線・小牛田駅下車（仙台駅から 4 5 分） 東北新幹線・古川駅から陸羽東線経由・小牛田駅下車（古川駅から 1 2 分）
自動車	東北自動車道・古川 I C から 1 3 k m 三陸自動車道・松島北 I C から 2 0 k m

第4 町の沿革



第4節 美里町を取り巻く地震環境

第1 県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約200万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

当町を取り巻く活断層では、平成8年8月11日に鬼首断層を震源と見られるマグニチュード5.9の宮城県北部地震が、平成15年7月26日に旭山撓曲を震源と見られるマグニチュード6.4の宮城県北部連続地震が発生している。特に平成15年の地震では旧南郷町に大きな被害を受けた。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991年）にまとめられている。これにより、宮城県内の活断層をあげると、以下の表のようになる。

No.	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
1	長町－利府線	I	B	12
2	大年寺山断層	I	B	8
3	鹿落坂断層	I	C	3
4	坪沼断層	I	B	5
5	円田断層	II	B	10
6	愛子断層	I	B	2
7	作並－屋敷平断層	I	C	9
8	遠刈田－三住	II	C	7
9	白石断層	I	B	2.5
10	上品山西	III		4
11	加護坊山－籠岳山	III		12
12	旭山撓曲	II	B～C	8
13	鹿折川	III		15
14	栗駒山山頂断層	I	B	1、2
15	揚石山南	II	B	3
16	鬼首断層	I	B	6
17	双葉断層 [小斉峠付近]	II	B	5
18	越河断層	I	B	15

確実度 I：活断層であることが確実なもの

II：活断層であると推定されるもの

III：活断層の可能性のあるもの

活動度 A：第四紀の平均変位速度 1～10m/1000年

B：第四紀の平均変位速度 0.1～1m/1000年

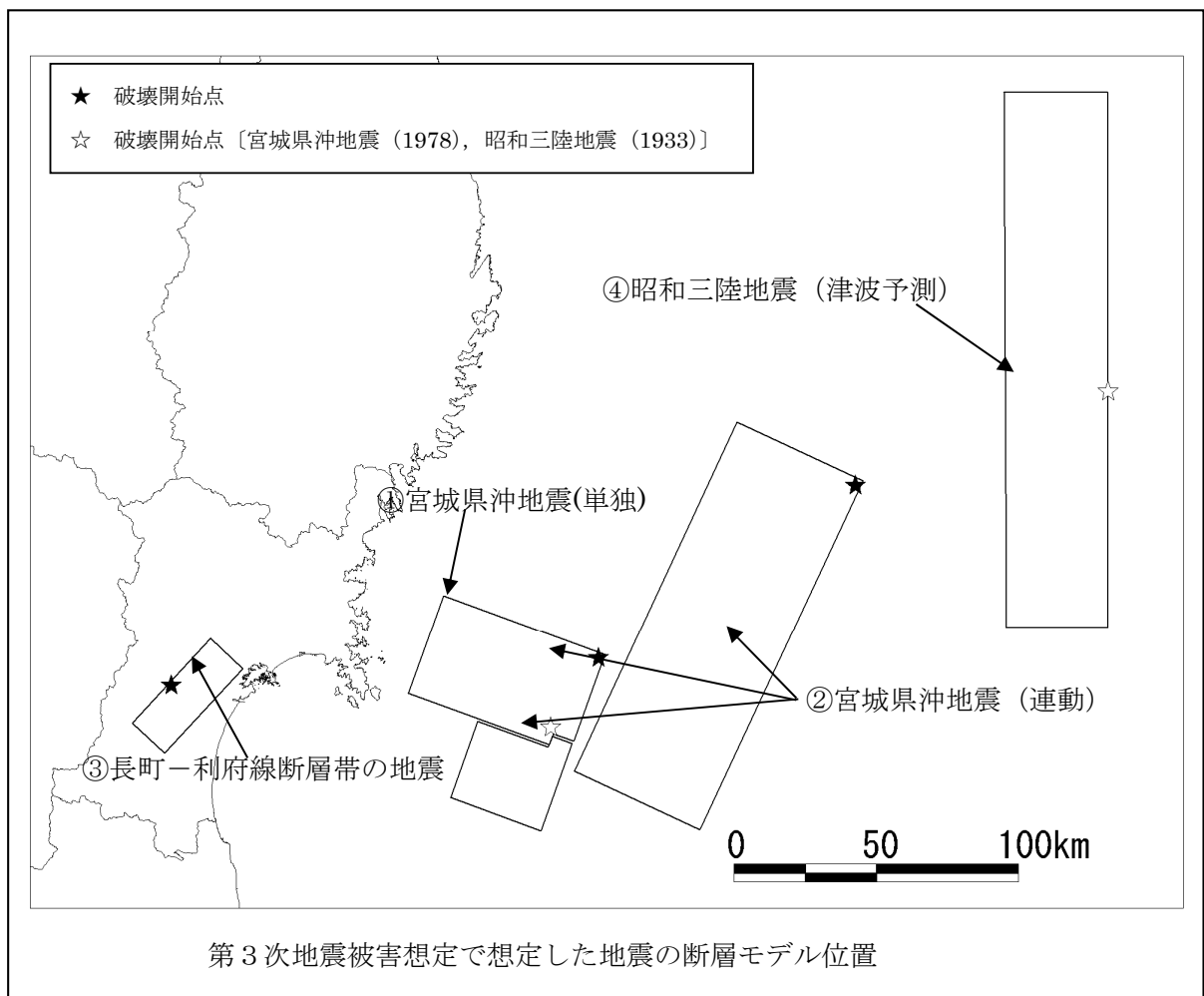
C：第四紀の平均変位速度 0.01～0.1m/1000年

活断層研究会編（1991）

第2 地震被害想定調査結果の概要

宮城県では、昭和59年度～61年度（第1次）と平成7年度～8年度（第2次）に地震被害想定調査を実施した。地震調査研究推進本部（2000年）から宮城県沖地震の長期評価において、今後10年の間に30%、20年の間に80%、30年の間に90%を超える確率で地震が発生する可能性があるとの発表があった。（平成17年1月に10年後50%程度、20年後88%、30年後99%に修正）これを受けて、宮城県では平成14年度～15年度にかけて、第3次の地震被害想定調査を実施した。本節では、この第三次地震被害想定調査結果の概要及び本町における被害予測について記述することとする。

なお、想定地震は、地震調査研究推進本部で想定された、宮城県沖地震（単独）と（連動）、そして仙台市の直下に位置している長町ー利府線断層帯の地震の3地震とする。



1 第3次地震被害想定の主な概要

想定地震			①宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	②宮城県沖地震 (連動) (海洋型)	③長町-利府線断層 帯の地震(内陸直 下)
項目					
モーメント・マグニチュー ド (Mw)			7. 6	8. 0	7. 1
予 想 震 度			県中部の東松島市 から登米市にかけ ての地域、県北部の 美里町周辺、仙台市 東南で震度6強、こ れらの周辺で震度 6弱となり、県北部 の中央部を中心に 影響を及ぼすと予 想される。	県中部の東松島市 から石巻市にかけ ての地域、美里町か ら登米市にかけ ての地域で震度6強、 これらの周辺で震 度6弱となり、県北 部の中央部を中心 に影響を及ぼすと 予想される。	仙台市の青葉区及 び泉区の東部で震 度6強、その周辺で 震度6弱となってい る。仙台市の東部 を中心に影響を及 ぼすと予想される。
液状化危険度			県中部から北部中 央及び仙台周辺の 平地において液状 化危険度が高くな っている。	単独地震と同様に、 県中部から北部中 央及び仙台周辺の 平地において液状 化危険度が高くな っている。	仙台市東部及び大 郷町の平地で液状 化危険度が高いと ころが分布してい る。
主な想定被害の結果	建築物	全壊・大破棟数	5, 496棟	7, 595棟	15, 251棟
		半壊・中破棟数	38, 701棟	50, 896棟	40, 537棟
	火災	炎上出火数	122棟	158棟	199棟
		うち延焼出火数	71棟	95棟	119棟
		焼失棟数	2, 482棟	2, 874棟	4, 509棟
	人的	死者数	96人	164人	620人
		負傷者数	4, 014人	6, 170人	11, 003人
		うち重傷者数	468人	658人	983人
		要救出者数	366人	663人	5, 038人
		短期避難者数	90, 335人	122, 174人	173, 239人
		うち長期避難者数	13, 010人	16, 669人	41, 066人

(注1) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケースである。

(注2) 津波による被害は含まない。

2 本町の被害の概要

区 分			宮城県沖単独	宮城県沖連動	長町ー利府線
建物被害	全壊（棟）		4 9 1	3 6 9	0
	半壊（棟）		3, 1 1 6	2, 6 4 8	4
火 災	夏 昼 1 2 時	全炎上出火点（件）	3	3	0
		焼失数（数）	1 0	3 2	0
	冬 夕 1 8 時	全炎上出火点（件）	4	3	0
		焼失数（数）	1 8	1 1	0
人的被害	朝 4 時 火災なし	死者（人）	1 3	7	0
		負傷者（人）	3 1 0	2 3 7	0
		短期避難者（人）	5, 5 0 4	4, 4 7 6	3 1
	夏 昼 1 2 時	死者（人）	7	4	0
		負傷者（人）	2 6 0	2 0 8	0
		短期避難者（人）	5, 5 1 7	4, 5 1 9	3 1
	冬 夕 1 8 時	死者（人）	9	4	0
		負傷者（人）	2 5 0	1 9 3	0
		短期避難者（人）	5, 5 3 1	4, 4 9 8	3 1

【資料】 本町の震度分布及び液状化危険度（略）

第 2 編 風水害等対策編

第 1 章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い町土づくり

第1 水害予防対策

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

■実施機関

防災管財課、建設課、北上川下流河川事務所、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団

1 現況

本町における河川の状況は、一級河川である江合川、鳴瀬川、出来川、美女川、鞍坪川、沖新堀川及び二級河川である定川の7河川を有している。特に出来川は、雨期、大雨における増水がはなはだしく、土質の関係で漏水が数箇所に見られるほか溢水(いっすい)の危険性も有しているので、護岸等の改修工事を必要とする箇所が数多くある。

これらの事情を踏まえ予防対策として必要な改修工事や維持管理の充実を促進するなど、予防事業及び施設の整備が必要である。

2 水害予防対策の事業計画概要及び整備状況

(1) 河川改修事業

鳴瀬川と江合川の洪水対策として、鳴瀬川中流部の堤防は、計画に対して高さ、幅が不足していたため、「緊急対策特定区間 鳴瀬川中流部改修事業」として河川管理者は、江合川・鳴瀬川流域の安全度向上のための事業を実施した。また、出来川についても水害の多発状況にかんがみ、下流側において改修、護岸工事等が実施されている。

(2) 浸水想定区域の周知

町は、国土交通大臣及び知事による洪水浸水想定区域の指定に基づき、浸水に関する内容について、ハザードマップ等を使い周知に努める。

国土交通大臣及び知事による洪水浸水想定区域の見直し状況を踏まえ、ハザードマップの修正等を実施する。

【資料】浸水想定区域内高齢者、障害者、乳幼児等の施設(略)

(3) 気象、水象等の観測

河川管理者は、災害時はもとより、常時河川の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風の観測装置を設置して観測に努める。

(4) 水防応急資機材の整備・充実

町は、水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

(5) 河川のパトロール

町は、水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等河川パトロールを定期的の実施する。

(6) 河川管理施設の管理

町は、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理に努める。

(7) 水質事故対策

町は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努める。

(8) 水防団活性化及び水防協力団体の活用

町は、水防団（消防団）の活性化と団員の加入促進を図り、かつ、団員の水防工法技術の向上に努める。また、水防協力団体に位置づけられる民間企業、NPO、自治会等の協力を得て、監視・警戒体制等の強化に努めるとともに、水防活動の担い手の確保、育成を図る。

(9) 水防計画の作成

町は、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮するものとする。

- ・水防活動組織及び活動体制の確立
- ・河川管理施設の管理及び操作
- ・重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- ・水防施設及び水防資機材の整備
- ・気象、水象の観測及び通報等の活用
- ・通信連絡体制及び水防標識灯の整備
- ・水防活動従事者の安全確保
- ・他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む。）
- ・その他水害を予防するための措置

(10) 河川管理者の協力が必要な事項（大臣管理区間）

河川管理者は、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（北上川・旧北上川及び江合川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急資機材又は備蓄資機材の貸与
- オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報収集又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- カ 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

第2 土砂災害予防対策

町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

■実施機関

防災管財課、建設課、産業振興課、農業委員会事務局、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部

1 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

町内には、土砂災害警戒区域等 11 箇所が存在しており、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険警戒区域等に関しては県が調査を行う。町は土砂災害警戒区域等の指定が円滑に行われるよう協力する。

【資料】土砂災害警戒区域等箇所一覧

(1) 町の周知活動

町は県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、円滑な警戒避難を行なうため、要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備やハザードマップの改訂と周辺住民への配布を行う。

第3 風雪害予防対策

本町において、大雪に見まわれた場合、道路の凍結等に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、町は、除雪体制の強化、融雪施設の整備、除融雪活動等の総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

道路管理者は、積雪期における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除融雪活動を実施する。

第4 農業災害予防対策

1 防災措置等

(1) 農地、農業施設の災害の防止

町は、洪水、土砂災害等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

- ・避難路や避難地等の確保

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

- ・災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための農村公園緑地の整備

- ・避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

- ・消防用施設の確保

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

- ・集落防災施設整備

雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

- ・公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

- ・病虫害防除対策

広域的な防除組織(防除協議会議等)の結成と一斉防除体制の強化

- ・防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導の徹底による災害の未然防止

- ・災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災行政無線の整備

第2節 都市の防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

■実施機関

防災管財課、建設課

第1 土地区画整理事業の推進

町は、土地区画整理法に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、効果的に推進する。

第2 都市公園施設等の整備

町は、避難路、延焼遮断帯又は防災活動拠点としての機能を有する都市公園等の適正な配置及び整備促進を図るとともに、町が避難場所に指定する基幹公園について必要に応じ、応急活動用資機材の保管倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

災害による建築物等の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定める。

■実施機関

防災管財課、建設課

第1 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

町は、風水害等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建以上にするなど一時避難が可能なよう配慮する。

町及び施設管理者は、遊技場等不特定多数の者が使用する施設及び学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

更に安全性を確保することから、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、町及び施設の管理者は浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

2 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

県は、防災避難に関して特に危険性のあるものについては、改善指導を行い、町は危険性の除去に協力する。

- ・特殊建築物：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物
- ・建築設備：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）

3 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、不燃化促進を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

■実施機関

水道事業所、下水道課、建設課、大崎広域水道事務所、中南部下水道事務所、北部地方振興事務所、東日本電信電話㈱、東北電力ネットワーク㈱古川電力センター、(一社)宮城県LPGガス協会（大崎第二支部）、古川ガス㈱、仙台プロパン㈱

第1 水道施設

1 水道施設の設計強化

町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被害のおそれ並びに過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等計画的な整備を行う。

また、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

町水道事業管理者は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

町水道事業管理者等は、水道施設の日常の保守点検とあわせて、地盤の不良個所や周囲の土砂崩れ等の危険個所の把握に努める。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。

3 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。

第2 下水道施設

下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、中南部下水道事務所及び町は、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対応マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

4 県の施設

中南部下水道事務所は、県地域防災計画に基づき適切な対応をする。

北部地方振興事務所は、県地域防災計画に基づき適切な対応をする。

第3 町域内にある他の水道施設

町域内には、宮城県大崎広域水道事務所が管理する水道管が埋設されている。

そのため、町は、各水道施設を管理する水道事業管理者に対し、災害時における水道施設の被災を最小限に食い止めるための耐災性の向上と被災した場合に当たって早急な応急復旧体制の確立を要請する。

各水道事業管理者は、水道施設が被災した場合、二次災害の防止を防ぐ上で、早急な応急復旧対策を行うものとする。

1 水道施設の耐災性の確保

町は、町域内に埋設している水道事業管理者に対して、水道施設の新設、改良については、設計指針等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、耐災性の確保を要請する。

2 復旧用資機材の整備

町は、町域内に埋設している水道施設が被災した場合を想定し、直ちに復旧活動を行うための「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援に関する指針」に基づいた復旧用資材の備蓄を各水道施設管理者に要請する。

3 情報収集システム・監視・制御システムの整備

町域内に埋設している水道施設管理者は、水道施設が被災した場合、二次災害の防止を防ぐため、情報収集システム・監視・制御システムの整備に努める。

第4 電力施設

1 町の対応

町は、東北電力ネットワーク(株)古川電力センターが行う予防措置等に協力する。

2 東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターの対応

東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターは、災害により電力施設が被災した場合に備え、次の予防対策を講ずる。

ア 緊急時連絡体制の整備

イ 緊急資機材の整備

ウ 店所間における応援体制の整備

エ 災害に備えた広報体制の整備

第5 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」

及び毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(1) 啓発活動の促進

液化石油ガス販売業者は、消費者に対し、ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター、ガス放出防止装置、集中監視システム等の安全器具の設置、導入を啓発する。また、高齢者や外国人世帯に考慮しつつ、災害時の対応等について周知を図る。

(2) 安全性の向上

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス施設の転倒・転落の防止を図るため、チェーン止め、安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の期限と設置状況等の確認を行う。また、埋設管や地下ピット等の各設備の定期点検を実施し、基準不適合設備の解消を図る。

【資料】 危険物施設等一覧（略）

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

ア 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

イ 水防対策として浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ウ 豪雪や寒冷地での雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

エ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

オ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成又は2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害用復旧資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第5節 情報通信連絡網の整備

大規模な災害時には、N T T回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

■実施機関

防災管財課、総務課、宮城県復興・危機管理総務課、電気通信事業者

第1 町における災害通信網の整備

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線の整備拡充に努めるとともに、携帯電話事業者が提供しているメール配信サービス（以下「メール配信サービス」という。）、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段の確保、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の確保に努め、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

第2 職員参集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災システム等を活用するとともに、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図る。

第3 地域住民に対する通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、メール配信サービス、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の通信手段の確保に努め、さらに、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

○美里町防災行政無線整備状況及び計画

年度	整備状況及び計画の内容
19年度	基本計画の策定
20年度	実施計画の策定
20年度 ～21年度	小牛田地域同報系無線の整備
24年度	移動系無線のデジタル化 南郷地域同報系無線のデジタル化
25年度～	同報系無線の電源強化対策

第4 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入、インターネットアクセスポイントの新設・追加等について検討を加え、町及び県等と連携強化が図られるよう努める。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

第6節 職員の配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、平常時から各組織ごとの配備・動員計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

■実施機関

防災管財課、総務課

第1 町の配備体制

1 配備体制の明確化

美里町災害対策本部条例及び要綱に基づき、町内で相当規模以上の災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。

なお、町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮をとる。

各配備体制の基準等は次のとおりである。

(1) 警戒配備（0号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報が発表され町内に災害の発生が予想されるとき、又は土砂災害警戒情報が発表され町内に災害の発生が予想されるとき、若しくは防災管財課長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

(2) 特別警戒配備（1号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は町内に被害が発生した場合、若しくはその他に副町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

(3) 特別警戒配備（2号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、又は広範囲にわたる被害が発生した場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合、被害が甚大と予想される場合、若しくはその他町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策本部活動要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築する。そのため、職員行動計画を策定し、計画に基づく各課の参集方法を定めている。

第2 防災関係機関等の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 公的施設の管理者

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第7節 防災拠点等の整備

災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

■実施機関

防災管財課、企画財政課

第1 防災拠点の整備

1 救援活動拠点の確保

町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。また、災害対策本部を設置する町庁舎や病院等の防災拠点等について、再生可能エネルギー等の導入を推進し、拠点施設の施設整備を進める。

2 既存施設の活用

町は県と連携して、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として既存施設の活用等を検討する。また、併せて平時の一般町民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。

3 本部機能の代替性確保

町は、庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

第2 臨時防災ヘリポート及び物資集積場所の整備

町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

【資料】臨時ヘリポート（略）

【資料】物資集積場所（略）

第3 防災用資機材等の整備

1 防災用資機材

町は、応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資用資機材の整備充実にも努める。

2 水防用資機材

町は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

第8節 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速、かつ、的確な防災対策を実施するため、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する。

■実施機関

防災管財課、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 町の相互応援協定

町は、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

なお、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

連絡体制の確保	・災害時における連絡担当部局の選定 ・夜間における連絡体制の確保
円滑な応援要請	・主な応援要請 ・被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

第2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、県と協力して、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

第3 他都道府県からの応援活動

(1) 北海道・東北8道府県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む北海道・東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。

〈協定の主な特徴〉

1) 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災地情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

2) 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を、派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

3) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

(2) 全国知事会における相互応援

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき十

分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

なお、広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあつせんとする。

第4 訓練及び情報交換の実施

町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の部隊の応援等に係る情報交換を行う。

【資料】宮城県広域消防相互応援協定書（略）

【資料】宮城県広域航空消防応援協定書（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（東京都足立区）（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（東松島市）（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（豊岡市）（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（福島県会津美里町）（略）

【資料】大規模災害時における施設の使用に関する協定書（遠田警察署）（略）

第9節 医療救護体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため町は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備する。

■実施機関

健康福祉課、南郷病院、（一社）遠田郡医師会、（一社）大崎歯科医師会、（一社）宮城県薬剤師会、大崎地域広域行政事務組合消防本部、日本赤十字社宮城県支部

第1 医療救護活動体制

1 町の措置

町は、災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、医療機関及び一般社団法人遠田郡医師会等と調整を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

- ・救護所を設置する場所の指定及び整備をするとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。
- ・医療救護所で対応できない負傷者の搬送
- ・入院治療等の医療救援
- ・（一社）遠田郡医師会と医療救護に関する協力体制を整えておく。
- ・大崎地域広域行政事務組合消防本部は、県及び医療機関と連携して、救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 住民の措置

住民は、災害時の緊急を要する医療活動が円滑に行われるよう、応急手当等の習熟に努める。

- ・軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医療品を備蓄する。
- ・県、町、大崎地域広域行政事務組合消防本部及び日本赤十字社宮城県支部並びに医療機関が実施する応急手当等の講習を受け、技術の習得に努める。
- ・慢性疾患等のための常備薬については、その薬名を記録する。

【資料】救護所の設置場所一覧（略）

第2 搬送体制の確立

1 救急車による搬送

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める

2 ヘリコプターによる搬送

災害の発生により、負傷者等の搬送で緊急を要する場合は、県にヘリコプターによる搬送を要請する。

第3 広域医療体制の充実

大規模な災害時の場合、町内の医療機関だけでは、医療救護需要に対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、町は他の自治体との連携など災害時の広域的な連携体制を整備する。

【資料】医療機関一覧（略）

第4 医薬品、医療資機材の整備

町は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関及び避難所として指定している施設等に医療機材等を備蓄するよう努める。また、必要な医薬品及び医療資機材が不足する場合は、県や医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請が必要となることから、これら関係機関との体制の整備に努める。

第5 日本赤十字社宮城県支部の体制

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

(1) 救護員の登録・訓練

救護業務に従事させる必要な救護員を登録し、その養成を行う。

(2) 常備救護班の編成

救護班の編成基準は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、主事2人とし、仙台赤十字病院・石巻赤十字病院に14個班を常備する。

(3) 救護装備の整備及び救護材料・血液製剤の準備

救護業務に必要な救急車等の装備を整備し、また、必要な救護材料及び血液製剤を準備する。

(4) 災害救助法に係る防災体制の整備

災害救助法第16条の規定による都道府県知事からの委託（医療、助産及び死体の処理）については、知事と委託契約を締結し、災害が発生した場合には、この委託契約に基づき速やかに救護班を派遣し、被災地に救護所を開設するなどして災害救護活動を行う。

(5) 医療施設・血液センターに係る災害予防対策

管下医療施設（仙台赤十字病院・石巻赤十字病院）は、災害時の患者受け入れ態勢、水・医薬品・医療材料等の備蓄機能を強化して、拠点となる医療体制の整備に努める。また、管下宮城県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の供給体制及び需給調整体制を確立し、適正な在庫量の確保に努める。

第10節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関

防災管財課、税務課、徴収対策課、建設課、仙台河川国道事務所古川国道維持出張所、北部土木事務所、遠田警察署、交通安全指導隊、(公社)宮城県トラック協会
--

第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

それぞれの道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め整備を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 第一次緊急輸送道路
国道108号、国道346号・ 第二次緊急輸送道路
主要地方道鹿島台清水線、一般県道鳴瀬南郷線、一般県道小牛田停車場線・ 第三次緊急輸送道路
一般県道涌谷三本木線 |
|--|

2 緊急輸送道路の整備

それぞれの道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

3 交通規制等交通管理体制の整備

警察は、緊急通行路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

- ・ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- ・ 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ・ 避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- ・ がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- ・ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

遠田警察署は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について耐久性の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。また、災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の実施方法等について事前に協議を行い、協定等を締結するよう努める。

第2 緊急輸送体制

(1) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

町は、災害対策用の車両として、公用車については緊急通行車両等の事前届出を行うものとする。

県公安委員会は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領に基づき行う。

(2) 関係機関との輸送体制

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制の構築を図る。

(3) 輸送拠点の確保

町は、県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時補完等のための輸送拠点を定める。

また、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

第 1 1 節 避難収容対策

大規模な災害時には、火災等二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、そして、ある程度の設備が整っている小・中学校等の避難所、その他避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定する。

また、避難所の運営管理にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるほか、避難の長期化等必要に応じたプライバシーの確保、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を把握し、適切に配慮する。

さらに、愛玩動物の避難についても、可能な限り対応する。

■実施機関

防災管財課、町民生活課、健康福祉課、長寿支援課、教育総務課、建設課、子ども家庭課
--

第 1 避難誘導体制

町は、避難情報の発令について、避難情報の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルの基準に基づいて実施する。また、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難誘導は以下の避難体制に従い実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・誘導責任者は町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官とする。・誘導員は当該地域の自主防災組織リーダー等とする。・町職員を避難場所及び危険区域に配置する。・町長は、警察署等に開設する避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。 |
|--|

第 2 指定緊急避難場所の確保

町は、火災、水害等の災害から管内の住民が避難するための場所について都市公園、グラウンド、学校など公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、住民等に周知徹底を図る。

避難場所として指定する場合、高齢者、乳児、障害者等避難行動要支援者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意するまた、指定緊急避難場所を指定し、住民に周知する。

- ・火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- ・浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ・地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- ・臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- ・危険物施設等が近くでないこと。
- ・対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。

第3 避難所の確保

町は、風水害、火災等による焼失等により住居を失った住民及び災害時における相互応援協定締結自治体等の被災者を収容するための避難収容施設（学校等）をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

なお、町は避難所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

1 避難所の種別

円滑に避難活動が行えるよう、次のとおり3段階に避難所を位置づける。

一時避難所	木造の集会場等は一時避難所として、一時的な避難のための集合場所として位置づけ、建物の被災状況、周辺の火災延焼状況等を判断した上で指定避難所に移動する。
指定避難所	堅牢な耐震・不燃化建築物である町体育館、小・中学校を指定避難所として指定し、炊き出し、生活必需品等の配布など救援・救護活動を長期的に実施する避難収容施設として位置づける。
福祉避難所	指定避難所では生活に支障をきたす要配慮者を対象に、堅牢な耐震・不燃建築物等で、なおかつバリアフリー化された特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービス施設等を福祉避難所として位置づける。

2 避難所の選定

避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- ・「避難所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- ・救援、救護活動を実施することが可能であること。
- ・給水、給食等の救助活動が可能であること。
- ・その他の被災者が生活する上で適当と認める場所であること。
- ・堅牢の耐震・不燃化建築物であること。

3 避難所の管理

避難所の管理にあたっては、避難所運営マニュアルの内容に準じ行う。

- ・避難所の管理責任者等をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。
- ・避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- ・避難者数を想定して、必要最小限の水、食糧、毛布等の備蓄に努める。
- ・学校教育施設を避難所として使用する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- ・指定した避難所の施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- ・ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ受け入れ体制を整備する。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定する。
- ・男女及び性的マイノリティ（L G B T Q）、また子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止のため、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

【資料】 避難所、避難場所一覧（略）

【資料】 福祉避難所一覧（略）

第4 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

（1）引渡しに関するルールの方針

学校は、災害発生時における、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ策定し、町及び教育委員会は、その把握に努める。

（2）安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、災害が発生した場合又は町等が避難情報の発令を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

（3）引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいて、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も併せて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第5 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難路等を明確にし、指定する場合、次の事項に留意する。また、避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）については、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

- ・十分な幅員があること。
- ・万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。
- ・崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること。

第6 避難計画の整備

1 町の対応

町は、次の事項に留意し、避難計画を整備する。

- ・避難指示等を行う基準及び伝達方法
- ・指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- ・指定避難所の名称、所在地、収容人員
- ・避難路及び誘導方法

2 公的施設及び不特定多数の人が集まる施設の管理者の対応

学校、病院、体育館、文化会館等、不特定多数の人が集まる施設の管理者は、大規模な災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、防災教育、訓練を行うよう努める。

第7 避難に関する広報

町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した資料の住民への配布等を積極的に行う。また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の適切な保守点検に努めるとともに、SNS等の有効的な利用に努める。

第8 応急仮設住宅対策

町は事前に、応急仮設住宅の建設に関し、公有地等建設可能な場所の選定し、仮設住宅整備計画を策定する。

【資料】 応急仮設住宅設置予定場所一覧（略）

第 1 2 節 食料・飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資（衣料、寝具、日用雑貨品等）の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

■実施機関

企画財政課、税務課、徴収対策課、健康福祉課、長寿支援課、水道事業所

第 1 地域住民等のとるべき措置

1 町民及び事業所等の対応

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低 3 日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努める。

2 町の対応

町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。また、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料の備蓄に努める。

第 2 食料及び生活物資の確保

1 食料の調達、供給活動関係

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の食料の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、食料の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

2 生活物資の確保

町は、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、最小限の生活物資の確保に努める。

第 3 飲料水の確保

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、飲料水・防火用水兼用の地上式貯水槽の整備及び適切な維持管理を図り、災害時に即座に給水活動を実施できるように努める。さらに、日本水道協会宮城県支部などの関係機関との災害相互応援計画等に基づき、必要に応じ応援要請を行い、応急給水体制の確立を図る。

水道事業管理者は、災害発生時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

第4 燃料の確保

大規模災害時には、交通の途絶及び停電・避難の長期化等により、防災拠点及び避難所等の発電機、暖房器具、公用車用の燃料が不足あるいは欠乏することが予測されることから、町は、ガソリン、灯油及び軽油等の流通備蓄等を検討する。発災後の早い時期に、防災拠点、避難所及び公用車等に燃料を供給し、救助活動が速やか、かつ、円滑に実施できるように、物資供給に関する協定の締結団体等に燃料等の供給を要請する。また、予め燃料等の要請手続を確認するとともに供給体制の確立を図る。

第13節 廃棄物対策

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ゴミ、不燃性ゴミ、生ゴミ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進するとともに、混乱の中でも行えるリサイクルのための分別方法や排出方法を定め、啓発を行う。

■実施機関

町民生活課、大崎広域リサイクルセンター、大崎広域東部クリーンセンター、大崎広域東部衛生センター

第1 処理体制

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策が組合施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第2 主な措置内容

1 緊急出動体制の整備

大崎広域東部クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備に努める。また、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

2 避難所の生活環境の確保

町は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。また、災害時に仮設トイレ、消毒剤、脱臭剤等の調達を迅速かつ円滑に行えるよう、体制の整備に努める。

第14節 ボランティアの受入

近年の各種災害において、ボランティアの活動は救援活動上が大きな役割を果たしてきた。今後、ボランティア団体等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入や登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

■実施機関

健康福祉課、町社会福祉協議会、自主防災組織

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務（一般ボランティア）	・避難所の運営 ・災害ボランティアセンターの運営補助 ・炊き出し、食料等の配付 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・避難行動要支援者等の介護補助 ・泥かき、瓦礫整理等の清掃活動 ・児童の遊び相手、託児代行 ・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	・救護所等での医療、看護、保健予防 ・外国人のための通訳 ・被災者のメンタルヘルスケア ・高齢者、障害者等への介護 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設の調査等 ・被災住宅地の危険度判定 ・災害ボランティアコーディネート ・IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 一般ボランティアの受入体制

1 一般ボランティアの受入体制づくりの担い手

一般ボランティアの受け入れは、災害の発生時には美里町社会福祉協議会が中心となっていく。そのため、発災時に速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよ

う、町は、県、関係団体等と協力し、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。また、町民を対象として、養成に関わる費用の一部を補助することを検討する。

(2) ボランティア受け入れ拠点の整備

美里町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

美里町社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、一般ボランティアの受入体制づくりについて、町社会福祉協議会、NPO法人等関係機関、県社会福祉協議会と協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

第3 専門ボランティアの登録

平成26年1月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第4 日本赤十字社宮城県支部の活動体制

大規模な災害時には、行政等の救護機関だけに頼らず県民相互の自主的できめ細やかなボランティア活動が、防災活動の進展に極めて意義深いことから、県民の防災意識の

高揚と安全で有効な活動を期するため、積極的にこれを推進する。

1 赤十字の防災ボランティア

- (1) 赤十字奉仕団員
- (2) 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体
- (3) 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

2 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、日本赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

3 関係機関との連携

防災ボランティア活動を有効に推進するため、活動場所、活動内容、受け入れ等について詳細な情報を必要とするので、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第15節 要配慮者への対応

大規模災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、また、旅行者等も被災することが考えられ、その場合一般住民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておく。

■実施機関

町民生活課、健康福祉課、長寿支援課、子ども家庭課、教育総務課、自主防災組織

第1 避難行動要支援者への対策

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するために特段の支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、身体的機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、町は、防災関係機関、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携して、避難行動要支援者の災害対応に万全を期する。

1 避難行動要支援者名簿作成及び整備

避難行動要支援者の本人確認及び避難誘導にあたっては、特に家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自主防災組織、民生委員・児童委員の協力を得て行う。

町は避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認が行えるよう、避難行動要支援者名簿を作成、定期的に更新するものとする。避難行動要支援者名簿は避難行動要支援者の居住状況、支援を必要とする事由等が適切に反映されたものとし、情報伝達、避難

支援、安否確認体制等を整備する目的で、避難行動要支援者本人の同意を得て、防災関係機関、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など避難者支援等に携わる関係者に提供できるものとする。また、町は名簿情報の漏えいを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

2 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、災害等の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難のために、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる。

(1) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画を作成し、作成した避難確保計画を町に報告するものとする。

なお、これを変更したときも、同様とする。

ア 防災体制

イ 避難誘導

ウ 施設の整備

エ 防災教育及び訓練の実施

オ そのほか円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

要配慮者利用施設の管理者等は、作成した避難確保計画に基づいた避難訓練を実施する必要がある。この訓練の実施の際には、ハザードマップを活用し、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、地域の実情に合わせた避難訓練の実施が重要である。

なお、要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

【資料】 要配慮者利用施設一覧

(2) 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。また、避難確保計画の作成にあたっては、積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設について必要な指示を行い、その指示に従わないときは、その旨を公表するなど避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとるものとする。

3 社会福祉施設の安全対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年度や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な避難行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴等を考慮し方法を確立しておく。

4 在宅の要配慮者の災害予防対策

町は、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要配慮者支援マニュアルを作成するとともに、在宅の要配慮者を的確に把握しておく。その際には、プライバシーに十分配慮するとともに、個人情報保護を徹底する。

第2 外国人支援対策

災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は、県及び関係機関と連携して次の外国人支援対策を進める。

- ・在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、適切な配慮を行うこと。
- ・外国語対応の防災に関する資料を作成・配付すること。
- ・防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。
- ・町が行う防災訓練の実施にあたって、地域に住む外国人を含めること。
- ・災害時の広報活動等に備え、通訳者等、必要な人員の確保を行うこと。

第3 旅行者への対策

町は、地理に不案内な旅行者に対して、災害発生時に迅速な被害状況や応急対策に関する情報提供が行えるよう、旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第4 事前申込手続きの検討

町は、避難時の要配慮者の避難を確実に実施するために、事前に要配慮者からの自主的な申し出により、本人の所在地情報等を整備し、自主防災組織等への情報伝達などを含む事前申込手続きを検討する。

第16節 防災訓練の実施

災害発生時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるようにするとともに、各防災関係機関は、防災意識の普及、高揚を図ることを目的とした防災訓練を行うものとする。

また、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を考慮して取り組むものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

■実施機関

防災管財課、健康福祉課、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、自主防災組織

第1 町の防災訓練

町では、国が定めた防災の日である9月1日及び8月30日から9月5日までの防災

週間に合わせて、総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は、平成15年7月26日発生の宮城県北部連続地震及び平成23年3月11日発生の東日本大震災の教訓を生かし、自助・共助・公助が融合した訓練を実施するものとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。また、男女及び性的マイノリティ（LGBTQ）のニーズ及び視点の違い等に配慮するものとする。

なお、訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。訓練の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ・災害対策本部運用訓練 | ・職員招集訓練 | ・通信情報訓練 |
| ・広報訓練 | ・避難訓練 | ・警備、交通規制訓練 |
| ・火災防御訓練 | ・救出救護訓練 | ・緊急輸送訓練 |
| ・炊き出し、給水訓練 | ・水害防止訓練 | ・自衛隊災害派遣訓練 |
| ・その他 | | |

避難所運営訓練については、学校等が避難所となることを想定し、地域、自主防災組織、学校及び保護者と連携して実施する。

第2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- | |
|---------------------------------|
| ・災害の規模、地域被害の程度等を明らかにする。 |
| ・関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。 |
| ・避難行動要支援者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。 |
| ・訓練結果について、事後に検討を行う。 |

第17節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本に基づき、近隣の負傷者・要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。

■実施機関

防災管財課、教育総務課、子ども家庭課、まちづくり推進課、幼稚園、小中学校、保育所、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、消防団後援会連合会、婦人防火クラブ連合会、自主防災組織

第1 防災知識の普及、徹底

1 町職員への防災知識の普及

災害発生時には、町は災害対策の中枢を担い、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する行動計画の作成・配付、研修会等を通じ、所掌事務を熟知させる。また、防災関係機関は、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

町は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、職員の派遣を実施する。実施に際しては、広報紙等を活用し、広く周知するとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割分担等を住民に周知させる。

町は、次に定めるところにより、各々の所掌業務に関し、住民に対する防災知識普及に努める。

- ・広報紙等を活用して防災知識の普及を図るほか、防災に関するしおり・パンフレット・チラシ等を作成、配布し、防災知識の周知に努める。
- ・防災訓練、防災上重要な施設、災害に関する知識等の映像等を活用し、又は編集し、社会教育活動、講習会等の利用に供する。
- ・防災関係行事を通じ、広報車を利用し、防災知識の普及に努める。
- ・各種展示会等を利用し、又は防災展示会を開催し、防災知識の普及に努める。
- ・町ホームページを活用する。
- ・インターネットを活用する。

3 普及内容

町は、次の事項について普及に努める。

平素の心得	・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難情報の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」等の利用
災害時の心得	・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し

4 要配慮者への配慮

町は、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、防災知識の普及においては要配慮者等に配慮し、以下の項目について実施に努める。

- ・障害者、高齢者の常備品等の点検
- ・介護者の役割の確認（民生委員・児童委員等への周知）
- ・被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮

第2 学校等教育機関における防災教育

校長又は園長等は、自らあるいは防災主任等に指示し、児童・生徒、幼児の災害に関する知識が深まるよう、日ごろから必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒、幼児が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的 to 実施する。また、大規模災害に対応するため、行政区や自主防災組織等との連携を図るよう努める。

教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座等で防災に関する内容を取り入れ地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

町並びに教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。

- ・学校行事としての防災教育：校長、園長及び防災主任等
- ・防災マップづくり：町及び自主防災組織
- ・防災訓練や避難訓練等の実施：町及び教育委員会

第3 町民の取り組み

被害の大きさは町民の心構えや備えによって大きく異なることから、町民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家屋等の点検、家族内の連絡体制、避難先及び非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。

第18節 自主防災組織の育成

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成・指導に努める。

■実施機関

防災管財課、まちづくり推進課、大崎地域広域行政事務組合消防本部、自主防災組織

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第2 自主防災組織の育成・指導

1 町の役割

町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなくてはならない。

- ・行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- ・大規模災害に対応するため、また、高効率な共助を実践するため、自主防災組織間の連携を指導し、自主防災組織連絡協議会等の設置について働きかける。
- ・県と協力し、自主防災組織リーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- ・自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。

2 自主防災リーダー講習会等の開催

町は、各行政区に自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の担い手である地域防災リーダーを育てるため、県と連携し、防災に関する知識・技術を学ぶ講習会等を開催する。また、地域防災リーダー等の資質向上のために再講習の開催に努める。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

自主防災組織は、災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練等を実施するとともに、県、町等が実施する防災訓練へ参加する。

消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。
その他訓練	炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練

(2) 防災知識の普及

町は、災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(3) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域の組織体制や防災備品、危険箇所等の防災点検を実施する。

(4) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するためには、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるよう保管する。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ・地域内の被害情報の収集方法
- ・防災関係機関連絡網
- ・連絡機器の使用方法
- ・防災関係機関との連絡方法
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- ・要配慮者の安否確認方法

(2) 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、がけ崩れ等により建物の下敷きになった者が発生した時や床下浸水等の水害が発生した時は、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは医療救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

町長の避難指示等若しくは警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速、かつ、円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては次の点に留意する。

- ・避難誘導責任者(町職員、消防職員、消防団、警察官、交通安全指導隊)は、火災、危険物、がけ崩れ等の危険がないかを確認しながら実施する。
- ・円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限のものとする。(タオル、着替え、薬)
- ・高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもと避難させる。

(5) 給食・救援物資の配付及びその協力

自主防災組織は、被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

3 自主防災組織への支援

町は、地域防災力の強化の一貫として、「地域づくり支援事業」等により、新たな自主防災組織の立ち上げや、防災資機材等の整備を図るための購入支援をする。

第19節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関

防災管財課、産業振興課、農業委員会事務局、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等と呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、あらかじめ事業継続計画等を策定し、事業継続及び早期事業再開に取り組むものとする。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 従業員等の防災教育
- ・ 情報の収集・伝達体制の確立
- ・ 火災その他災害予防対策の確立
- ・ 避難対策の確立
- ・ 応急救護の確立
- ・ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ・ 施設耐震化の推進
- ・ 施設の地域一時避難所・避難場所としての提供
- ・ 地元消防団との連携・協力
- ・ 自主防災組織との連携・協力

第20節 災害種別毎予防対策

第1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

■実施機関

防災管財課、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、消防団後援会連合会、美里町婦人防火クラブ連合会

1 防災活動の促進

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識などの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ、幼少年消防クラブが町内全域に設立されるよう育成指導に努める。

(3) 出火防止のための査察指導

町および消防機関は、火災の防止がその建物等の維持管理状況に負うところが大きいことから、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して、指導、助言を行う。

(4) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要である。

このため、町は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

2 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町、消防本部における消防資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう設備整備を積極的に進める。

(1) 町

町は、消防団の消火活動に必要な資機材や体制の整備に努める。

(2) 消防本部

消防本部は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）を踏まえて作成する消防施設整備計画により、消防施設等の充実を図り、消防力の強化に努める。

3 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- ・消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- ・地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- ・消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- ・女性消防団員の加入促進
- ・事業所に対する協力要請
- ・消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- ・施設・設備の充実

4 消防水利の整備

町は、災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができなくなるおそれがあることから、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、用水路等を活用する消防水利の多様化を促進する。

5 消防計画の充実強化

町は、消防団の活動については、適切かつ効果的な消防活動を行うための消防団規則・活動要領の充実を図る。

消防本部については、大崎地域広域行政事務組合消防本部が別に定める「消防計画」によるものとする。

6 情報の収集・伝達体制の整備

町は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

7 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

第2 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進する。

■実施機関

防災管財課、町民生活課、大崎地域広域行政事務組合消防本部

1 危険物施設

(1) 安全指導の強化

町、消防機関及び関係機関は、危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 施設の基準維持

危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 自衛消防組織等の育成

町、消防機関及び関係機関は、事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(4) 防災用資機材の整備

町、消防機関及び関係機関は、複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料】危険物等施設一覧（略）

2 高圧ガス施設

高圧ガス販売所・貯蔵所等の事業者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

3 毒物・劇物貯蔵施設

町、消防機関及び関係機関は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物に関して、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者、タンク等の貯蔵設備を有する施設を把握しておく。

第3 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

町は、必要に応じて東日本旅客鉄道株式会社仙台支社が行う予防対策に協力する。

第4 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。

■実施機関

仙台河川国道事務所、北部土木事務所、建設課

1 道路施設

それぞれの道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

町は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

2 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努めるものとする。

4 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

5 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。

第21節 行政機関の業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、あらかじめ業務継続計画（BCP）等を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 2 章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

町は、広報車、防災行政無線及びSNS等を活用し、また、自主防災組織を通じて気象情報等の周知を図る。

気象庁は、平成25年8月から、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために新たに「特別警報」の運用を始めた。

町が特別警報の伝達を受けた時は、直ちに住民に伝達するものとする。

■実施機関

防災班、管理班、広報班、仙台管区气象台、県復興・危機管理総務課、土木部防災砂防課、河川課、北部土木事務所

※実施機関欄の班表示は、本章、「第2節 防災活動体制」、「第2 災害対策本部」、「7 災害対策本部の組織及び分掌事務」による。

第1 防災気象情報の伝達周知

1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本		

警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注 意 報	高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

	※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を

	特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

2 仙台管区気象台及び東北地方整備局河川事務所が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、同法11条第1項の規定により、仙台管区気象台及び東北地方整備局河川事務所が共同して、当該河川が破堤はん濫等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりとする。また、洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。浸水が想定される区域に高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう当該施設との連絡方法を定めておく。

(1) 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(2) 洪水予報を行う河川名とその区域（本町関係分のみ）

予報区域名	河川名	区 域
鳴瀬川	鳴瀬川	左岸 大崎市古川引田字堀込道上 7 9 番地先から海まで 右岸 大崎市三本木斉田字桜館 1 番の 1 地先から海まで
	多田川	左岸 大崎市古川西荒井字東田 5 番の 1 地先から 鳴瀬川合流地点まで 右岸 大崎市三本木高柳字横江 4 5 4 番の 1 地先から 鳴瀬川合流地点まで
	鞍坪川	左岸 東松島市西福田字長峯 6 番地の 1 地先から 鳴瀬川への合流点まで 右岸 東松島市西福田字長峯 1 番地の 4 地先から 鳴瀬川への合流点まで
江合川	江合川	左岸 大崎市古川桜の目字下川原 7 5 番の 1 8 番地から 旧北上川への合流点まで 右岸 大崎市古川小泉字内高畑 1 番の 1 地先から 旧北上川への合流点まで

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の周知を行う河川名とその区間（本町関係分のみ）

河川名	区 域
新江合川	左右岸 新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで
鳴瀬川	左 岸 加美町田川合流点から大崎市古川引田まで 右 岸 大崎市三本木町斉田まで
多田川	左右岸 加美町山田橋から 大臣管理区間境まで
渋井川	左右岸 大崎市台所橋から 多田川合流点まで
吉田川	左右岸 南川合流点から 大臣管理区間境まで
江合川	左 岸 大崎市岩出山二ツ石堰から大崎市古川桜目まで 右 岸 大崎市古川小泉まで
田尻川	左右岸 大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで
出来川	左右岸 美里町北浦新前田 前田橋から 江合川合流点まで

3 消防法に基づき、仙台管区气象台が宮城県知事に対して行う通報

火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報するもので、通報の基準は概ね次のとおりとする。

通報基準番号	通 報 内 容
1	最小湿度４５％以下、実効湿度６５％以下で平均風速７ｍ／ｓ以上の見込みのとき。
2	最小湿度３５％以下で実効湿度６０％以下の見込みのとき。
3	平均風速１３ｍ／ｓ（江ノ島、北～東南東１８ｍ／ｓ）以上の見込みのとき。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

4 予報・警報等の細分区域（平成２８年１０月１０日現在）

府 県 予報区	一次細分 区 域	市町村をま とめた地域	二次細分区域（含まれる市町村等）
宮城県	東 部	東部仙台	仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大郷町
		石巻地域	石巻市、東松島市、女川町
		東部大崎	大崎市東部、涌谷町、美里町
		気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町
		東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		登米・東部栗原	登米市、栗原市東部
	西 部	西部仙台	仙台市西部、大和町西部、大衡村
		西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		西部大崎	大崎市西部、色麻町、加美町
		西部栗原	栗原市西部

5 宮城県土砂災害警戒情報

宮城県と仙台管区気象台は、平成１９年８月３１日から「宮城県土砂災害警戒情報」の提供を開始している。

《土砂災害警戒情報の目的》

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある時に、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する新たな防災情報

《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として発表される。

なお、仙台市、大崎市、栗原市及び大和町の４市町については、同一市町内において気候特性が大きく異なることから仙台市西部、仙台市東部、大崎市西部、大崎市東部、栗原市西部、栗原市東部、大和町西部、大和町東部に分割して発表される。

《土砂災害警戒情報の内容》

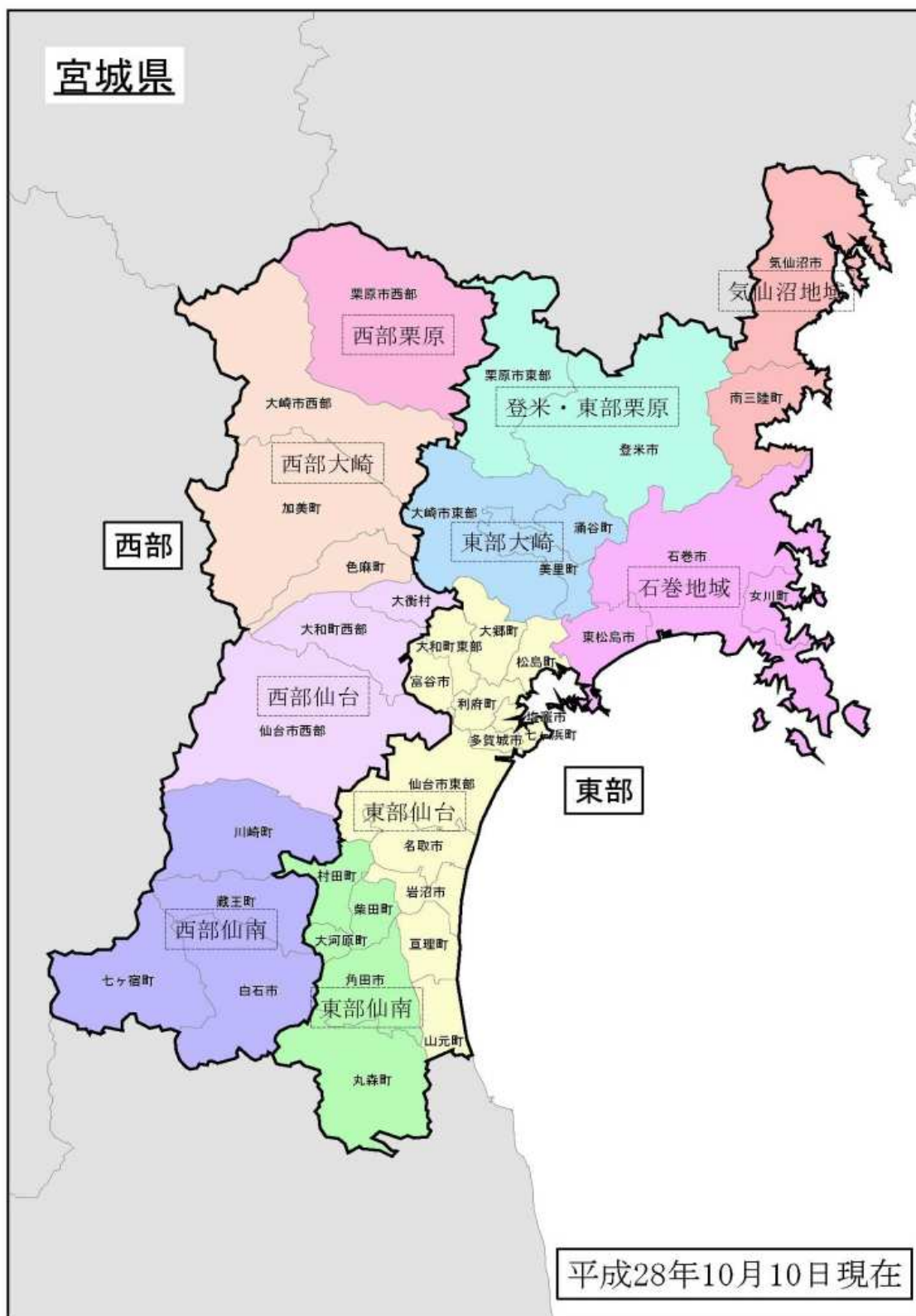
土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものであり、文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）が市町村単位等で記述されており、今後3時間以内の降雨予測を含んだ簡潔な内容の警戒文が記述される。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域がそれぞれ市町村ごとに色分けして表示され、1時間30ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向、速さ等も表示される。

《土砂災害警戒情報の伝達》

気象台が発表した土砂災害警戒情報は、防災情報提供システムにより県復興・危機管理部復興・危機管理総務課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達される。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達され、自主避難等にも活用することができる。

県総務部危機対策課からは、防災FAXやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報が伝達される。

警報・注意報の細分区域(宮城県)



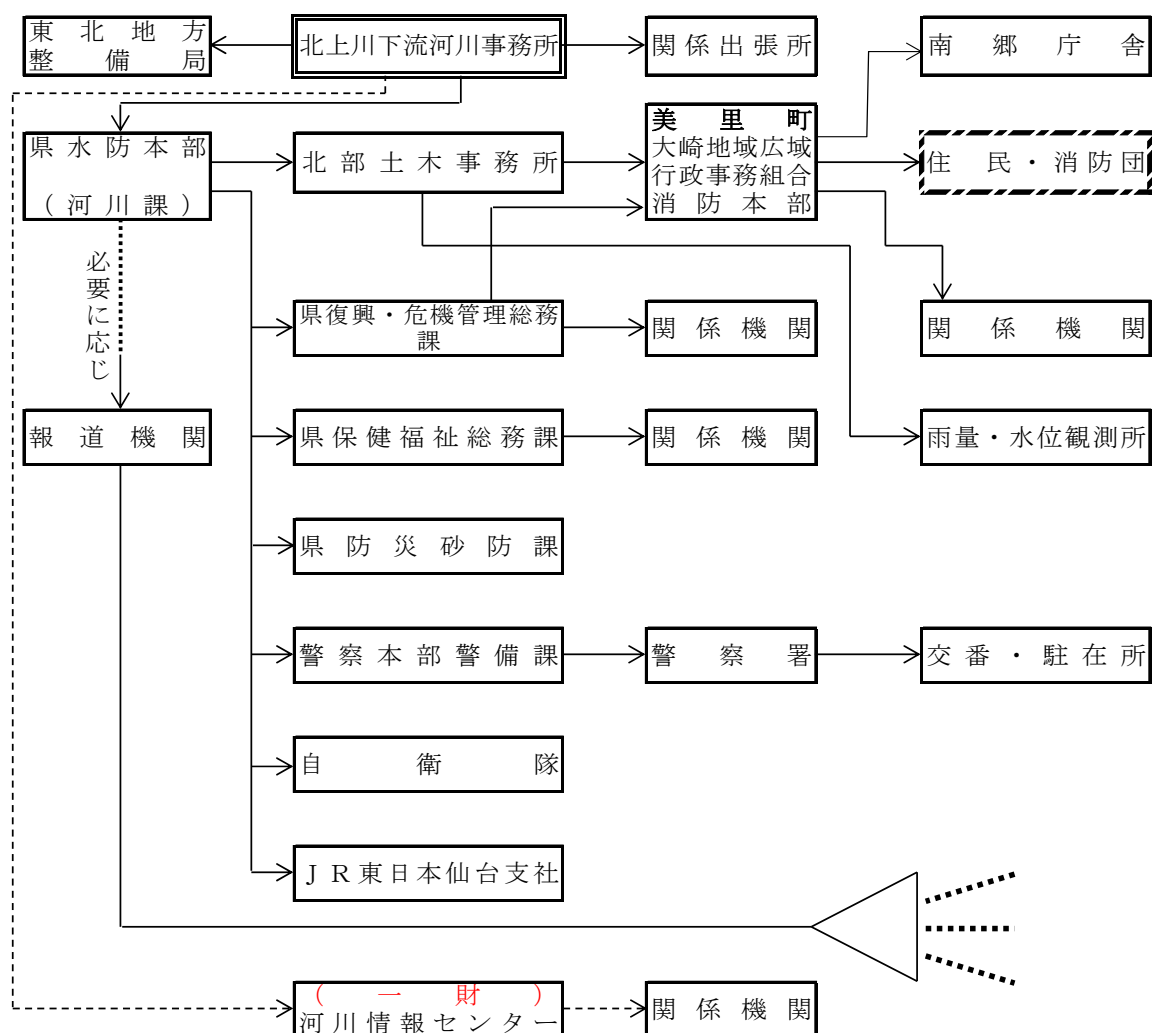
第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発令は、国土交通省北上川下流河川事務所長が行うものとされており、同様に県知事指定の河川については、管轄区域の土木事務所長が行うこととされている。その警報事項については、次図によって速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知される。水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の処置を講ずる。

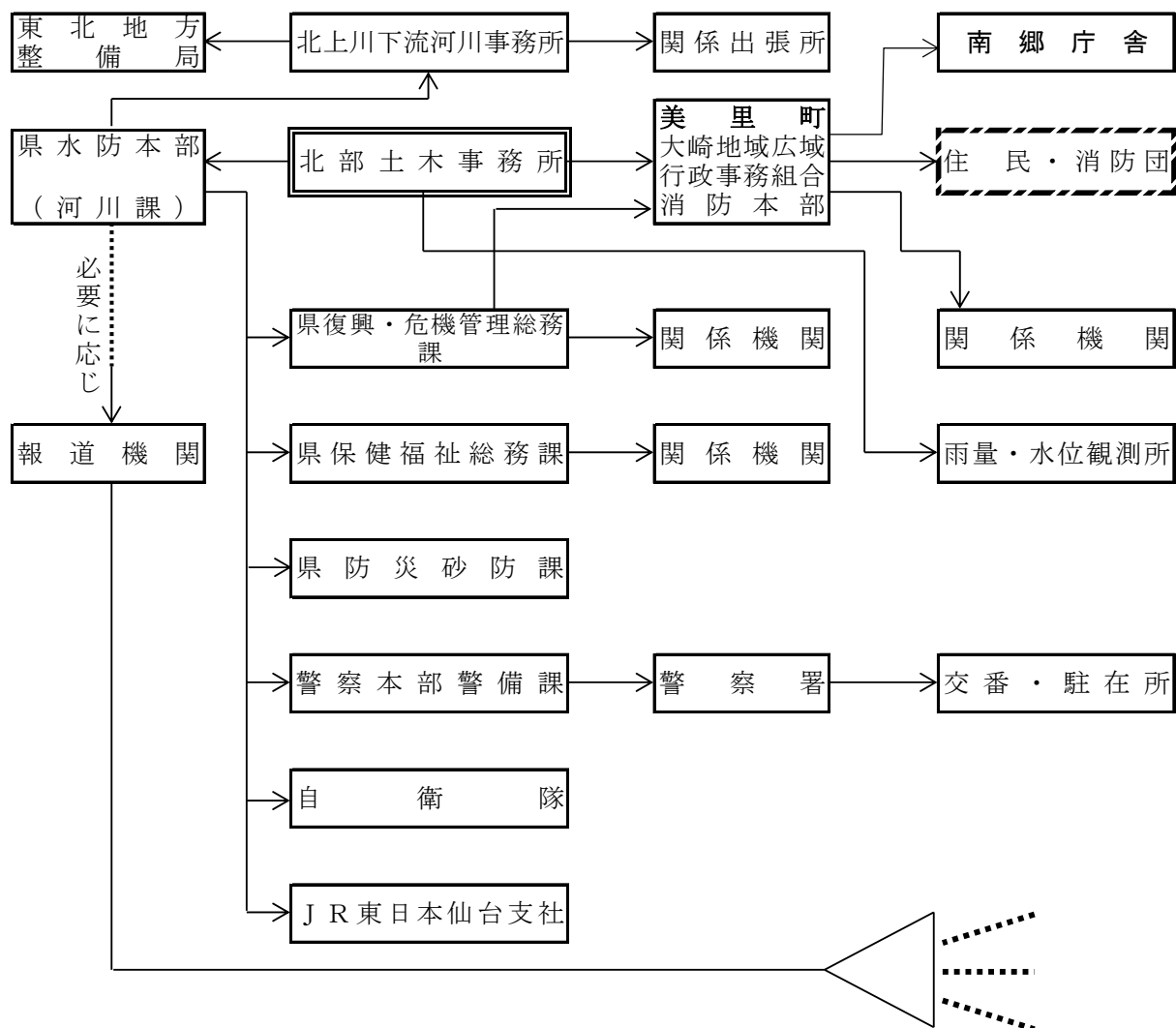
また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及びはん濫のおそれのある隣接水防管理者等に通報するものとする。

町は、浸水が想定される区域に高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう当該施設との連絡方法を定めておく。

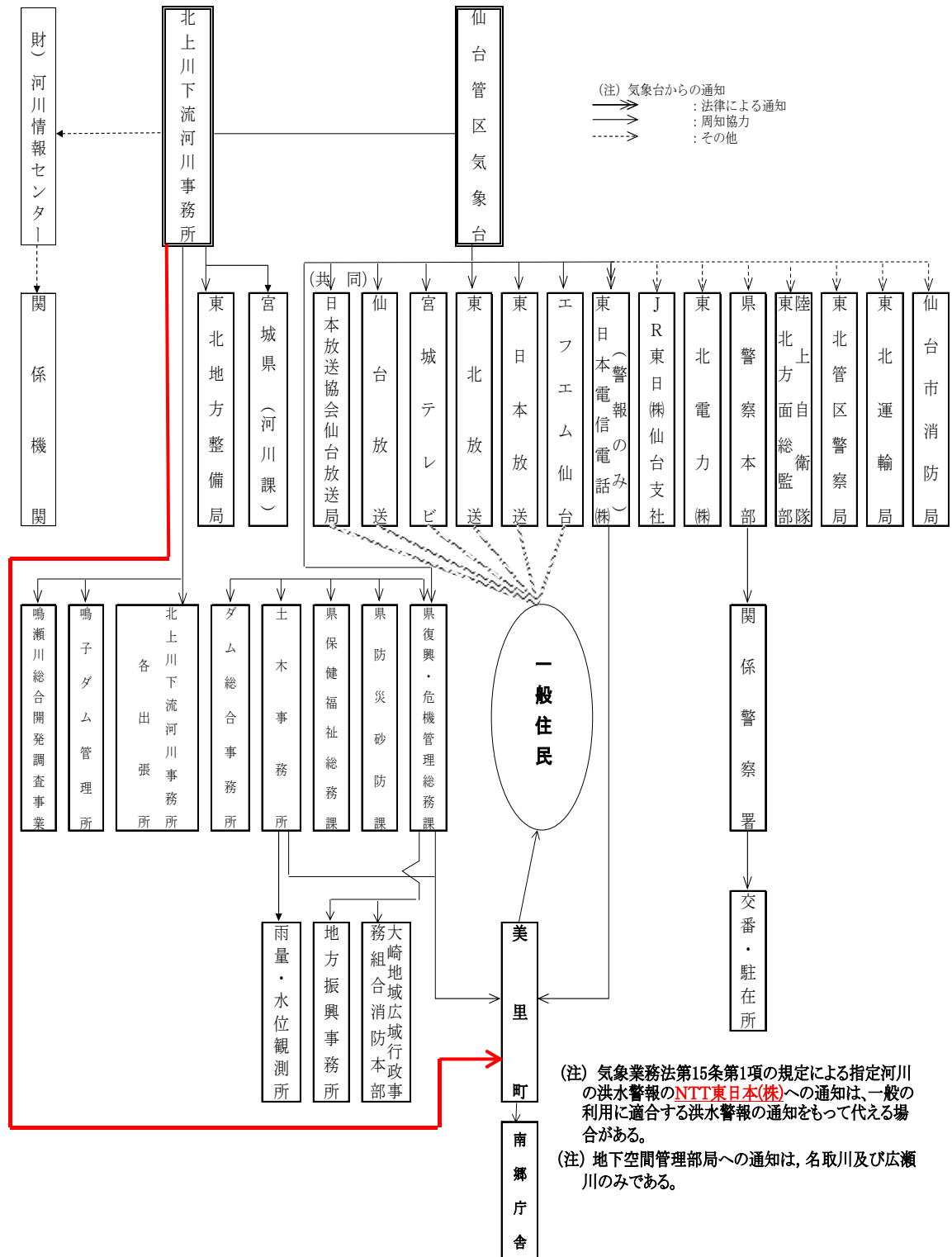
水防警報伝達系統図(国土交通大臣が発令する場合)



水防警報伝達系統図（県知事が発令する場合）

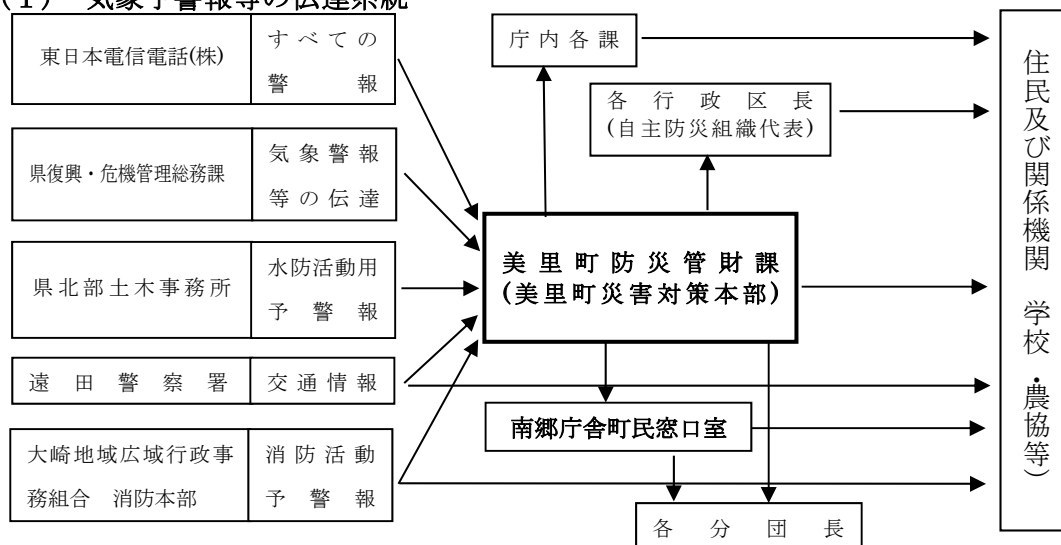


洪水予報伝達系統図



第3 気象警報等の伝達

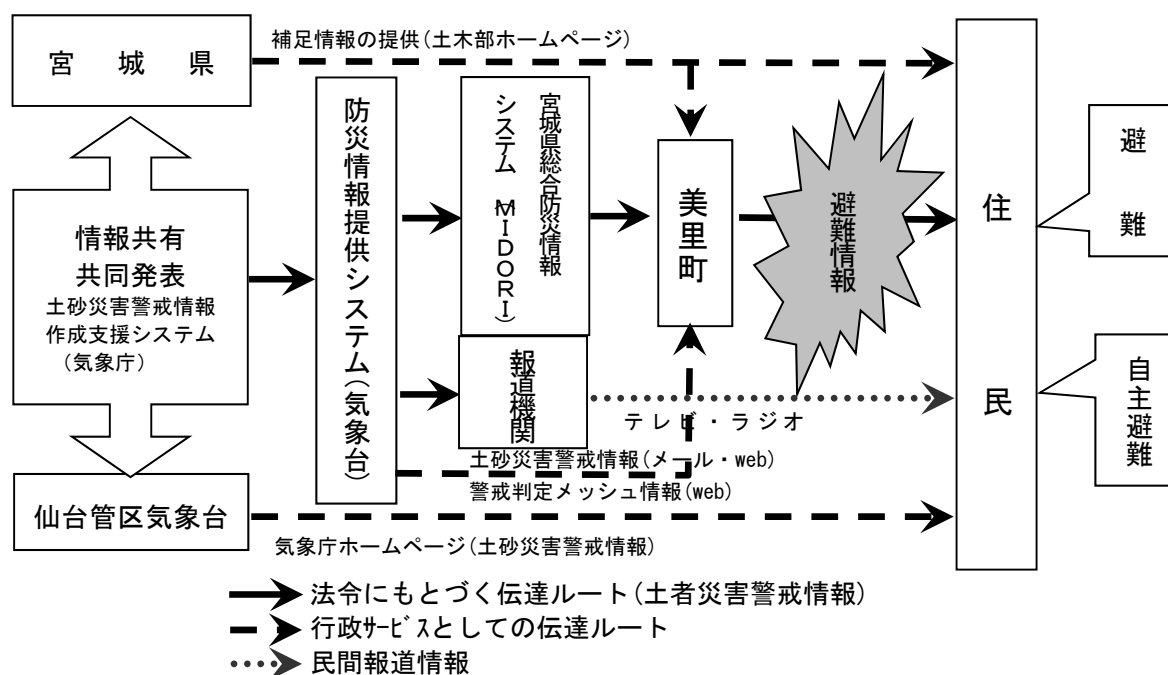
(1) 気象予警報等の伝達系統



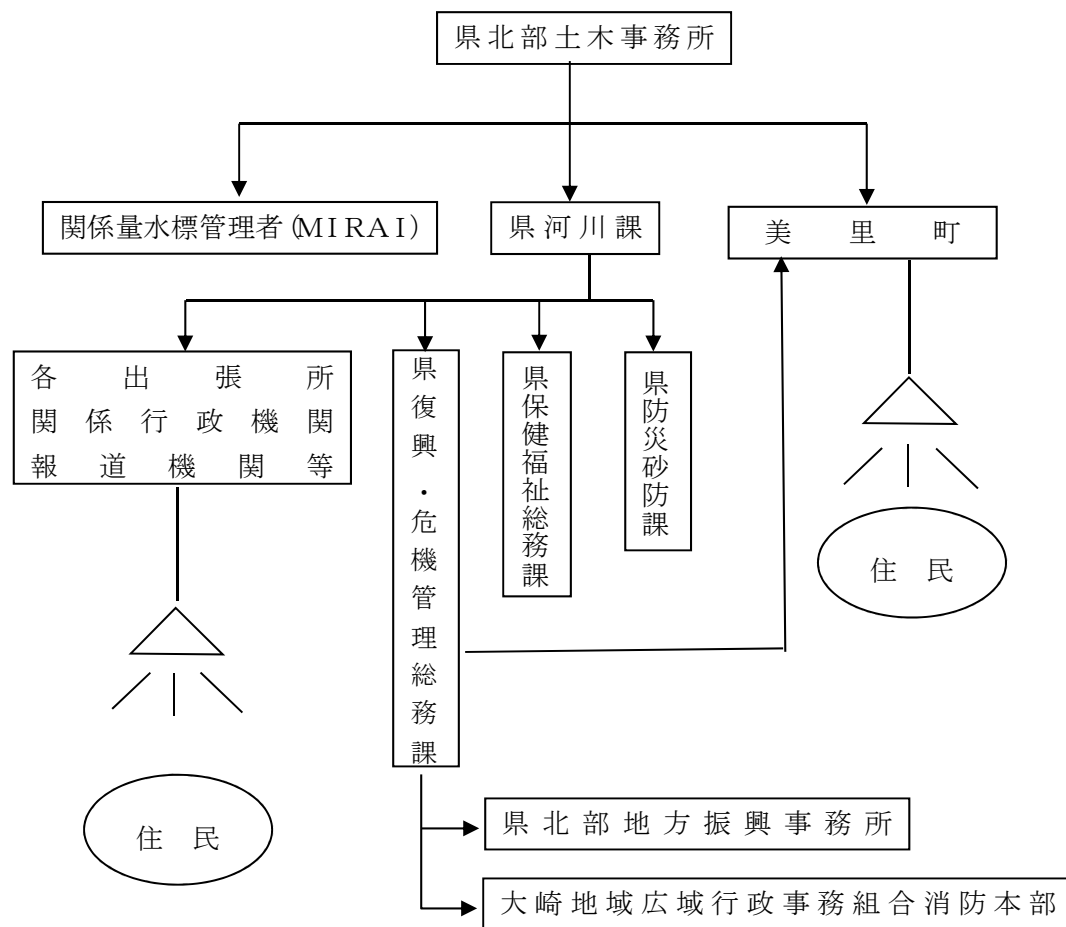
(2) 気象予警報の受領及び伝達方法

- ア 関係機関から通報される気象予警報等は、勤務時間内は防災管財課防災係長が、勤務時間外は警備員が受領する。
- イ 警備員が受領した場合は、直ちに防災係長に伝達する。
- ウ 気象予警報等を受領した防災係長は、防災管財課長に報告する。防災管財課長は町長に報告するとともに、その指示を得て関係各部・課長、関係機関及び住民に通報する。
- エ 住民への伝達は、原則として必要と認める気象予警報について、防災管財課長は町長の指示を受けて、防災行政無線及び広報車により周知を図る。

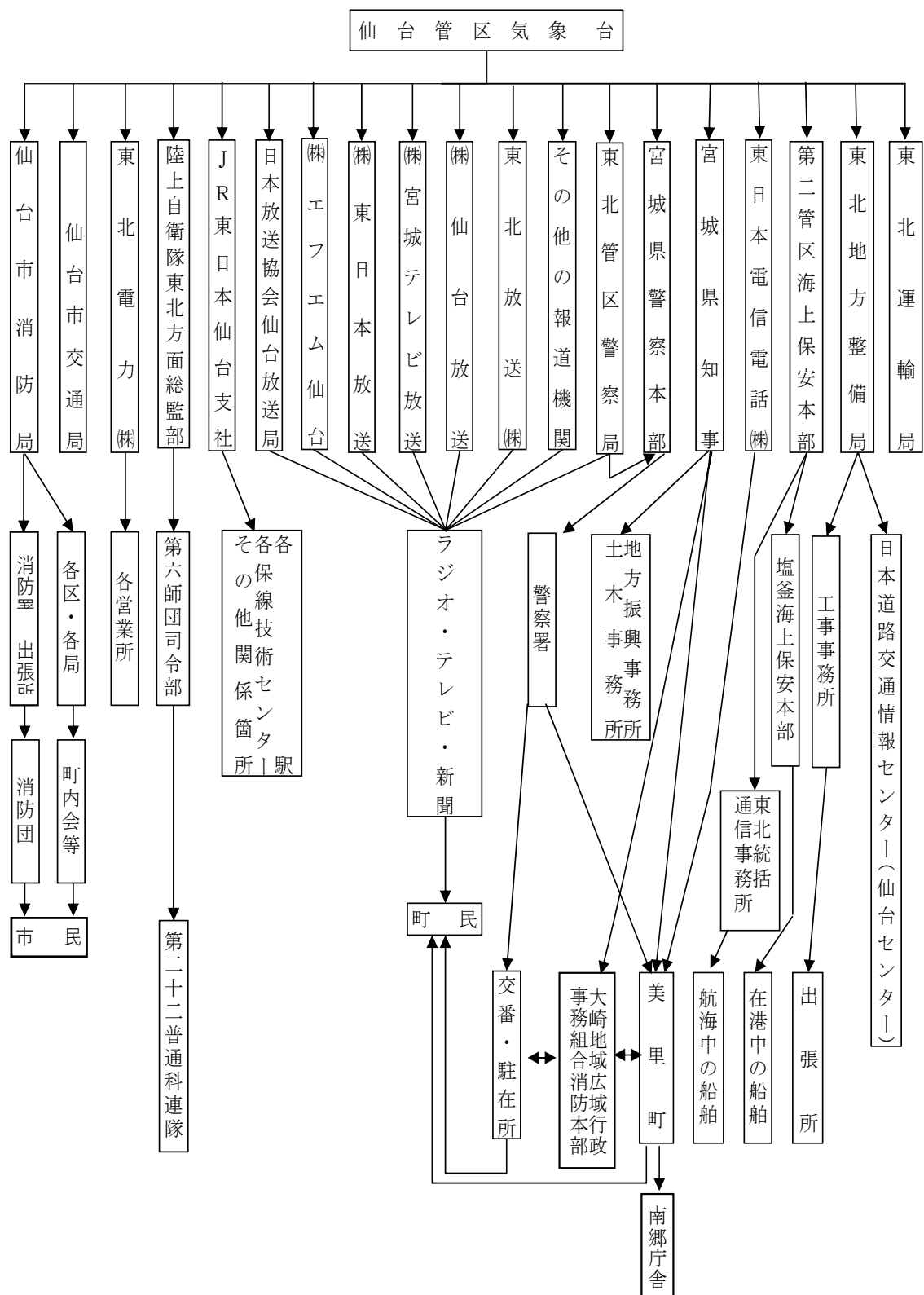
第4 土砂災害警戒情報の伝達



避難判断水位情報（特別警戒水位情報）伝達系統図（県管理河川）



仙台管区気象台からの気象警報等の伝達系統



第2節 防災活動体制

災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員行動計画に基づき配備体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階において関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

■実施機関及び担当業務

全職員	・ 配備にあわせた動員及び参集
防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 消防団の動員
大崎地域広域行政事務 組合消防本部	・ 消防職員の動員

第1 町の活動

1 職員の配備体制

町内で相当規模以上の災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。各配備体制の基準等は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令され被害状況を迅速に把握する必要がある場合は、職員を各地に派遣する。

（1）警戒配備（0号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想されるとき、又は町内に災害が発生したとき、若しくはその他特に防災管財課長が必要と認めたときは「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

（2）特別警戒配備（1号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は町内に被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表されたとき、若しくはその他特に副町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

（3）特別警戒配備（2号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、又は広範囲にわたる被害が発生した場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合、被害が甚大と予想される場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策本部活動要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

■非常配備体制の基準・内容等

区分		配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備	0号	・東部大崎(美里町)に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想されるとき、若しくは町内に災害が発生したとき。 ・その他特に防災管財課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒本部 (本部長：防災管財課長)	各課配備担当職員	・休日及び勤務時間外における配備体制については、課(所等)長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。 ・災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。 ・大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部からの指示により関係課(所等)を通じ、各防災関係機関に伝達するものとする。 ・廃止については、本部からの指示により各防災関係機関に伝達するものとする。 ・特別警戒配備(2号)が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。
	特別警戒配備	1号	・東部大崎(美里町)に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。 ・町内に被害が発生したとき。 ・台風による災害が予想されるとき。 ・大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表されたとき。 ・その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(1号) (本部長：副町長)	
		2号	・東部大崎(美里町)に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 ・広範囲にわたる被害が発生したとき。 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課の人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(2号) (本部長：町長)	
非常配備	3号	・町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・被害が甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 (本部長：町長)	本部員 (本部会議)	

2 職員の動員体制

(1) 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

(2) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に「非常配備体制の基準・内容等」に該当する災害等を覚知した場合、それぞれ所定の職員は指令に基づき、あるいは自主的に登庁し配備につくものとする。

(3) 動員の報告

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び防災管財課長に報告する。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

町長は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(5) 市町村間の応援協定

応援協定を締結している市町村に、必要に応じて応援要請等を行う。また、被害が甚大な場合は、協定締結の有無にかかわらず、近隣又は遠隔の市町村に応援要請等を行う。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は次のとおりとする。

- ・町内に大規模な災害が発生した場合
- ・町内に大規模な災害が発生するおそれがある場合
- ・被害が甚大と予想される場合
- ・特に町長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場庁舎内に置き、災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

また、町役場が被災した場合は、南郷庁舎、文化会館等の町内の公共施設に災害対策本部を設置する。

3 実施責任者

災害対策本部の本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとる。

4 本部員会議の設置

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を置き、事務局を防災班で行う。

本部員会議は、災害予防及び災害応急対策上の重要な事項について、本部長が決定し、

その実施の推進を図る。

●本部員会議

本部員会議の議長は、町長が総括して進める。

●本部員会議の対策内容

- ①気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ②住民の不安を除くために必要な広報
- ③消防、水防その他応急措置
- ④被災者の救助、救護、その他の保護
- ⑤施設、設備の応急復旧
- ⑥防疫その他の保健衛生
- ⑦避難指示等の発令
- ⑧被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ⑨県災害対策本部への報告、要請
- ⑩県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- ⑪自主防災組織との連携及び指導
- ⑫その他必要な災害応急対策の実施

5 現地災害対策本部の設置

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指名する職員で構成する。

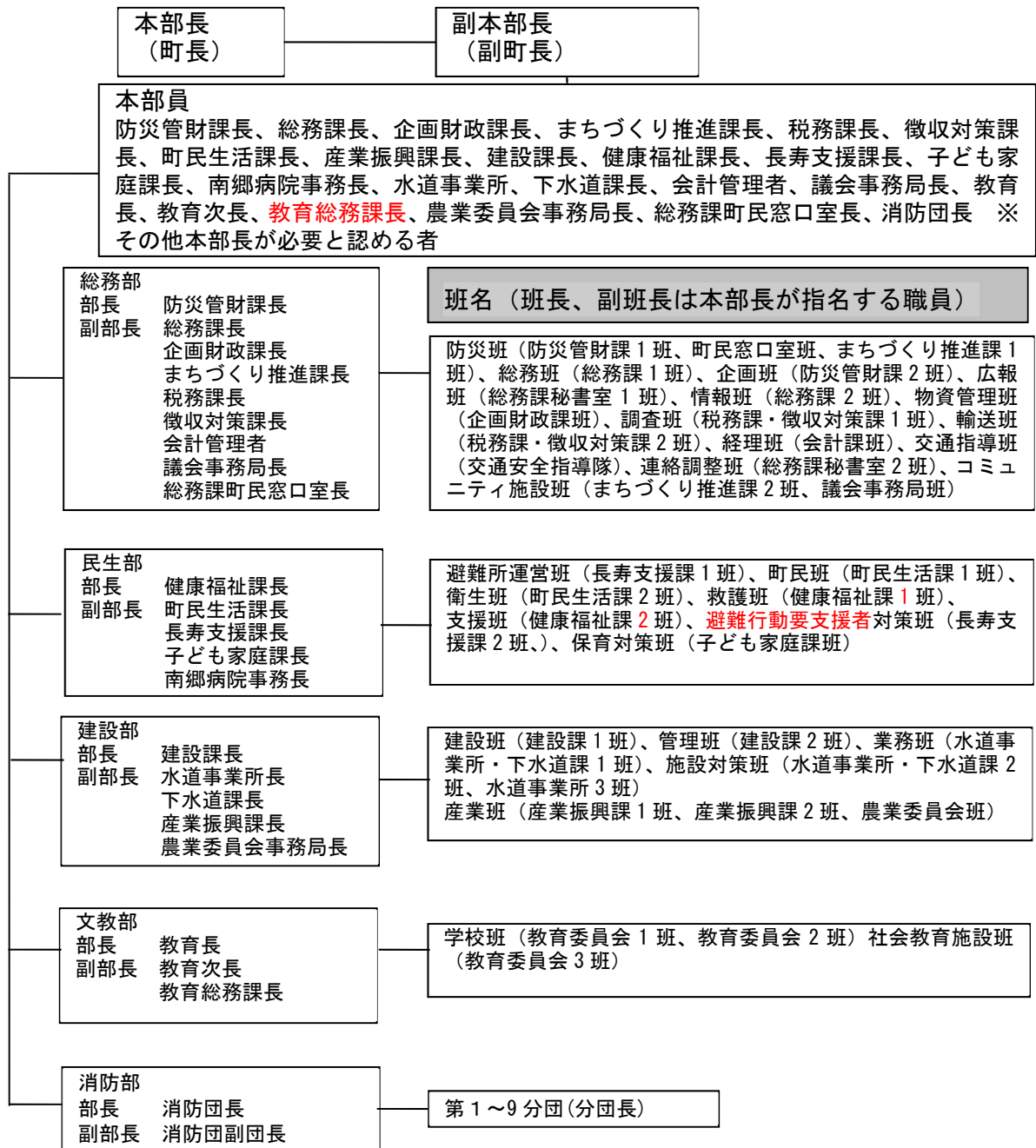
6 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、本部長が町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策措置が概ね完了したと認められる時に廃止する。

7 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりである。

■災害対策本部組織表



各班の分掌事務については、資料編を参照のこと。

- 【資料】 美里町災害対策本部条例（略）
- 【資料】 美里町災害対策本部運営要綱（略）
- 【資料】 美里町災害対策本部活動要領（略）
- 【資料】 美里町災害対策警戒配備要領（略）

第3 消防機関の活動

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、配備体制により本部の指示に基づき、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。また、被害情報の収集・報告も行う。

第4 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係各社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第5 関係機関等との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。

県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

第3節 警戒活動

町及び防災関係機関は大雨、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

■実施機関及び担当業務

防 災 班	・ 警戒体制の発令 ・ 気象情報の収集及び伝達 ・ 消防団の動員、消防団による警戒活動
総 務 班	・ 職員の動員
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	・ 消防職員の動員

第1 警戒体制

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想され、防災管財課長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

特に関係のある課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。

第2 水防活動

- 1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び町と連携し、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般住民に周知する。

第3 土砂災害警戒活動

町長は、土砂災害の発生のおそれがある場合には、危険箇所周辺の警戒活動を行うとともに、県の土砂災害警戒情報を参考に危険と判断される場合、住民に対し、避難のための必要な措置を講じる。

第4 ライフライン、交通等警戒活動

町及び防災・交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生する電気・ガス・水道・通信・道路をはじめとするライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第4節 避難・誘導対策

地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び防災関係機関は、気象予警報等が発表され、住民等を事前に避難準備することが適当であると判断されるとき、避難準備を呼びかけ、適切な避難情報の発令を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長）	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告
避難所運営班 救護班	・避難所の開設 ・避難所の管理 ・避難所の廃止 ・避難者の支援
広報班	・避難情報の伝達
保育対策班	・保育所の消防計画に基づく幼児の避難 ・児童館での避難対策
学校班	・児童生徒の避難対策 ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助
コミュニティ施設班	・コミュニティ施設利用者の避難対策 ・避難所（コミュニティ施設・体育施設）の提供及び設営補助
消防団	・避難誘導の実施
遠田消防署	・避難誘導の実施、避難者の安全確保
遠田警察署	・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 （町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）

第1 避難情報の発令

災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、町長は住民に対して速やかに避難指示等を行う。

なお、町長は避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

1 避難情報の発令を行う者

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難情報の発令を行う者

- ・町長（災害対策基本法第60条）
- ・警察官（警察官職務執行法第4条）、（災害対策基本法第61条）
- ・水防管理者（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
（自衛隊法第94条））

(2) 警戒区域の設定権者

- ・町長（災害対策基本法第63条第1項）
- ・警察官（災害対策基本法第63条第2項、水防法第21条第2項）
- ・水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条第1項）
- ・消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- ・消防長又は署長（消防法第23条の2）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
（自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条第3項））

2 町長・県知事の役割

町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示等を行う。また避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町長から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

3 地すべり等に係る指示

知事は、洪水若しくは地すべりによる著しい危険が切迫している場合、速やかに町長に状況を伝達する。町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

4 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、町長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難指示等がなされた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難情報の発令の内容及び周知

1 避難情報の発令の基準

避難指示等は次の区分により実施する。

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難※	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報(洪水、大雨、高潮)	仙台管区气象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)※大雨に関するもの	

※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

2 周知内容

町長が避難指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- ・避難対象地域、避難先、避難経路、避難指示等の理由、その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難指示等をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線、メール配信サービス、宮城県総合防災情報システム(以下「MIDORI」という。)、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を単独あるいは組み合わせて活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 関係機関への連絡

避難指示等をした者は、速やかに町、県、警察等、関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

警察署長は、町長が行う避難指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。警察は、避難指示等がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第3 避難誘導

住民等の避難誘導責任者は、町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官が担当し、住民を安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。

各行政区の自主避難を行う場合は、自主防災組織リーダーが避難誘導を行うものとする。

町からの避難指示等については、避難誘導責任者が行う。

誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ行政区ごとなどの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

1 避難誘導時の留意事項

避難誘導においては、次の事項に留意して行う。

- ・各行政区の避難誘導は、当該行政区の自主防災組織が行い、誘導員は自主防災組織リーダーとする。
- ・危険区域及び避難場所に警察官又は交通安全指導隊を配置し、適切な避難誘導を行う。
- ・必要に応じ、遠田警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- ・避難行動要支援者を優先する。
- ・災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる行政区内居住者の避難を優先する。

2 避難時の留意事項

避難誘導する者は、避難にあたり、次の事項を避難する住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る）を完全にすること。
- ・携帯品は、必要最小限のものにすること。
(食糧、飲料水、貴重品、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等)
- ・服装は、安全で動きやすい服装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。

第4 避難所の開設及び運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避

難所の早期解消に努める。

1 避難所の開設

町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者及び災害時における相互応援協定締結自治体等の被災者を保護するために避難所を開設する必要があるときは、小・中学校の体育館などの公共建築物等のうち、あらかじめ定めた指定避難所の一部あるいは全部を避難所として開設する。また、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、高台にある避難場所での車中泊、親戚・知人宅への立ち退き避難などを促す。

なお、避難所の開設が予定される施設については、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努める。

2 避難所開設の連絡

避難所を開設したときは、防災行政無線、メール配信サービス、MIDORI、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて活用し、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。また、直ちに次の事項を知事に報告する。

・避難所開設の日時、及び場所・箇所数及び収容員数、開設期間の見込み

3 避難所の開設期間と費用

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

4 避難所の状況の把握

町は、避難所を開設した場合には、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し、必要な設備、備品を確保する。また、避難者が必要とする情報を各種の手段を用い適宜提供する。

町は、避難者の状況を県に報告し、県は、避難所の管理運営について指導助言を行う。

5 避難所の責任者及び連絡員の指定

避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の円滑な運営に努める。

この場合、町は、避難所運営への女性の参画を促進し、避難所の運営において、女性が運営役員として参加できるよう配慮するものとする。特に、女性だけの打合せ会などを開き、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制にならないよう配慮する。

管理責任者等は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

6 避難長期化への対処

避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。避難生活が長期化した際には次の事項に留意する。

- ・避難所における自治組織の結成、避難者による自主的な運営の促進
- ・避難行動要支援者である高齢者、障害者、傷病人等への配慮
- ・避難者のプライバシーの確保（授乳、救護、着替え等のための間仕切りの設置）
- ・避難者の実態、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等の把握と適切な配慮
- ・長期化した際に必要となる設備、備品の確保
- ・避難者に対する確実な情報の提供

7 学校等が避難所となった場合の措置

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員に行わせるまた、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

8 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、次の事項を定めた避難に関する要領をまとめ、児童生徒及び入園者等を安全に集団避難させる。

- ・避難実施責任者、・避難順位及び編成等、・避難責任者及び補助者
- ・避難の要領、措置、注意事項等

【資料】 避難所、避難場所一覧（略）

第5節 災害情報の収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整える。

■実施機関及び担当業務

各班	・被害状況の収集
防災班	・気象、災害情報の収集及び伝達
情報班	・被害状況の収集
広報班	・通信手段の確保
調査班	・現地調査班の派遣
防災班	・関係機関との連絡調整
物資管理班	・庁舎内施設の保全
企画班	
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	・被害状況の収集

第1 災害情報収集・伝達体制

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的

に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 被害の収集・伝達

町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、水害、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、現地調査班による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

町は、防災関係機関と連携を図り、町内の被害状況等の迅速な情報収集を行う。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

■被害調査担当責任者

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	防災管財課長	各課（所、室）長、各行政区長、自主防災組織
一般住宅等建物関係	税務課長	各行政区長、自主防災組織
死傷者関係	健康福祉課長	各行政区長
農林水産・商工関係	産業振興課長	土地改良区、農協、商工会、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
下水道施設関係	下水道課長	各行政区長
上水道施設関係	水道事業所長	各行政区長
学校施設関係	教育次長	各学校長、各施設の長
コミュニティ施設関係	まちづくり推進課長	各施設の長
体育施設関係	まちづくり推進課長	各施設の長
社会福祉施設関係	健康福祉課長	各施設の長
病院等医療施設	南郷病院事務長	各施設の長

3 情報の伝達

町と県との情報伝達においては、主として県防災行政無線を用いるが、県防災行政無線が使用できない場合は、M I D O R I を活用して県へ情報の伝達を行う。

町は、防災行政無線、メール配信サービス、MIDORI、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて活用し、住民に必要な情報を提供する。また、自主防災組織を通じて必要な情報を住民に提供する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町及び防災関係機関が、交換する災害情報は次のとおりである。

- ・災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- ・災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ・法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ・その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

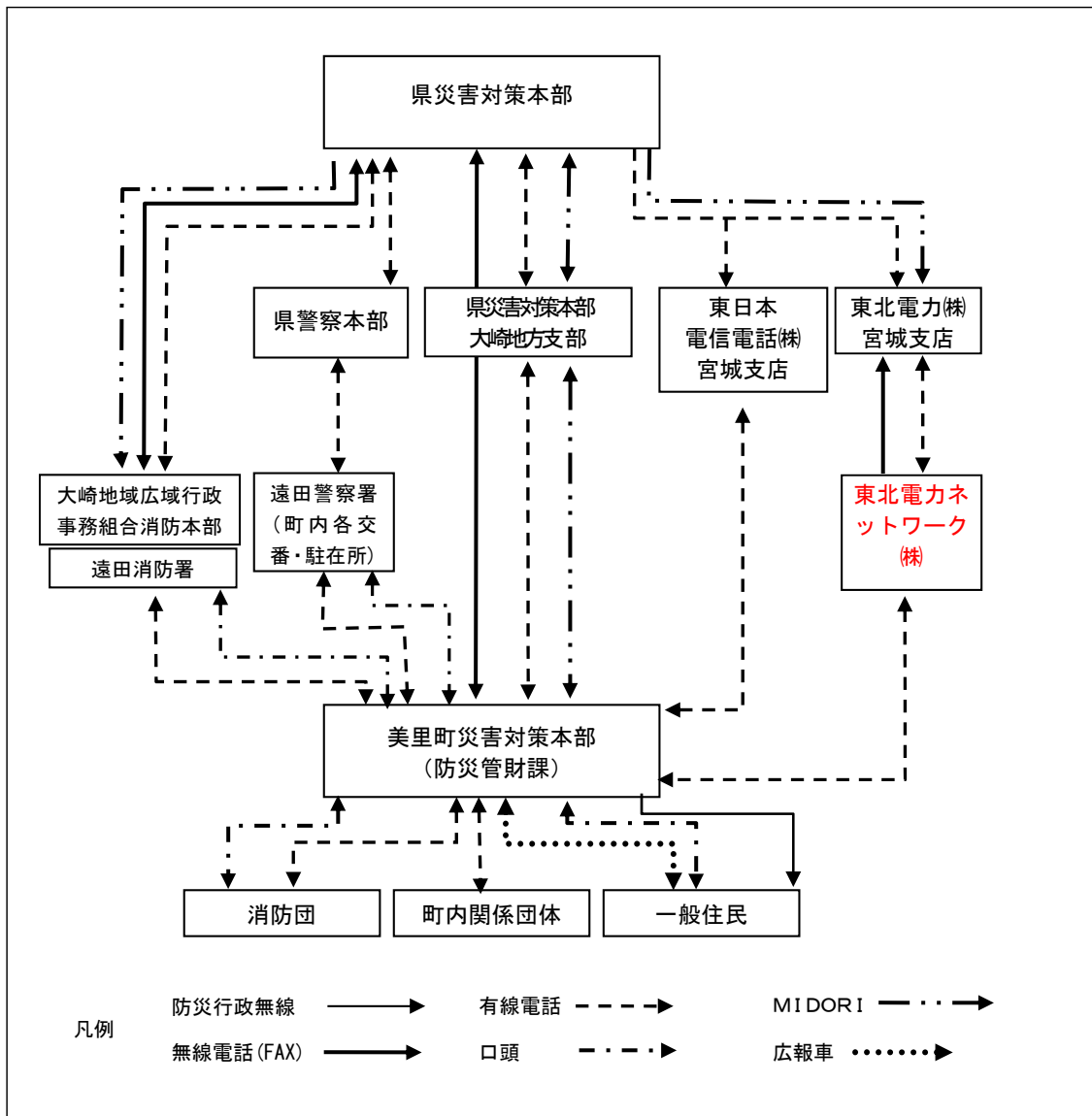
(2) 災害情報等の相互交換体制

町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、情報収集に関わる組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。

(3) 被害情報等の報告

町（町災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき、速やかに被害情報を収集してMIDORI（MIDORIが使用できない場合は、県防災ファックス）により県に報告する。また、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、町は10日以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上、報告する。

■災害情報連絡系統図



第6節 通信・放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

防災班	・ 防災行政無線の機能確保
物資管理班 企画班	・ 庁舎施設の保全
情報班	・ 通信及び電算システムの保全
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	・ 消防無線の確保

第1 防災行政無線

1 防災行政無線の確保

町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に関する情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、県防災行政無線及び町防災行政無線の通信手段の確保に努める。

2 施設の復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

3 通信手段の確保

避難所等となった学校等と町庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第2 消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

第3 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとする。なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

■通信手段の状況・特徴

通 信 手 段	状 況 ・ 特 徴
一般加入電話	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
非常通信	県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
災害用伝言ダイヤル (171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板 (web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービスで、パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件についてNTT東日本電信電話株式会社で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害発生時、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDI等の携帯電話会社が提供するサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

3 郵便関係の措置

日本郵便株式会社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う支店及び郵便局等については、途定次第周知する。

第7節 災害広報活動

町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

町は要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

■実施機関及び担当業務

広報班	・ 災害関係の広報活動 ・ 各防災機関が実施する広報の調整 ・ 報道関係機関と連絡調整
支援班	・ 広聴活動の実施（相談窓口の設置）
遠田警察署	・ 災害警備による広報活動
防災関係機関	・ 関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・ 必要事項の町災害対策本部への連絡

第1 町の広報活動

1 広報事項

町は、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- ・ 災害対策本部設置に関する事項
- ・ 安否情報
- ・ 被害区域及び被害状況に関する情報
- ・ 避難所の開設状況に関する情報
- ・ 避難指示等に関する情報
- ・ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ・ 防疫に関する情報
- ・ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ・ ライフラインの被害状況に関する情報
- ・ 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- ・ 民心安定のための情報
- ・ 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ・ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ・ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- ・ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- ・ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ・ ボランティアの受入に関すること
- ・ 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ・ 相談窓口の設置に関する情報
- ・ 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- ・ 町ホームページへの掲載による広報

■広報担当

広報担当区分	担当班	連絡方法
住民担当	広報班	防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS
報道機関担当	広報班	口頭、文書
防災関係機関担当	防災班	有線電話、FAX
庁内担当	防災班	庁内放送、庁内電話

2 広報実施方法

町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車による巡回広報
- ・テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- ・広報紙による広報
- ・臨時チラシ、パンフレットによる広報
- ・自主防災組織を通じての連絡
- ・ホームページによる広報
- ・メール配信サービス、SNSによる広報

第2 安否情報

町は、被災者の安否について住民等からの照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8節 水防活動

美里町の地域にかかる河川等の洪水等の災害に対処しその被害を軽減することを目的とする。

第1 水防本部の設置及び組織、事務分掌

1 水防本部

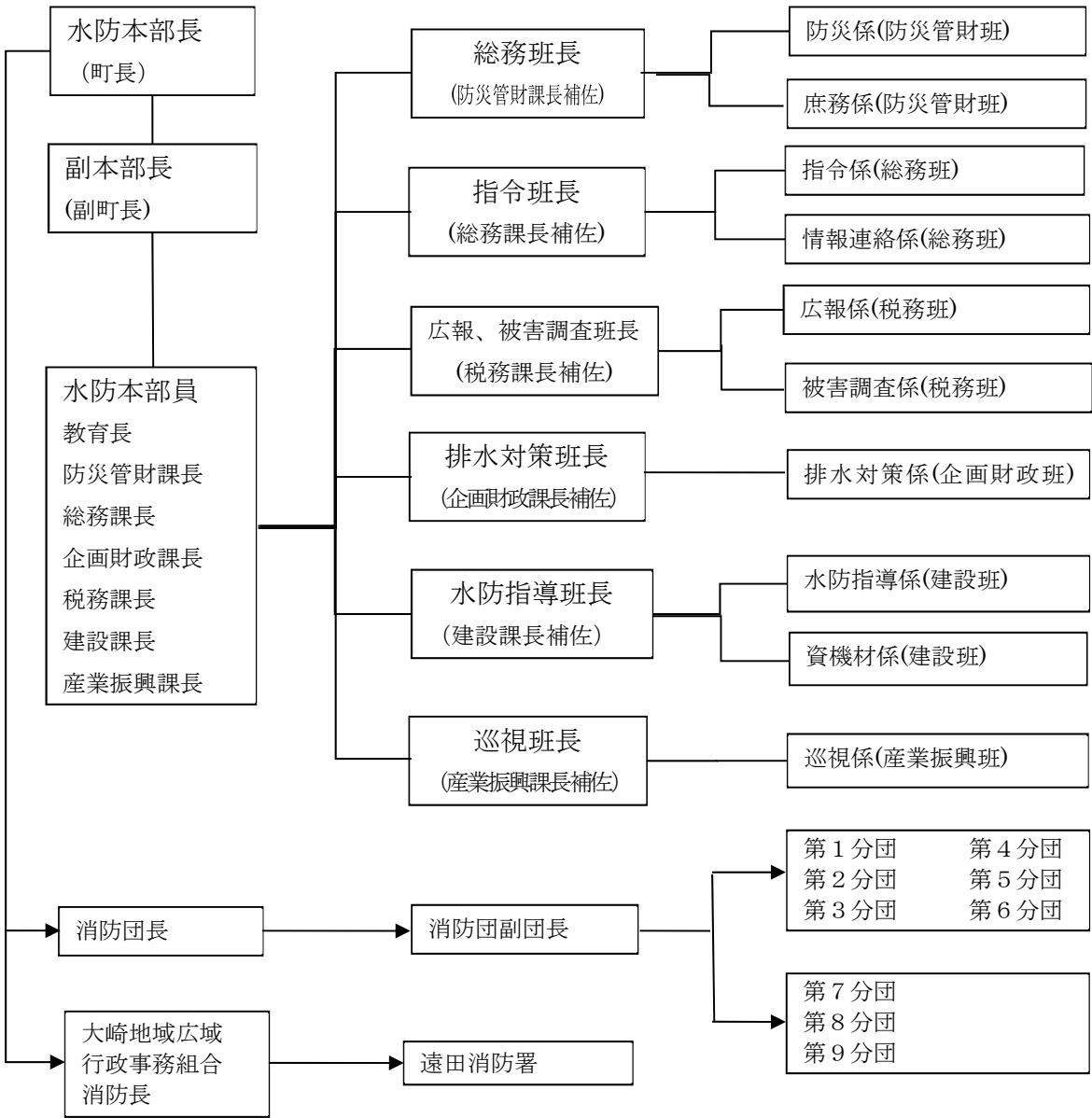
水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が

除去されるまでの間、町役場に水防本部を設け、水防事務を処理する。

特別警戒体制（１号、２号）が発令された時には、警戒本部並びに特別警戒本部内に水防本部を設け、活動の連携を図る。

ただし、美里町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

水防本部の組織は次のとおりとし、事務局は防災管財課とする。



2 水防事務分掌

水防本部の事務分掌は次のとおりとする。

班	係	事務分掌
総務班	防災係	水防要員の招集、渉外、水防時における道路交通対策等の立案等
	庶務係	水防の庶務全般、報告等
指令班	指令係	状況の把握と判定、水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に必要と認める事項
	情報連絡係	洪水予報等気象情報の受信、雨量、水位等情報の収集及び報告等
広報係、被害調査班	広報係	町民に対する避難及び水防上必要な警報等の広報伝達
	被害調査係	被害の調査収集、取りまとめ、関係機関への報告
排水対策班	排水対策係	浸水地区等の排水対策に関すること
水防指導班	水防指導係	雨量、水位等の情報収集及び水防作業の現地指導
	資機材係	水防資機材の整備、調達、搬送
巡視班	巡視係	水防時における河川、水こう、堰等の巡視及び応急処置

3 消防機関の水防組織

(1) 消防団

美里町消防団は、消防組織法第1条に定める水防業務を行うものとし、その組織は次のとおりとする。

水防本部長 (町長) 団本部 団長 副団長	分団名	担 当 地 区
	第1分団	不動堂地区
	第2分団	本小牛田地区
	第3分団	中埜地区
	第4分団	北浦地区
	第5分団	青生地区
	第6分団	駅前地区
	第7分団	南郷上地区
	第8分団	南郷中地区
	第9分団	南郷下地区

(2) 常設消防機関

大崎地域広域行政事務組合消防本部(以下「組合消防本部」という。)は消防組織法に基づく任務として水防業務にあたる。

第2 水防本部員の招集及び関係機関への応援等の要請

水防事務を分担する係員等は水防本部設置の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受ける。

水防本部長が応援又は援助の必要を認めたときは、下記の関係機関へ要請する。

- ① 宮城県北部土木事務所長
- ② 遠田警察署長
- ③ 大崎地域広域行政事務組合消防長
- ④ その他関係機関

第3 水防通信連絡

1 水防に関する連絡系統

「第2編 風水害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第1節 防災気象情報の伝達」

「第2 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報」を準用する。

2 消防団等への通報

町は、水防に関する予警報等を受領したときは、水防本部長に報告するとともに、その指示を得て消防団に通報する。

第4 水防巡視

1 水防巡視

(1) 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき、又は自らの判断により必要と認めたときは、直ちに消防団長並びに河川受持区域の分団長に対し、その旨を通知し必要団員を招集、河川、水門、堰等の警戒巡視を行うよう指示する。

また、河川水位が通報水位に達したときは、前記同様直ちに消防団長及び関係分団長に通知するとともに、次節に定める消防信号により周知必要な団員を招集し、警戒巡視等水防活動に当たらせる。

(2) 水位の通報基準

各分団の河川警戒巡視中における水位の通報基準は、次のとおりとする。

- ①通報水位、降雨量の状況から河川の異常増水が見られるとき
- ②はん濫注意水位(警戒水位)、河川及び内水の増水が激しく警戒の必要が認められるとき

③その他、水門、収奪における異常水流（堤防に障害を及ぼすおそれのある衝撃流）等

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水 防 団 待機水位 (指定水位)	は ん 濫 注意水位 (警戒水位)	管理者名
江合川	下谷地量水標	大崎市古川下谷地	1. 0 m	2. 4 m	北上川 下流河川事務所
	荒雄量水標	大崎市福沼長瀬	2. 5 m	3. 1 m	
鳴瀬川	野田橋量水標	大崎市松山千石	4. 0 m	4. 5 m	
	下中の目量水標	大崎市松山下伊場野	4. 0 m	5. 5 m	
出来川	栗島橋量水標	美里町谷地中	1. 0 m	1. 5 m	北部土木事務所
定川 (青木川)	合流点量水標	美里町木間塚	1. 0 m	1. 5 m	
鞍坪川	鞍坪量水標	美里町下二郷	1. 0 m	1. 5 m	

第5 水防信号

水防信号は、宮城県水防時における水防信号に関する規則（昭和24年10月28日宮城県規則第64号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察署、町内警察官駐在所に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。

第6 水防活動等

1 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、気象予警報を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間この計画に基づいて活動する。

(1) 河川、堤防の巡視等

各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、管轄区域内の河川、堤防等を巡視し、水位の変化と水門、堰等の状況を水防本部長に報告する。また、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、宮城県水防時における水防信号に関する規則の第1信号（サイレン吹鳴）により住民に周知する。

各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川、堤防等を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちに、その状況を水防本部長に報告するとともに、第2信号（サイレン吹鳴）により団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告する。

各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずる事態が発生し、水防のため地域内住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3信号（サイレン吹鳴）を発し、その旨を水防本部長に報告する。

各分団長は、洪水の危険が切迫し直ちに地域住民の避難、立退きを必要と認めるときは、第4信号（サイレン吹鳴）を発し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告する。

(2) 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に、水防活動実施報告書（別紙様式1）により水防本部長に報告しなければならない。

2 分団の受持区域

分団の水防受持区域は次のとおりとする。ただし、団長は必要に応じ分団の水防受持区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができる。

3 水防訓練の実施

水防が迅速かつ的確に行われ、その効果を発揮しうるためには、水防に従事する関係機関が平素より十分に訓練を行い、自衛精神の発揚と相まって万一の場合に備えることが重要である。このため、町では毎年水防団、消防機関等の水防訓練を行わなければならない。

第7 水防資機材の配備

1 水防倉庫及び備蓄資機材

各水防倉庫には水防資機材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫名	役 場	上 平 針 水防倉庫	下 平 針 水防倉庫	南郷第1 水防倉庫	南郷第2 水防倉庫	南郷第3 水防倉庫
所在地 備蓄資機材	北浦字駒 米13番 地	平針字大 谷地8	平針字中 川前三番 138番 地14	木間塚字 中央1番 地	木間塚字 古館8番 地	東松島市 矢本大塩 大島地内
麻袋		550	550			
畳						
むしろ						
縄	50	(3分)15	(3分)15			
竹						
丸太(杉)	100	200	200			
杭	100			200	100	
板類						
鉄線	100m					
釘						
鉄筋	100					
スコップ	50	22	19	40	10	
ハンマー	10					
鋸(片刃)	10	3	2			
鎌	10					
ツルハシ	10	5	5			
土のう	20,000			4,200	600	100
唐クワ	20	1	5			
斧	10	4	3		1	
掛矢	20	8	9	17	4	
発電機	6			2		
サチバ(投光器)	12			2		
なた	10	2	1			
ガスランプ						
大工用金槌	10	4	2			
ペンチ	10	3	3			
兜鎌	10	5	5			
シート	20	3			13	

2 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ協議しておくものとする。各分団において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等より調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部長に報告する。

3 県有備蓄資機材の応援要請

水防管理者は、備蓄並びに調達資機材を使用し、更に必要がある場合は、県の水防計画の定めるところにより北部土木事務所長に要請する。

第8 水門、堰等の管理

1 水門、堰等の管理責任

水門、堰等の維持管理は町において行うものとし、定期的に巡回点検を行い機能の確保に努める。

2 施設毎取扱担当者の指名

町長は、異常気象時における町内主要河川等の水門、堰等の開閉時期の適正を期するため、施設毎の取扱担当者を指名し被害の軽減に努める。

水門、堰等施設毎の取扱担当者は別に定める。

河川名	名 称	場 所	操 作 基 準		操作管理者
			全 開	全 閉	
江合川	明治水門	涌谷町 字三軒屋敷2号	本川から支川 への逆流が始 まるまでの間	本川から支川 へ逆流が始ま ったとき	北上川 下流河川事務所
鞍坪川	鞍坪樋門	東松島市 鳴瀬福田	2.0m未満	2.0m以上	美里東部土地改 良区

3 水門、堰の警戒及び開閉操作時期

水門、堰取扱担当者は、異常気象時において緊急に水門、堰等の開閉操作を行う必要があると認めたときは、町長(主管課長)に報告し、指示に基づき操作を行う。

水門、堰の取扱担当者の警戒実施時期は、「第4 水防巡視1、(2)のはん濫注意水位(警戒水位)」に達した以後とする。

第9 水防活動報告

分団長は、水防活動終了後2日以内に水防本部長に様式に基づいて報告する。水防管理者は、水防活動終了後10日以内に北部土木事務所を経由して、知事に報告する。

第9節 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長）	・ 基準に基づく災害救助法の適用検討 ・ 災害発生への報告 ・ 災害救助法の適用の要請 ・ 知事より委任されている救助活動 ・ 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときの救助
支援班	・ 災害救助法に関する事務の統括及び調整

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- ・ 町の住家滅失世帯数が50世帯以上の場合。
- ・ 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上であって、町の滅失世帯数が25世帯以上に達した場合。
- ・ 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）
- ・ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ・ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合。
- ・ 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- ・ 食品の供与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

※滅失世帯は、全焼、全壊、流失等した世帯とし、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあたっては、滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

■災害発生日と公示日

原則		災害発生日＝救助の開始日＝公示日
例 外	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合	災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合	公示日＝被害等が判明した日

3 救助の種類

救助の種類は次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の供与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ・医療、助産
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急修理
- ・学用品の供与
- ・埋葬、死体の搜索、死体の処理
- ・障害物の除去

第2 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- ・収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ・炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ・被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・災害にかかった者の救出
- ・災害にかかった住宅の応急処理
- ・学用品の供与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理
- ・障害物の除去
- ・応急救助のための輸送
- ・応急救助のための賃金職員等雇上費

第 10 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模な災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や避難の長期化に伴うニーズの変化、季節、天候状況等を踏まえた物資の調達に配慮する。

また、調達物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等についても配慮するよう努める。

■実施機関及び担当業務

支援班 輸送班 物資管理班	・ 応急食料調達、炊出し、配給 ・ 救助物資の調達、配布 ・ 援護物資の収受及び保管
業務班 施設対策班	・ り災地域の給水対策 ・ 給水、断水などの広報 ・ 応急給水

第 1 食料

1 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

(1) 調達

県は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）又は乾パンを調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 11 の災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省へ災害救助用米穀を要請し、調達する。

① 応急用米穀

県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し通知するとともに、米穀の出荷又は販売の届出事業者（以下「届出事業者等」という。）保有の米穀を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

② 災害救助用米穀

知事は町の申請に基づき、農林水産省に災害救助用米穀を要請し、知事と農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の売買契約を締結する。契約締結後、知事（又は知事が指定する引取人）は政策統括官の指示を受けた受託事業者から災害救助用米穀の引き渡しを受け、町に引き渡す。

町は、何らかの事由により知事に災害救助用米穀の要請ができない場合は、農林水産省に直接要請する。

③ 乾パン

町からの申請があった場合、又は、町の申請がない場合で県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、農林水産省に調達要請する。

(2) 米穀の供給

① 応急用米穀

県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を町に供給する。

町は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

② 災害救助用米穀

県は、荷渡指図書の発行・交付を受け、直接購入した災害救助用米穀を町に供給する。

町は、県から供給を受け、又は農林水産省から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

③ 野菜及び果実

野菜及び果実について、町は県と連携をとりながら需要動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、県から宮城県生活協同組合連合会、農業関係団体等に対して供給協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

④ 乳製品

町は、乳製品について、県と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、全国牛乳協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべき乳製品の確保に努める。

⑤ 水産加工品

町は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべき水産加工品の確保に努める。

⑥ その他副食品等

その他副食品等について、町は、県と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業

協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべきその他副食品等の確保に努める。

⑦ 供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県及び農林水産省が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

1人あたりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

(3) 調達及び救援食料の配分

① 配分担当等

食料品の配分担当は、支援班とする。食料品の配分を適切に行うため、現場責任者（班長）を配置し、自主防災組織、日赤美里町分区、美里町婦人防火クラブ連合会の協力を得て班を編成する。

② 配分要領

現場責任者は、できる限り、受給者名への記録等により、配分状況、食糧等の数量を把握し、過不足のない円滑な配分に努める。

(4) 炊出しの実施

町は、被災状況に応じて、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

炊出し等の実施にあたって、町職員による対応では要員が不足する場合には、自主防災組織、日赤美里町分区等の協力を得て作業を実施する。

① 炊出しの担当等

炊出しは、支援班を炊出しの担当部所とし、炊出しの現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

また、必要に応じ各自主防災組織、美里町婦人防火クラブ連合会、日赤美里町分区等に協力を求めて行う。

② 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- ・避難所に収容された者
- ・住宅の被害が全半壊（焼）、流出又は床上浸水等のため、炊事のできない者
- ・その他食料品をそう失し、炊出しの必要があると認められる者

③ 配給品目及び数量

主食は、応急的な炊出しによるが、実情により乾パンとする。副食物は、費用の範囲内

で、その都度定めるものとする。

数量については、主食は、1人1日当たり600g以内とする。(1食200g以内)

④ 費用及び期間

炊出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

炊出しその他による食品の供与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

⑤ 炊出しの実施場所

炊出しの実施場所は、住民の避難状況に応じて必要な箇所で実施する。

⑥ 炊出し協力団体

炊出しは、必要に応じ、各自主防災組織、日赤美里町分区、美里町婦人防火クラブ連合会等の協力団体に協力を求める。

第2 飲料水

1 飲料水の供給

飲料水の供給は、町が行う。

(1) 給水担当等

給水担当班は、施設対策班・業務班として応急給水等を実施する。

(2) 給水期間

災害発生の日から、7日間とする。ただし必要に応じ期間の延長を行う。

2 応急給水の方法

応急給水は、セーフティタワー等の緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報に努める。

(1) 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓとするが、復旧状況に応じて順次水量を増加する。

(2) 給水資機材の調達

地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保するものとする。ただし、関係業者が被害を受け、町内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあつせんを依頼する。

第3 生活物資

1 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------|
| ・寝具 | ・衣料類 |
| ・炊事用具 | ・食器 |
| ・日用品 | ・光熱材料 |
| ・その他 | |

2 物資の調達・供給

(1) 物資の調達

県及び町は、民間団体との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。町は、町が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、近隣市町村や県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

また、『災害時における救援物資の提供に関する協定書』を締結している事業者等に協定内容に基づき物資の提供を要請する。

(2) 物資の供給

県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、被服、寝具、その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。

町は、災害救助法が適用され、知事から事務委任された場合、被服、寝具、その他生活必需品の調達先から調達し被災者に供給する。

3 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、日用品セット、見舞い品セットを、本社、並びに全国の支部、地区・分区で備蓄し、必要に応じて、配分する。

なお、配分にあたっては、県や市町村、災害ボランティア等の協力も得ながら行う。

第4 義援物資の受入れ、配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入窓口の設置

義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、町及び関係機関は、相互に連携を図り、義援物資受入窓口を設置する。

(2) 義援物資の受入

義援物資を受け入れる際、受け入れた義援物資の品目、数量等を把握し、記録する。また、過不足がないよう、できる限り義援物資の品目及び数量を事前に限定し行う。

町は、関係機関と調整の上、事前に物資集積所等の義援物資の（一時）保管先を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。

(3) 義援物資の募集

団体・企業等からの義援物資は、品目及び数量が明確であり配分作業が円滑にできるため、団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

町及び関係機関は、必要な物資を明確にし、報道機関等と連携し、義援物資の募集を行う。

2 義援物資の配分

義援物資の配分にあたっては、町及び関係機関との間で調整を行い、必要に応じボランティア団体等の協力も得ながら、物資の仕分け、配分を行う。

町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、配布作業にあたるボランティア団体等に情報提供を行う。

義援物資の配送にあたっては、公益社団法人宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

(1) 配分担当等

配分担当課は、支援班とする。救助物資の配分を適切に行うため、集積場所ごとに班を編成する。班編成は、班長1名、班員10名とし、班員は、各自主防災組織、日赤美里町分区及び美里町婦人防火クラブ連合会会員の協力による。

(2) 配分方法

民生部長（健康福祉課長）は、衣料、生活必需品等を、供与又は貸与する必要があると認めり災者を調査し、救助物資配分計画を作成するものとする。救助物資配分計画は、次の事項を明確にするものとする。

物資管理者は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、り災者に配分し、受領証を徴するものとする。

- ・救助物資を必要とするり災者（世帯人員ごとにする。）
- ・救助物資の品名・数量
- ・救助物資の受払い数量

【資料】 物資集積所（略）

第11節 相談活動

大規模な災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

■実施機関及び担当業務

支援班	・相談窓口の設置及び風水害被災者に対する相談活動 ・要配慮者に対する相談活動
調査班	・り災証明の発行
産業班	・事業主等に対する事業再建相談活動
町民班	・安否情報

第1 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口の設置を広報し、住民に周知するとともに、住民からの身近な相談や要望に対応する。また、必要により県の相談窓口を紹介し、住民の相談や要望の解決を図る。

第2 相談窓口の設置

相談の内容は次のとおりとする。

1 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続等の相談は次の項目について実施する。

- ・ 被災証明書の発行
- ・ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- ・ 倒壊家屋の処理
- ・ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- ・ その他生活相談

2 事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

- ・ 中小企業関係融資
- ・ 農業関係融資
- ・ その他融資制度

3 個別専門相談（法律、医療）

（1）法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

（2）医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。

4 ライフライン相談

関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

5 消費生活相談

県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

6 安否情報

安否情報は、同居の家族や町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。

第 1 2 節 相互応援活動

大規模な災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

■実施機関及び担当業務

防災班	・市町村間の相互応援に関する事務 ・県への報告、応援の要請に関する事務 ・災害時協力機関及び団体要請に関する事務
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・消防に関する応援協定の事務 ・県内消防本部等への応援要請に関する事務

第 1 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示する。

(1) 個別相互応援協定

町は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 全市町村相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

2 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第 2 消防機関の相互応援活動

大規模災害等により、管内の消防力では災害防除が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成 16 年 4 月策定）の定めにより要請する。

第3 緊急消防援助隊の応援活動

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第44条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

(1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 出動の要請

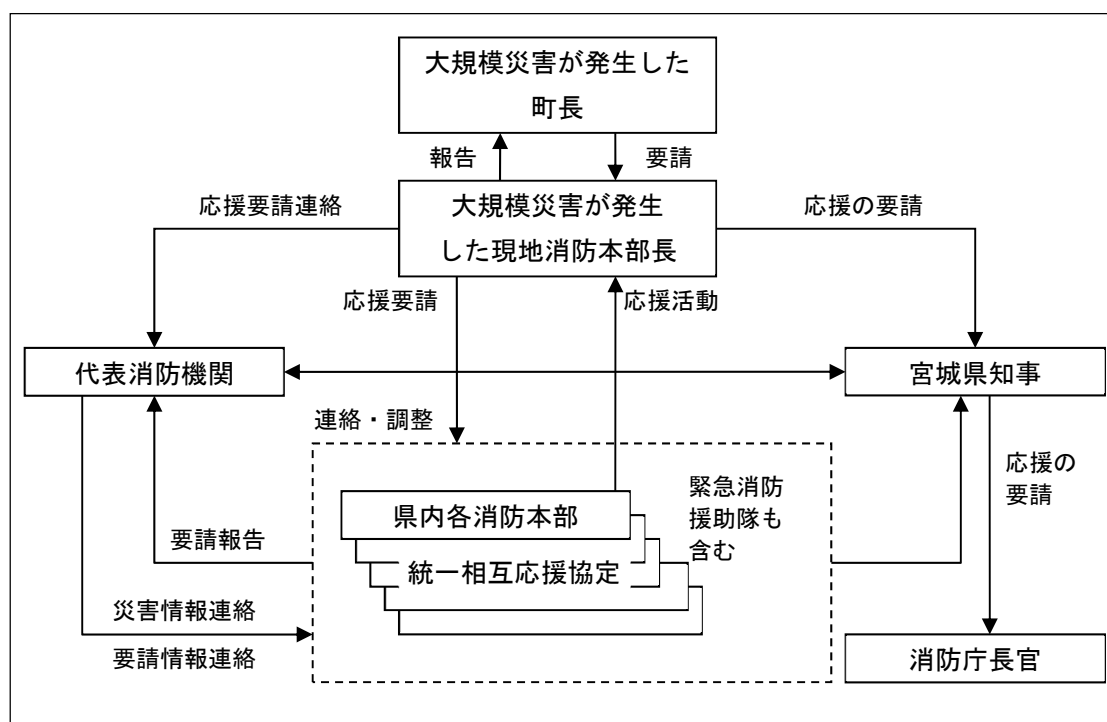
町長は県を通じて出動の要請を行う。

(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害を覚知した大崎地域広域行政事務組合消防本部の消防長及び町長は、次の措置をとる。

- ・ 災害状況の把握
- ・ 情報等の提供
- ・ 応援要請手続の実施

■緊急消防援助隊情報連絡体系図



第4 他都道府県からの応援活動

(1) 北海道・東北8道府県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む北海道・東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する

る協定」に基づき応援の要請を行う。

なお、応援の種類は次のとおりである。

ア 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供

イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供あつせん

ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん

エ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん

オ 災害応急活動に必要な職員の派遣

カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん

キ その他、特に要請のあつた事項

(2) 全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもつても十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

なお、広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあつせんとする。

第13節 自衛隊の災害派遣

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長）	・ 知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼
防災班	・ 県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとし、この場合、町長は、速やかに知事にその旨を連絡する。

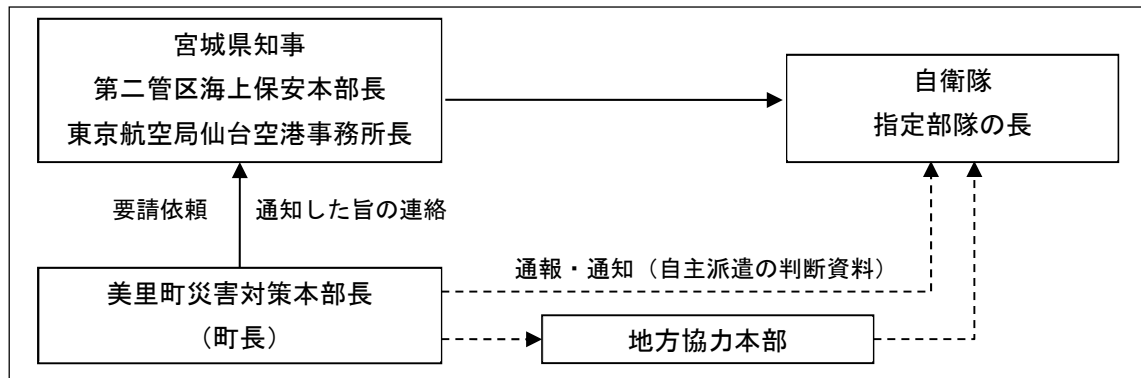
2 自衛隊の自主派遣

大規模災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続

自衛隊派遣要請の手続きは次のとおりである。

■派遣要請系統図



■要請時に明らかにする事項

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

【資料】 自衛隊要請先（略）

【様式】 自衛隊の災害派遣要請について（略）

【様式】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（略）

第2 県、町と自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡調整幹部等の派遣

大規模災害発生時、自衛隊は、県及び町災害対策本部等に連絡調整幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡調整幹部等は、県及び町並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

2 自衛隊の災害派遣に係る町の対応

自衛隊の災害派遣に係る町の窓口は防災班とする。

災害対策本部を設置した場合、自衛隊連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対応に必要となる情報交換等を行う。

第3 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動

状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の救出・救助及び捜索活動	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
水防活動	土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関に協力し、消火に当たる
道路又は水路の啓開	道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定める。

- ・警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- ・他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ・現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- ・住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ・通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置。

第4 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける町長等は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の決定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を、速やかに調整して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得るものとする。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

4 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。また、離陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲への立ち入りの禁止、砂塵発生の防止のため、散水等の措置を講じる。

着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くから上空に風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

【資料】 臨時ヘリポート（略）

5 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

町長は、災害の救援活動が終了し災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなったときは、知事に対し文書をもってその旨を報告し、撤収を要請する。

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度町長と災害派遣命令者が協議して定める。

- ・ 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- ・ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- ・ 無作為による損害の補償
- ・ その他協議により決定したもの

第 1 4 節 救急・救助活動

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

■実施機関及び担当業務

遠田警察署	・ 救出隊の編成 ・ 負傷者の救出
大崎地域広域行政事務 組合消防本部	・ 救出隊の編成 ・ 負傷者の救出
消防団	・ 救出隊の編成 ・ 負傷者の救出
自主防災組織	・ 救出隊の編成 ・ 負傷者の救出活動への協力
町民・企業	・ 救出・救出活動への協力

第 1 町の活動

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、速やかに捜索、救出活動を行うとともに、消防本部等関係機関に連絡する。また、一般住民等からの情報についても適宜関係機関あてに伝達し、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは県等に速やかに要請する。

1 救出隊の編成

町災害対策本部は、災害発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整え、これにあたる。

負傷者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急処置を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「死体等の捜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

2 救出活動

町及び遠田警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。

3 救出の報告等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は救出に努めるとともに、消防本部、消防署のいずれかに連絡をする。

第2 消防機関の活動

大規模な災害時には、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、公益社団法人宮城県医師会、日本赤十字宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動

救急・救助活動を行うにあたって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を綿密に行いながら救急救助活動を行うものとする。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速、かつ、的確な判断とさまざまな処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第3 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で応急救急・救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは町等に速やかに連絡する。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第15節 医療救護活動

大規模な災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策を講じるとともに関係機関との連携を図りながら医療救護活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

救護班	・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保
（一社）遠田郡医師会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置
南郷病院	・医療救護所で対応できない負傷者の搬送 ・入院治療等の医療救護
大崎地域広域行政組合消防本部	・応急救護 ・負傷者等の搬送

第1 町の活動

救護班は、防災班と連携し、安全な避難所に医療救護所を設置して被災者の迅速かつ的確な医療救護活動を行う。

町の職員だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと町長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

第2 医療救護班の編成

医療救護は、原則として医療救護班を編成し、現地で実施する。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定する施術所においてもできるものとする。

なお、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院で行う。

1 医療救護班の編成

町長は、医療救護活動を実施する必要がある場合、一般社団法人遠田郡医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。

医療救護班は、次の点に留意して編成する。

- ・被災傷病者の発生及び避難状況
- ・医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ・被災地の医療機関の稼働状況
- ・医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- ・搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

2 応援要請

災害の規模が大きく、この医療救護活動により救護の万全が期されない時は、町は知事に協力要請を行う。

また、町は、高度な医療を必要とする救急患者に対し、ヘリコプターによる救急搬送が必要なときは、県へ要請する

3 担当業務

医療救護班の担当業務の範囲及び期間は、次のとおりである。

業務の範囲	・ 傷病者に対する応急処置及び医療 ・ 助産の処置及び医療 ・ 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定 ・ 被災者の死亡の確認
医療救護の期間	・ 医療については、災害発生の日から原則として14日以内とする。 ・ 助産については、分べんした日から7日以内とする。

第3 医療救護活動の実施

町及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 医療救護所の設置

町長は、被害の状況に応じて避難所又は被災現場等に救護所を設けるものとする。
救護所を開設した場合は、速やかに県本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

【資料】 救護所の設置場所一覧（略）

2 医薬品等の調達

医療救護所において、医療救護活動用の医薬品、医療用資機材が緊急に必要なとなった場合、町を通じて一般社団法人宮城県薬剤師会大崎支部に調達の要請をするものとする。
さらに医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材が不足した場合には、町を通じ知事に対して、医薬品等の供給要請を行い、県医薬品卸組合を通じて調達する。

3 トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。

4 負傷者の搬送

医療救護所では対応できない負傷者が発生した場合、町は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上で搬送する。

負傷者の医療機関への搬送は、大崎地域広域行政事務組合消防本部が救急車により搬送する。大崎地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、災害対策本部は、医療機関の車両、あるいは民間輸送業者に対して負傷者の搬送を要請する。

5 医療機関に関する広報

町長は、災害時において町内の医療機関等と連絡を取り、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報する。

6 ヘリコプター

人工透析患者及び高度な医療を必要とする急患者に対し、ヘリで災害拠点病院まで搬送する。

7 専門的な医療を要する患者対策

町は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリトマトーデスなどの難病、人工透析などの専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、県から必要な指導・助言・その他の支援を得て、受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保に努める。

また専門的な医療を必要とする患者等に対し必要な医療情報の提供に努める。

第16節 交通・輸送活動

大規模な災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長） 防災班	・ 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整 ・ 危険箇所、被害状況の把握 ・ その他必要な対策
輸送班	・ 災害応急輸送力の確保、配分 ・ 救助物資の輸送
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・ 道路運送事業者に対する輸送依頼
宮城交通(株)	・ 宮城交通(株)本社への対策本部の設置 ・ 運行課から各支配人室を経由した各営業部への指示
(公社) 宮城県トラック協会	・ 緊急・救援輸送体制の整備 ・ 運送事業者への輸送指示書の発信 ・ 緊急輸送の実施
遠田警察署	・ 交通規制計画に基づく交通規制 ・ 障害物の除去 ・ 交通規制の際の緊急車両の確認、標章等の交付 ・ 交通規制等の目的、区域、措置事項等の連絡 ・ 自動車運転者、地域住民への交通規制内容の周知
交通安全指導隊	・ 警察官の指示による交通整理の実施
道路管理者 (国道、県道、町道)	・ 道路等の交通確保及び災害復旧 ・ 災害時における道路交通情報収集及び伝達 ・ その他道路管理者が行う防災に係る事務又は業務

第1 町の活動

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第2 輸送要領

1 輸送方法

災害時において、救助活動に必要な人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法によるものとする。

- ・貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- ・鉄道による輸送
- ・ヘリコプターによる輸送

2 緊急輸送の対象

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

第一段階	・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員 ・医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	・第一段階の続行 ・食料、水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

3 その他関連措置

避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制については、関係機関等に対する協力要請を行う。

運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するために、報道機関及び日本道路交通情報センター等と密接な連携の確保を図る。

総合的交通対策を実施するためバス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

災害時等本部の車両については、一般車両と区別する表示を行う。

第3 緊急輸送活動手段

1 自動車等による輸送力の確保

自動車等による緊急輸送を行うため、次の車両を確保する。

- ・ 応急対策実施機関所有の車両等
- ・ 公共的団体所有の車両等
- ・ 営業車両（運送業者との緊急輸送体制を整備しておく）
- ・ その他自家用車両

2 自動車調達の協力要請

町長は、応急対策業務を遂行する上で、公用車が不足すると認める場合は、自家用自動車所有者及び業者等と連絡の上確保する。また、公的団体車両以外の車両については、町内の運輸業者から調達可能な輸送車両についてあらかじめ把握する。

【資料】 町有車両一覧（略）

第4 輸送拠点の確保

町は、県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時保管等のための輸送拠点を確保する。また、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

【資料】 物資集積所（略）

第5 陸上交通の確保

1 自動車運転者への周知

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は、禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。
- ・ 速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ・ 通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 交通規制

警察は災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

交通規制における基本方針は次のとおりとする。

- ・被災区域内への流入抑制と車両の走行抑制（一般車両走行の抑制、被災区域内への流入の禁止）
- ・避難路及び緊急交通路への流入抑制（緊急車両以外の一般車両の通行禁止・制限）
- ・被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施（緊急車両の通行路確保のための交通規制・指導、一般車両走行の抑制）
- ・道路管理者との連携による交通規制の適切な運用
- ・緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急、かつ、円滑にできるための措置

(2) 緊急通行路確保のための措置

町及び関係機関は次の緊急通行路確保のための措置を行う。

交通管制施設の活用	遠田警察署は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
放置車両の撤去	遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。
運転者等に対する措置命令	遠田警察署は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置	警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。
関係機関等との連携	交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

3 緊急車両の確認

(1) 事前届出

緊急通行業務の実施責任者は、県公安委員会の届出済証をもとに緊急車両の確認を迅

速、かつ、円滑に行う。

(2) 申し出事項

緊急車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・車両番号標に標示されている番号・車両の用途（輸送人員又は品名）・使用者の住所、氏名・輸送日時・輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）・その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出） |
|--|

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

4 障害物の除去

道路管理者は、緊急輸送路の障害物の除去について、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、町内の建設業者、団体との協定に基づいて実施する。

5 交通整理班の編成

災害時に特に必要と認める場合、町は遠田警察署等関係機関と協議し交通整理班を編成し、交通整理等を実施する。交通整理班は、交通安全指導隊員、消防団員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。所要人員等必要な事項については、その都度決定する。

【資料】 災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急車両の標章（略）

第17節 ヘリコプターの活動

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

■実施機関及び担当業務

防災班	・ヘリコプターの要請
-----	------------

第1 ヘリコプターによる救助・救急搬送

救急・救助活動において、ヘリコプターによる救助・救急搬送が必要なときは、県へ要請するとともに、ヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時のヘリポート及び場外離着陸場所を確保する。

1 県への応援要請の手続

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、防災ヘリコプターの活動が必要な場合は、知事に対し「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行う。

2 仙台市への応援要請の手続

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、防災ヘリコプターの活動が必要な場合は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行う。

3 上記以外の手続

県は、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターだけでは不足すると認められる場合は、緊急消防援助隊及び自衛隊等へのヘリコプターの活用を調整するものとし、町は当該調整に基づき県を通じて関係機関に応援要請を行う。

第2 臨時ヘリポートの選定

町は、ヘリコプター活動拠点として活用できる臨時ヘリポート又は場外着陸場所を確保するものとし、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、当該臨時ヘリポート等への安全な離着陸を地上支援する。

【資料】 臨時ヘリポート（略）

第 18 節 公共土木施設等の応急復旧

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、これらの施設については、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

■実施機関及び担当業務

仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所	・ 国道 108 号、橋りょうの応急対策 ・ 河川の応急対策
北部土木事務所	・ 県道、橋りょうの応急対策 ・ 河川の応急対策
鳴子ダム管理所	・ ダム施設の応急対策
管理班 建設班	・ 町道及び生活道路、橋りょうの応急対策 ・ 河川の応急対策 ・ 公園施設の応急対策
建設班	・ 町公共施設の応急対策
企画班	・ 町内各種建築物の災害復旧の指導 ・ 応急危険度判定の事務
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・ 鉄道施設の応急復旧 ・ 旅客の避難措置
大崎広域東部クリーンセンター	・ 災害廃棄物の処理

第 1 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努め、また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 幹線農道

幹線農道は避難路、延焼遮断帯となるので、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

5 農道

農道管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

第2 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生時直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、災害発生直後から十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握するものとする。また、河川管理施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、必要に応じ速やかに応急復旧工事を実施するものとする。さらに、施設等の使用規制については、関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第3 砂防・地すべり・治山関係施設

町は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める

第4 公園施設

公園施設管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）

1 組織体制

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

2 通信設備・警報装置の整備

関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、災害に関する警報装置を整備する。

3 気象異常時の対応

施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

4 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を避難所へ誘導案内する。

5 消防及び救助に関する措置

災害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。また、大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

6 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。列車の運転方法はそのつど決定する。

第6 農地、農業施設

町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧、管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- ・ 災害発生又は災害発生直後における施設の点検・現地調査
- ・ 被災状況の把握
- ・ 被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事
- ・ 災害応急対策上の拠点施設等、重要な施設の速やかな応急復旧
- ・ 関係機関と密接な連絡による施設等の使用制限の実施

第7 廃棄物処理施設

大崎広域東部クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

第8 被災宅地に関する応急危険度判定の実施

町は、県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務マニュアル」、(被災宅地危険度判定連絡協議会)に基づき被災宅地危険度判定を実施する。

町長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ・ 応急危険度判定を優先して行う必要のある宅地の選定
- ・ 地図の提供
- ・ その他、応急危険度判定に必要な資機材の提供

第 19 節 応急仮設住宅等の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

■実施機関及び担当業務

知事	・災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置
本部長（町長）	・災害救助法が適用され、知事の職権の一部を委託された場合、又は知事の実施を待つことのできない場合の応急仮設住宅の設置
建設班	・応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理
支援班	・建設場所の調整 ・日常生活を営むための応急修理の実施 ・建設場所の確保及び計画策定 ・入居対象者の選定及び要配慮者対策に配慮 ・応急仮設住宅の管理 ・公的住宅及び民間住宅の確保

第 1 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅の建設にあたり、建設地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら建設する。

1 建設場所の確保

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設用の候補地として、公園、公民館敷地等、公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできることとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃借契約を締結する。

2 建設期間

応急住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。ただし、災害の状況により、20 日以内に着工できない場合は、知事を通じ、厚生労働大臣に着工の延長の申請を行う。

【資料】 応急仮設住宅設置予定場所一覧（略）

第 2 応急仮設住宅の供与

1 対象者及び入居予定者の選定

町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。

- ・住宅が全壊、全焼又は流失したもので、現に居住する住宅がない者。
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者は、福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められるもの。（例えば、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障害者・小企業者、これらに準ずる経済的弱者）
- ・災害時に、現実に町に居住している者（住所登録をしていない者を含む。）

2 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県が町に委託し、町長が行う。

応急仮設住宅の維持管理運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ・安全、安心の確保に配慮した対応
- ・ストレス軽減、心のケア等のための対応
- ・仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
- ・女性の参画の推進と生活者の意見反映

3 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、災害救助法の定める2年以内とする。

4 避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者の地域的な結びつきや近隣の状況を考慮して入居者の選定に努めるものとする。高齢者・障害者等に対しては、車イス等の使用を考え、段差の解消、手すり等の設置について配慮する。

第3 公営住宅の活用等

町は、必要に応じ、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

1 公的住宅の確保

町長は、災害の規模に応じて町内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

2 民間住宅の活用

被害の状況により応急仮設住宅が不足する場合、民間住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げる。また、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供について協力を要請する。

第4 住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、必要最小限の補修を行う。

1 応急修理の対象

応急修理の対象は、半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。（具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者等とする。）

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第5 建築資材及び建築技術者の確保

1 業者の選定

応急仮設住宅の建設は、(社)プレハブ建築協会を窓口として進める。住宅の応急修理等は建設班が担当し、適切な執行方法による請負とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、(社)プレハブ建築協会等関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者については、(社)プレハブ建築協会等関係団体の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。

第20節 ボランティア活動

大規模な災害が発生したときには、町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

■実施機関及び担当業務

支援班 美里町社会福祉協議会 自主防災組織 婦人防火クラブ連合会	・ ボランティアの受付窓口の設置 ・ 災害ボランティアニーズの把握 ・ 関係団体との連携、協力
---	---

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受け入れ調整組織としては、町社会福祉協議会が中心となって、NPO法人等関係機関と連携し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

(1) 美里町災害ボランティアセンター

美里町社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO法人等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 行政の支援

町は、町災害ボランティアセンター、県は、県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- ・災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- ・職員の派遣（県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- ・被災状況についての情報提供
- ・その他必要な事項

■一般ボランティアの主な活動内容

主な活動内容	担当部（班）名
避難所の運営	避難所運営班
災害ボランティアセンター運営補助	支援班
炊き出し、食料等の配布	支援班
救援物資等の仕分け、輸送	物資管理班・輸送班
避難行動要支援者等の介護補助	避難行動要支援者対策班
泥かき、瓦礫整理等の清掃活動	衛生班
児童の遊び相手、託児代行	支援班
その他被災地での軽作業	支援班

第2 専門ボランティア

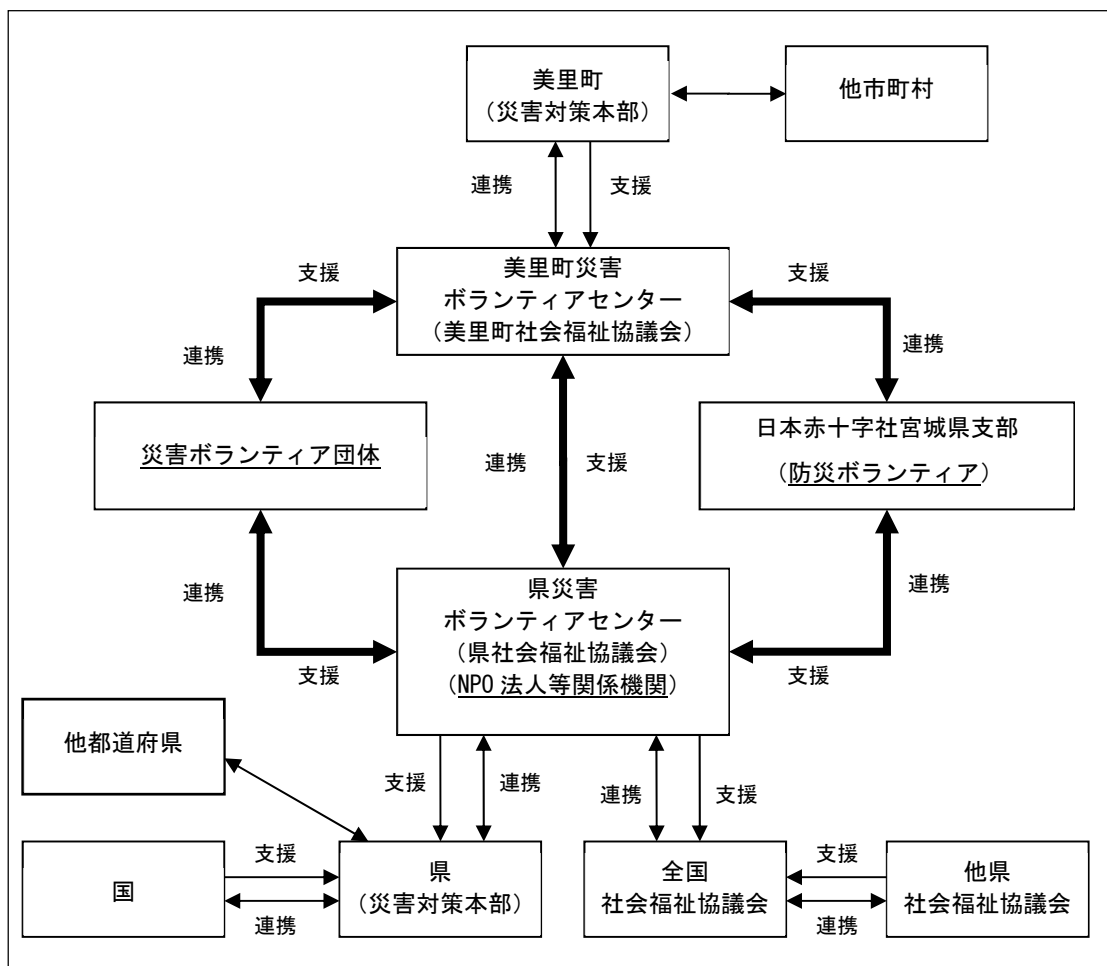
関係する組織からの申込みについては、町の各部局で対応し、主な受入項目は、次のとおりである。

■主な受入項目

主な受入項目	担当部（班）名
救護所等での医療、看護、保健予防	救護班
被災宅地の応急危険度判定	企画班
外国人のための通訳	支援班
被災者へのメンタルヘルスケア	救護班
避難行動要支援者等への介護	支援班・避難行動要支援者対策班

アマチュア無線等を利用した情報通信事務	防災班
その他専門的知識が必要な業務	防災班

■災害ボランティアセンター体制整備イメージ図



第 2 1 節 要配慮者対策

大規模な災害時には、特に高齢者、障害者、外国人、旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、関係機関は、必要な応急対策について、速やかに実施する。

要配慮者の避難対策、避難所での各種災害情報の提供方法、相談窓口の設置等は、町の避難行動要支援者マニュアルにより実施する。また、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

■実施機関及び担当業務

支援班	・福祉事務所との連絡調整 ・要配慮者の把握 ・避難所での援護 ・受入可能施設の把握 ・各種情報の提供
町民班	・外国人の安否確認及び情報提供
自主防災組織	・要配慮者の安否確認 ・要配慮者の避難誘導

第1 要配慮者等への対策

災害時には、要配慮者と考えられる障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等（以下「要配慮者」という。）に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。

このため、町、防災関係機関、社会福祉団体、各自主防災組織は、要配慮者の援護対策に万全を期す。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、在宅の要配慮者の安否確認、所在確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

2 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。

(2) 緊急援護

町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設を把握する。町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を措置する。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(3) 避難所での援護

町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、ガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、

育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もあるので、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。

第2 外国人支援対策

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、日本赤十字社を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否について回答する。また、在日外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- ・把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。
- ・外国人の迅速な安否確認を行う。
- ・広報車や防災行政無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- ・災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- ・災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する

第3 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者について、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（小牛田駅）及び町内の宿泊施設等から情報を収集し、情報把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報の提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第2 2 節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

■実施機関及び担当業務

衛生班	・愛玩動物の保護や適正な飼育
-----	----------------

第1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

第2 避難所における動物の適正な飼育

町は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生

の維持に努める。

- ① 地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- ② 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- ③ 県及び市町村との連絡調整及び要請

第 2 3 節 防疫・保健衛生活動

大規模な災害発生時は、一時的に生活環境が悪化し、被災者の病原体等に対する抵抗力が著しく低下するなどの状況に陥る可能性が高くなることが推測される。そのため、感染症の流行を未然防止するための予防接種等の迅速、かつ的確で強力な防疫措置を講じて万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

衛生班	・ 感染症の予防 ・ 防疫用資機材の確保 ・ 防疫班の編成
救護班	・ 予防接種 ・ 健康調査、健康相談 ・ メンタルヘルスケア（精神保健相談） ・ 栄養調査、栄養相談 ・ 保健活動班の編成

第 1 防疫

1 感染症の予防

町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

- ・ 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- ・ 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ・ 必要に応じ、ねずみや昆虫等の駆除を行う。
- ・ 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

2 防疫用資機材等の確保

県は、町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策薬剤等を町へ供給する。

県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請する。

3 支援要請

県は町が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

4 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図るものとする。防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ・ 検疫
- ・ 防疫消毒の実施
- ・ 集団給食の衛生管理
- ・ 飲料水の管理
- ・ トイレの衛生管理
- ・ その他施設内の衛生管理

5 防疫の実施要領

衛生班は、各地区公衆衛生組合の協力を得て、迅速に防疫活動を実施する。また、消毒は、基準に定められた薬剤、使用量により行う。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

町は県と協力して定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施するものとする。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスカを長期的に実施する。

2 メンタルヘルスカ（精神保健相談）

被災地、特に避難所においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、町は県、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスカを実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町は県と協力して定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

4 保健活動班の編成

町は、保健師（1人以上）、栄養士（1人）から保健活動班を編成し、保健活動を行う。

5 保健活動班の業務

保健活動班は、おおむね次の業務を行うものとする。

- ・健康相談
- ・健康調査
- ・保健指導
- ・メンタルヘルスケア

第3 食品衛生対策

町は、県に対し、食品衛生監視員等の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取り扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

また、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

第2 4 節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

■実施機関及び担当業務

遠田警察署 大崎地域広域行政事務組 合消防本部 消防団員	・行方不明、死亡していると推定される者の搜索
衛生班	・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定

第1 遺体等の搜索

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

警察官及び防災関係機関は、検視（遺体見分）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

第2 遺体の検視（遺体見分）、収容及び処理

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、警察等の検視、医師による死亡確認を経た上で、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。

警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等につ

いて検視を行う。

町は、警察と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。また、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

第3 遺体の火葬・埋葬

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

第25節 社会秩序の維持活動

大規模な災害発生においては市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

町民班	・生活必需品の物価監視
遠田警察署 防犯協会 防犯実働隊	・治安維持活動

第1 生活必需品の物価監視

町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第2 警察の活動

警察は、独自に又は防犯協会、防犯実働隊等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

第26節 廃棄物処理活動

大規模な災害時には、建物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所などにおけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

■実施機関及び担当業務

衛生班	・一般廃棄物処理発生量の見込み等の情報収集 ・廃棄物処理の指示 ・県への不足人員、不足車両に対する支援要請 ・し尿処理の指示 ・ごみ一時保管場所の確保
大崎東部クリーンセンター 大崎広域リサイクルセンター	・二次災害の防止を考慮した処理 ・町との連携

第1 処理体制

1 情報の収集

町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行う。

2 支援の要請

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

第2 処理方法

町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。町は、避難場所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。

1 ごみ処理

町は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

2 災害廃棄物

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(1) 優先順位

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) 初期対応

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要な情報を把握する。衛生班は、がれきの発生量を把握する。

また、がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(3) 住宅関連のがれき処理

衛生班は、住家及びその周辺に発生したがいれきを、速やかに処理する。

(4) 主要道路上のがれき処理

建設班は、震災時における町管理道路の巡視を行い、町管理道路に障害を及ぼしているがいれきを除去・処理する。なお、町管理以外の道路については、その道路管理者に処理を要請する。

(5) 河川関係のがれき処理

建設班は河川の巡視・公共下水道・排水路等の巡視を行い、橋脚、暗渠流入口等にかえるがいれきを関係機関への要請又は自らによって除去・処理する。

(6) 鉄軌道上のがれき処理

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

(7) がいれき処理上の留意事項

がいれきの除去・処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。

- ・他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- ・危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ・がいれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ・アスベスト等有害ながいれきについては、専門業者に処理を委託し、町民の健康管理に十分配慮する。
- ・がいれきの搬出時は、荷台シートカバーなどによる飛散防止策を講じる。

(8) 除去したがいれきの処理

除去したがいれきの処理については、次の事項に従い行う。

- ・多量のがれきが発生した場合は、大崎広域東部クリーンセンターと処理体制等について協議するとともに、公共地等を仮置場として選定する。
- ・倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃に分別する。
- ・可燃物で再使用不能のものは、町民生活班において焼却する。

(9) 応援要請

衛生班は、町単独でがいれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じ総務部を通じて県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【資料】 ごみ一時保管場所（略）

3 し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの早期設置のため、災害協定締結業者、レンタル・リース業者等との協力体制を整備する。また、設置に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮を行う。

また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

4 事業者の処理責務

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第27節 教育活動

教育委員会は、災害により教育施設が被災し、児童、生徒又は幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒又は幼児の教育対策等必要な措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

学校班	・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施
社会教育施設班	・文化財の応急措置
学校長、園長等	・児童生徒等の避難指示及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理

第1 避難措置

学校長又は園長等は、災害が発生した場合、町長が避難指示等を行った場合、児童・生徒・幼児の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

1 在校時の措置

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒、幼児の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに学校長へ状況を報告する。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。

3 児童生徒等の健康管理

災害が発生した場合及び町長が避難指示等を行った場合、児童・生徒・幼児が心的あるいは身体的なストレス等を受けることがあることから、学校長等は、担当教職員等に

指示して保護者等と連携しながら、児童生徒等の健康管理に努める。

第2 学校施設等の応急措置

校長・園長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第3 教育の実施

校長・園長は、被災の状況により授業が実施できないと判断したときは、速やかに、臨時休校の措置をとるものとする。また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じる。

1 教育の実施場所の確保

教育委員会は、校内等での授業が困難な場合は、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。また、応急教育の実施場所の確保が困難な場合又は状況に応じて仮設校舎を建設する。

2 教職員の確保

校長・園長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

3 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

第4 学用品等の調達

町は、災害により学用品等を喪失し、又はき損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の供与に努める。

1 支給対象者

支給対象者は、災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒、高等学校生徒とする。

2 支給範囲

支給範囲は、教科書及び教育委員会が必要と認めた教材、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。

3 支給の期限

支給の期限は、教科書及び教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

ただし、やむを得ない場合又は特別な事情がある場合は、県に期間の延長を要請する。

第5 給食

町及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。応急給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処するものとする。また、感染症の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第6 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに各自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。

当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第7 児童生徒等の健康管理

災害が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると種々の心身の不調が生じる。そのため、災害発生直後から早期に心のケアが必要となる。

このような児童生徒の状況に適切な対応を行うためには、教職員があらかじめ児童生徒に現れる心身の不調の特徴を理解しておくことが大切である。

第8 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第9 文化財の応急措置

被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町又は県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

町教育委員会、社会教育施設等は、速やかに、町指定文化財の被害の状況を把握し、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。また、必要に応じ、関係機関を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

災害により、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体・財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、必要な要員及

び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、情報収集で得た画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

■実施機関及び担当業務

業務班 施設対策班	・上水道施設の被害調査 ・上水道施設の保全及び応急復旧 ・り災地域の給水活動 ・公共下水道施設・農業集落排水施設等の被害調査 ・公共下水道施設・農業集落排水施設等の保全及び応急復旧
宮城県大崎広域水道事務所、美里町水道事業所	・水道施設の被害調査 ・水道施設の保全及び応急復旧 ・緊急供給給水活動
中南部下水道事務所	・流域下水道施設の被害調査 ・流域下水道施設の保全及び応急復旧
北部地方振興事務所	・農業集落排水施設等の被害調査 ・農業集落排水施設等の保全及び応急復旧
東北電力ネットワーク(株)古川電力センター	・電力施設の被害調査 ・電力施設の保全及び応急復旧
(一社)宮城県LPGガス協会	・液化石油ガス施設の被害調査 ・液化石油ガスの保全及び応急復旧
東日本電信電話(株)宮城支店	・電信・電話施設の被害調査 ・電信・電話施設の保全及び応急復旧
仙台プロパン(株)	・災害時におけるガスによる二次災害防止 ・災害時におけるガスの供給確保

第1 水道施設（町）

1 被害の拡大防止

水道事業管理者は、災害時、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 応急復旧

水道事業管理者は、復旧にあたって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

なお、復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

3 応援の要請

町は、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、県及び日本水道協会宮城県支部に対し、応援のあつせんを要請する。

第2 広域水道用水供給施設（宮城県大崎広域水道事務所）

広域水道管理者は、広域水道用水供給施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、取水・導水・浄水・送水施設等広域水道用水供給機能を確保

するため迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 送水管等

広域水道管理者は、送水管・水管橋等施設の構造、機能的被害を調査の上、水道用水供給機能の確保に努める。

2 取水・導水・浄水施設等

広域水道管理者は、取水・導水・浄水施設等の構造、機能的被害を調査の上、広域水道用水供給機能の確保に努める。

第3 公共下水道施設（町）

町は、公共下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

第4 流域下水道施設（中南部下水道事務所）

流域下水道管理者は、流域下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

流域下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

流域下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

第5 農業集落排水施設（北部地方振興事務所及び町）

北部地方振興事務所及び町は、農業集落排水施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

北部地方振興事務所及び町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

北部地方振興事務所及び町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

第6 電力施設（東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター）

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・ 現地調達
- ・ 対策組織相互の流用
- ・ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、かつ、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速、かつ、確実な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動系防災行政無線等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第7 ガス施設

1 液化石油ガス施設

1) 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

(1) 応急措置と応援要請

気象警報等により災害の発生が予想されるときは、直ちに緊急資機材等の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、一般社団法人宮城県L P ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(2) 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は、一般社団法人宮城県L P ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

(3) 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を一般社団法人宮城県L P ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L P ガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

(4) 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等（水害時は流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、一般社団法人宮城県L P ガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び

宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

2) 一般社団法人宮城県ＬＰガス協会

一般社団法人宮城県ＬＰガス協会は、各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努める。

3) 県

県は、上記販売事業者及び一般社団法人宮城県ＬＰガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧について支援する。

4) 関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者及びガス事業者に対し必要な命令、禁止、その他の措置をとる。

第8 電信・電話施設（東日本電信電話株式会社宮城支店）

1 復旧対策

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の措置を講じる。

- ・応急復旧対策として、可搬型交換装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。
- ・重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。
- ・広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

2 ふくそうが発生した場合の措置

通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ・設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- ・被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（１７１）・災害用伝言板（web 171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ・被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は救護を求める内容を１１５番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

■通信依頼先

通信依頼先	依頼方法	指定電話	手続
東日本電信電話㈱	非常(緊急)扱い電報	災害時優先電話	・申込み受付番号は１１５番 ・「非常（緊急）扱い電報」である旨を告げる。 ・必要理由、事情を告げる。

第 2 9 節 防災資機材及び労働力の確保

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期する。

■実施機関及び担当業務

防災班	・ 防災資機材の調達 ・ 県、関係機関等への要請
総務班	・ 労働力の確保 ・ 技術者の派遣要請 ・ 職員の配備体制

第 1 防災資機材の調達

町は、防災用資機材の確保と、効率的な応援復旧を行うため、遠田商工会と災害対策支援に関する協定書の締結を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織は、防災資機材等を活用し初期防災活動を行うものし、被害状況の把握を行い、町に報告し、必要な物資・支援を町に要請する。

第 2 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- ・ 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- ・ 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- ・ 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- ・ 従事命令等による労働者等の強制動員

第 3 応援要請による技術者等の動員

町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 職員派遣要請手続

町長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の供与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣のあっせん要求手続

町長が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・職員を必要とする期間
- ・派遣される職員の供与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

- ・医師、歯科医師又は薬剤師
- ・保健師、助産師又は看護師
- ・土木技術者又は建築技術者
- ・大工、左官又はとび職
- ・土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- ・鉄道事業者及びその従事者
- ・自動車運送業者及びその従事者

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ・ 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋もしくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- ・ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第 30 節 農業の応急対策

風水害等により、農業生産基盤等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

管理班	・ 所管施設等の被害情報の収集、調査
産業班	・ 関係団体等との連絡調整 ・ 農作物、農業用施設の災害対策
農業関係団体等	・ 農業災害にかかる応急対策の実施

第 1 農業用施設

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第 2 農産物

1 共通対策

(1) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行うよう指導する。

(2) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をするよう指導する。

2 水稻

(1) 水害

- ・用排水路、けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い用水路の確保を指導する。
- ・速やかに排水を図る。泥水の冠水などの被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を指導する。

(2) 干ばつ

- ・用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行うよう指導する。

(3) 凍霜害

- ・育苗期間の降霜情報に注意し、水管理（深水、干水）及び保温のための対策を行うよう指導する。

3 畑作物

(1) 水害

- ・速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥するよう指導する。
- ・退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行うよう指導する。
- ・回復不可能な場合は、速やかに転作するよう指導する。

(2) 干ばつ

- ・根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐよう指導する。
- ・マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できる場所は畦間に灌水するよう指導する。

(3) 凍霜害

- ・不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆又は保温するよう指導する。
- ・強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとくすよう指導する。
- ・果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用するよう指導する。
- ・回復する見込みのない場合は、再播種や転作するよう指導する。

(4) 雨害

- ・麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努めるよう指導する。

(5) 雪害(麦類)

- ・融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行うよう指導する。

4 果樹

(1) 水害

- ・倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支えるよう指導し回復を促進させる。
- ・浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行うよう指導する。

(2) 干ばつ

- ・草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は

除草をかね浅い中耕を行い敷草をするよう指導する。

- ・晴天が続く時は薬害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(3) 霜害

- ・自園における気温観測を降霜通報時に実行するよう指導する。
- ・燃料器具資材である燃烧器、重油等を十分準備するよう指導する。
- ・被害後は、人口授粉を励行するよう指導する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるので、早期の芽かき、整枝に注意する。

5 園芸等施設

- ・保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- ・被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ・暖房機を稼働させるための電源を確保するよう指導する。
- ・重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

6 その他の災害等

- ・その他の災害等については、農業災害ハンドブック（宮城県産業経済部）により、関係機関等と十分協議をしながら指導する。

第3 畜産

1 応急技術対策

(1) 水害

- ・家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- ・被害家畜の健康検査を実施するよう指導する。
- ・状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- ・給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- ・徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- ・被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵するよう指導する。
- ・発芽間もない牧草に関しては、転圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- ・牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- ・家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- ・融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- ・畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

- ・家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

- ・飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

(1) 防疫

- ・家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

(2) 防災措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

- ・患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- ・殺処分又は死体の焼却、埋却
- ・汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

町は、県の指導・協力のもと、次の活動を行う。

- ・防疫家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、死亡獣畜の検査を行う。
- ・死亡獣畜が伝染病でない場合において、その所有者が明らかなときは、町は所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。
- ・死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。
- ・所有者不明等の死亡獣畜が発生した場合は、町が適切に処理する。

第3 1 節 応急公用負担等の実施

第1 目 的

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

■実施機関及び担当業務

企画班	・ 応急公用負担等の事務
遠田警察署	・ 町長、町職員がいない場合の応急公用負担等の措置

第2 応急公用負担等の権限

1 町長

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長は、次の措置をとることができる。

- 1) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。
- 2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。
- 3) 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- 4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職団員

(1) 消防職員、消防団員

- ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(2) 消防長、消防署長

- ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- イ (1)のア及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

4 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
 - ア 被害者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、「1 町長」に定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

第3 公用令書の交付

- 1 知事は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 知事は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - ア 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間
 - イ 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ウ 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

第4 手続き

- 1 町長は人的公用負担を、相手方に口頭で指示するものとする。
- 2 町長は物的公用負担を、次により行うものとする。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。
 - イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町又は土地建物等の所在した場所を管轄する遠田警察署に掲示し、通知に代えるものとする。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - ア 町長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は適正な方法で保管するものとする。
 - イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。
 - ウ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管するものとする。
 - エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。
 - オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6箇月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 地域内において、物的応急公用負担等の処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償するものとする。
- 2 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償するものとする。

第3 2節 災害種別毎応急対策

災害発生時には、県、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて二次災害の拡大防止措置等を行う。

■実施機関及び担当業務

大崎地域広域行政事務組合消防本部		・消防団の指揮統制 ・自主防災組織の指揮統制 ・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定 ・その他災害防ぎょに必要な活動
消防団	団 長	・団活動の方針決定 ・分団活動の指揮統制 ・本部、署隊との連携
	分団長	・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定、本部長の特命による業務 ・その他災害防ぎょに必要な活動
自主防災組織		・出火防止、初期消火活動

第1 火災応急対策

火災発生時には、消防機関は、県、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1) 消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防本部の活動

消防長は、消防本部管内の消防隊及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(大崎地域広域行政事務組合消防本部)消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

3 消防団の活動

火災が発生し、大崎地域広域行政事務組合消防本部からの要請があった場合、町長は、消防計画に基づき、消防活動を指示する。住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(1) 出火警戒活動

火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4 事業所の活動

事業所は、以下の活動を行う。

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 町民の活動

町民は、以下の活動を行う。

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器类等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

7 町の措置

消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、消防団の動員を迅速に行うとともに、住民の安全な避難誘導を円滑に行うため自主防災組織との連携に万全を期するように努める。

第2 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

大崎地域広域行政事務組合消防本部	・施設責任者に対する安全対策の指導 ・周辺住民の避難、広報等の措置
施設責任者	・危険物の流出、爆発等の防止のための緊急停止措置 ・危険物施設の状況確認 ・消火設備、保安電源等の応急点検 ・危険物施設の応急補修、危険物の除去等 ・初期消火、危険物の流出拡散防止措置 ・消防、警察等の防災関係機関への通報、状況の報告 ・従業員、周辺地域住民の避難、広報等の措置

1 危険物施設

石油等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて指導する。

- ・危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- ・施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・混触発火等による火災の防止措置
- ・初期消火活動
- ・タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
- ・防災関係機関との連携活動

(1) 災害発生事業所等の措置

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに所轄消防署、町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊その他の要員により、次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに必要に応じて他の関係企業等の応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- d 排出された油の回収を行う。
- e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(イ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 消火準備を行う。

2 高圧ガス施設

高圧ガス販売所・貯蔵所等の事業所は、災害発生後速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、指定事業所及び高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をし、迅速、かつ、適切な措置が講じられるよう調整指導・助言する。

【資料】 危険物施設等一覧（略）

第3 航空災害応急対策

航空機事故等により町内に大規模な災害が発生した場合、地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力の下、応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎ、又は被害の軽減を図る。

■実施機関

東北地方整備局、仙台空港事務所、建設班、産業班

1 町の措置

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

事故発生時に火災が発生したとき、又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第4 鉄道災害応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

■実施機関

管理班、建設班、東日本旅客鉄道(株)仙台支社

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社の措置

第18節 公共土木施設等の応急復旧、「第4 鉄道施設」に係わる応急対策を実施する。

2 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第5 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

■実施機関

管理班、建設班、仙台河川国道事務所、北部土木事務所、東日本旅客鉄道(株)仙台支社

1 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

2 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

3 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、警察と連携して交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

4 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、警察と連携して交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第 3 3 節 行政機関の業務継続計画の実施

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、あらかじめ策定した業務継続計画に基づき、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入し、業務継続性を確保する。

第 3 章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町土を構築していくことを目的とする。

■実施機関

建設班、管理班、産業班、施設対策班、学校班、救護班、関係機関

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び応急復旧後の状況等を把握し、必要に応じ国、県等との連携のもと、災害に強い町土づくりの中長期的な復興計画等を早急に検討し基本的事項を定める。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い町土づくりを基本とした改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し推進する。

2 災害復旧計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
＜河川、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園＞・農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）・都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）・水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、清掃法）・社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）・公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）・公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）・公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）・その他災害復旧事業計画 |
|---|

3 事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進め

るための配備体制が不十分となる場合は応援要請等の措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、国が一部負担又は補助するもの

- ・ 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 水道法・災害復旧費補助金交付要綱による上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- ・ その他

第3 災害復興計画

町は、災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、復興の基本方針に基づき、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

策定にあたっては、被災状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示す。

3 復興事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復興事業を早期に実施するため配備体制等が不十分となる場合は応援要請等の措置を講じる。

第2節 生活再建支援

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講じる。

町は、住民に対して、広報活動や窓口の設置を行う。

■実施機関

県、企画班、避難所運営班、支援班、調査班、産業班、指定公共機関

第1 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2 対象世帯

対象となる世帯は次のとおりである。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
① 全壊 (損害割合50%以上) ② 解体 ③ 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
④ 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤ 中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

4 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書の交付のための調査や発行業務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

第2 資金の貸付け

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。県は、町による貸付に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

2 母子及び寡婦福祉資金

県は、町との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害臨時費を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の

手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも適合する世帯であること。

- ・貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- ・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- ・必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

第3 生活保護

県は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第4 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等の制度による給付金が支給されない場合に限る)。

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し、指導助言を行う。

第5 罹災証明の交付

町は、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに罹災証明書を交付する。

第6 被災者台帳

町は、必要に応じ、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、被災者台帳を作成するために必要な場合は、災害救助法に基づき被災者の救助を実施した県に、被災者の情報提供を要請することができるものとする。

第7 税負担等の軽減

県及び町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国民健康保険制度における医療費負担及び国民健康保険税の減免等を行う。

第8 雇用対策

公共職業安定所の長は、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- ・離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- ・被災者のための特別相談窓口等の設置
- ・雇用保険失業給付の特例支給
- ・雇用調整助成金の特例適用の要請
- ・被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第9 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つである。制度の普及促進について、関係機関に普及促進に努めるよう働きかける。

第3節 住宅復旧支援

町は、県、関係機関と協働して、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅復旧支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

■実施機関

県、企画班、管理班、建設班、住宅金融支援機構、金融機関

第1 一般住宅復興資金の確保

町は、県が設置する一般住宅復興資金相談窓口等と協調して、住宅再建支援措置を講じる。

第2 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

県及び町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取、若しくは被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第4節 産業復興の支援

被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じる。

■実施機関

県、産業班

第1 中小企業金融対策

町は、商工会と連携し、金融相談窓口を設置、必要に応じ利子補給を実施する。あわせて、円滑な融通が図れるよう、手続き等への支援に努める。

県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、県信用保証協会、金融機関等と連携し災害復興資金のより円滑な融通を図る。

第2 農林漁業金融対策

町は、円滑な融通が図れるよう、手続等への支援に努める。

県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、農林漁業金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融通を図る。

第5節 都市基盤の復興対策

住民生活や都市機能等の復興を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン等の施設を早期に復旧し、災害に強い町土構築の都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

■実施機関

県、企画班、建設班、管理班、施設対策班、関係機関等

第1 想定される計画内容例

都市基盤の復興においては、以下の項目が想定される。

主要交通施設の整備	道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
被災市街地の整備	面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
ライフラインの整備	各施設等の早期復旧と耐震性強化や緊急情報通信システムのネットワーク化の信頼性・安全性の向上
防災基盤の整備	防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

■実施機関

町、県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会

第1 受入れ

1 窓口の決定

町は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 受入及び管理

町、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 県の配分

県及び日本赤十字社宮城県支部等が受入れた義援金については「宮城県災害義援金配分委員会」が配分を決定する。同委員会は被害状況に応じて、被害市町村に配分する。

2 町の配分

町の義援金配分委員会は、町で受付けした義援金と県の配分委員会から配分された義援金を合わせて、被災者に対し、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町の職員が行う。

第7節 激甚災害の指定

町内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

■実施機関

防災班、支援班、管理班、建設班、産業班、県、国

第1 激甚災害の調査

1 県

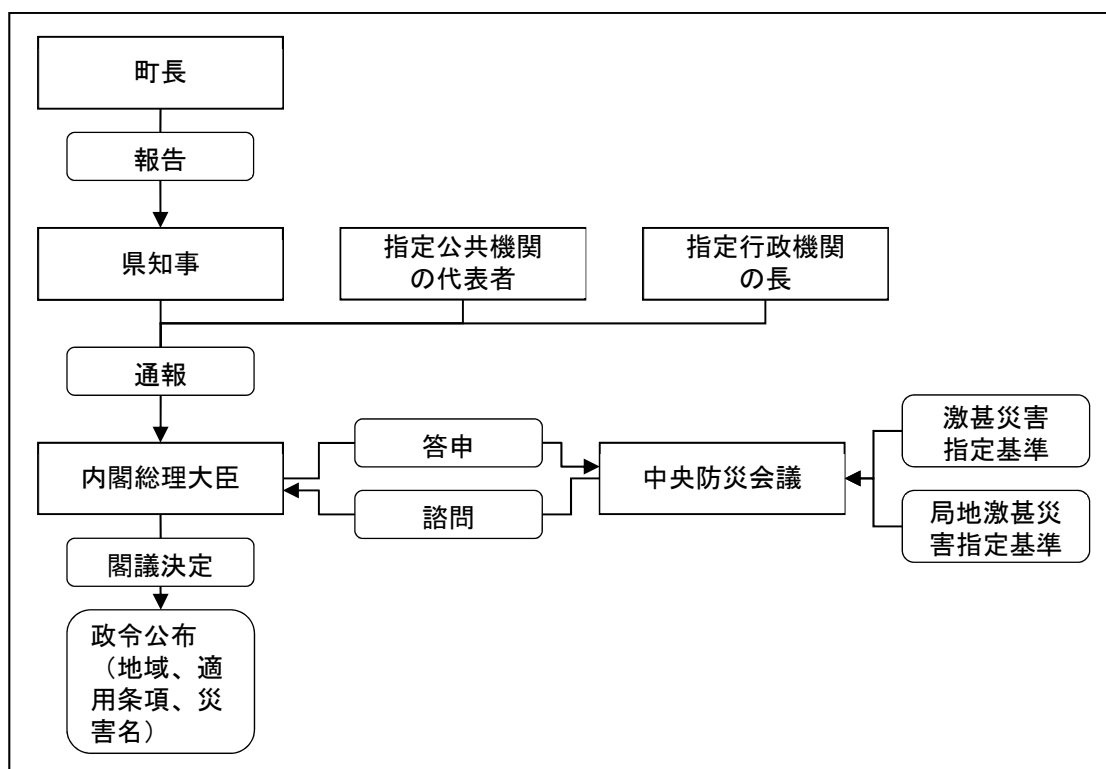
県は、町の被害状況を検討の上激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

2 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力をする。

第2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きをとる。



■激甚災害の指定手順

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

第4 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）<ul style="list-style-type: none">・公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等(2) 農林水産業に関する特別の助成<ul style="list-style-type: none">ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）エ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助（法第10条）オ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）(3) 中小企業に関する特別の助成<ul style="list-style-type: none">ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）(4) その他の特別の財政援助及び助成<ul style="list-style-type: none">ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） |
|--|

2 激甚災害指定基準（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）(4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）(5) 中小企業に関する特別の助成（法第12条）(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） |
|---|

【資料】 激甚災害指定基準（略）

第 3 編 震災対策編

第 1 章 災害予防対策

第1節 地震防災対策事業

町は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、災害に強い地域づくりを推進する。

■実施機関

防災管財課、建設課、健康福祉課、長寿支援課、産業振興課、水道事業所、下水道課、教育総務課、まちづくり推進課、子ども家庭課、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

1 計画期間

計画期間は次のとおりである。

- | | |
|-----------|------------|
| ・第一次五箇年計画 | 平成 8～12年度 |
| ・第二次五箇年計画 | 平成13～17年度 |
| ・第三次五箇年計画 | 平成18～22年度 |
| ・第四次五箇年計画 | 平成23～27年度 |
| ・第五次五箇年計画 | 平成28～令和2年度 |

2 事業対象地区

第三次地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

3 対象事業の範囲

対象事業の範囲は次のとおりである。

- ・避難地
- ・避難路
- ・消防用施設
- ・消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ・緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（※）
- ・公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（※）
- ・公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（※）
- ・上記※のほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ・地域防災拠点施設
- ・保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- ・防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ・井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ・非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ・救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材
- ・老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2節 地盤にかかる施設等の災害対策

町及び防災関係機関は、地震や大雨等に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策について、関係係者に対し啓発及び指導を行う。

■実施機関

防災管財課、建設課、産業振興課、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 土砂災害防止対策の推進

1 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を周知するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

なお、町内には土砂災害警戒区域等が11箇所存在しており、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関しては県が調査・指定を行う。町は、土砂災害警戒区域等の指定が円滑に行われるように協力する。

(1) 町の周知活動

町は県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、円滑な警戒避

難を行なうため、要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備やハザードマップの作成と周辺住民への配布を行う。

(2) 県の周知活動

県と仙台管区気象台は、平成19年8月31日から「宮城県土砂災害情報」の提供を開始した。

【資料】 土砂災害警戒区域等一覧

2 急傾斜地崩壊対策事業の推進

地震動又は大雨等による斜面崩壊は、人的、物的に大災害をもたらすことは過去の災害事例からも明らかとなっているが、本町の土砂災害警戒区域等は11箇所となっており、ほかにもがけ崩れの被害が予想される箇所については、実態調査を行い、土砂災害防止対策を実施するよう県に働きかけていく。

(1) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

町は、がけ崩れ等による災害を未然に防止するため随時実態調査を行い、危険箇所を的確に把握し、また梅雨期及び台風期前の危険期は関係機関と協力し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、その他の法令により指定された崩壊危険地域については重点的に観察指導を行うものとし、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールをする。

【資料】 土砂災害警戒区域等一覧

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

町は、実態調査の結果、被害が予想される地区においては必要に応じ、その所有者、管理者等及び占有者に対し、排水施設、擁壁、土留め工事等防災上の措置を施すよう指導する。

また、当該地域の町民に対しても、平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(3) 防災知識の周知徹底

町は、がけ崩れの特殊性を考慮し、危険区域の住民に対する予防、応急対策等に関する知識の向上を図る。

説明会等による普及	危険区域内の町民を対象として随時説明会を開催し、がけ崩れの予防、応急対策、避難対策についての周知徹底を図る。 関係各機関との連絡会議等を随時開催し、万全を期するよう徹底を図る。
広報等による普及	広報紙に予防応急対策の心構え、準備事項等を掲載するほか、チラシの回覧、ポスター掲示等により危険区域内への周知を図る。
巡回による普及	随時、広報車により危険区域内を巡視し、がけ崩れの災害を広報する。
避難訓練等による普及	避難方法、対策について地域住民を対象とした訓練を随時実施する。

(4) 危険箇所の災害防止工事

がけ崩れのおそれがあると判断された場合は、地域住民の協力と防災関係者の指導を得て、杭打工等の応急処理を実施するとともに、災害防止について国、県の指導を受ける。

また、がけ崩れ危険箇所については、危険表示板を設置し、周知を図り、管理者又は土地所有者が国、県の指導に基づき対策工事を行う。

第2 農業施設等

1 農業・農村における基盤整備の推進

町は、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、農業農村整備事業等を推進する。

2 農業施設の耐震性の改善

町は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

町は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

4 農業被害の予防対策

町は、農業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

第3 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。

このため、町及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たって地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

第3節 河川施設等の災害対策

町及び防災関係機関は、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

■実施機関

建設課、産業振興課、北上川下流河川事務所、北部土木事務所

第 1 河川管理施設

管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。また、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合は、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を講じる。

第 2 農地、農業施設

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

第 4 節 交通施設の災害対策

道路、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。道路管理者等は、これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害することから、交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を実施し、安全確保に努める。

■実施機関

仙台河川国道事務所、北部土木事務所、建設課、東日本旅客鉄道(株)仙台支社

第 1 道路施設

道路管理者は、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画や道路整備五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改良や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

2 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。

3 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

4 交通管制施設

警察は、広域交通管理体制の整備を図るとともに信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性を確保する。

第2 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）

鉄道事業者は、橋りょう、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状又は既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

第5節 都市の防災対策

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第2節 都市の防災対策」を準用する。

第6節 建築物等の耐震化対策

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

■実施機関

防災管財課、建設課、産業振興課、健康福祉課、長寿支援課、水道事業所、下水道課、教育総務課、子ども家庭課、まちづくり推進課
--

第1 公共建築物

町及び施設管理者は、庁舎、学校、社会福祉施設等要配慮者に係る施設、病院、不特定多数収容施設（集会所、ホール等）など、常に防災上重要な公共建築物の防災性・耐震性の向上に努める。

1 町有建築物

町有建築物で災害時に被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については補強設計・補強工事を実施する。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における幼児、児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）の設置にあたっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、幼児、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防災用水及び生活用水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に推進する。

第2 一般建築物

1 建築物の耐震・改修の促進

町は、新たな建築予定者に対しては、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を窓口相談等において周知し、特定行政庁の指導により、建築物の耐震化の推進に協力する。

また、既存建築物の耐震診断・耐震改修に対する指導・普及啓発を行うとともに、戸建て木造住宅に対する耐震診断・耐震改修工事助成を実施し、建築物の耐震化を推進していく。

2 防災診断・防災改修の促進

町は、特定行政庁による定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関に協力し、建築物の所有者に対する防災意識の高揚と耐震診断を促し、家屋耐震補強工事助成等の活用を啓発する。

第3 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

県は、防災避難に関して特に危険性のある特殊建築物・建築設備等に対しては、改善指導を行い、町は危険性の除去に協力する。

- ・特殊建築物とは、劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物。
- ・建築設備とは、換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）。

第4 ブロック塀等の安全対策

町内の通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、倒壊のおそれのあるものに対しては、除去工事助成を活用して安全対策の推進を図る。

第5 建物内の安全対策

町は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

木造住宅については、実施した耐震診断結果により耐震補強工事が必要と認められた高齢者、特に要配慮者を対象に耐震シェルターや防災ベット等を設置するための助成制度を検討する。また、国及び県に対し助成制度を設けるよう働きかける。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第4節 ライフライン施設等の予防対策」を準用する。

第8節 危険物施設等の予防対策

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第20節 災害種別毎予防対策」

「第3 危険物等災害予防対策」を準用する。

第9節 職員の配備体制

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織の配備・動員計画を定める。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

■実施機関

総務課、防災管財課

第1 町の配備体制

1 配備体制の明確化

町内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。

なお、町長が不在等により災害対策本部長として指揮が取れない場合は、副町長が指揮をとる。

各配備体制の基準等は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。

（1）警戒配備（0号）

町内で地震が発生し、災害対策本部設置には至らないが、特に防災管財課長が必要と認めたときは、警戒配備体制を敷く。

（2）特別警戒配備（1号）

町内で震度5弱の地震が観測された場合、又はその他に副町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

（3）特別警戒配備（2号）

町内で震度5強の地震が観測された場合、又はその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

（4）非常配備（3号）

町内で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築する。

第2 防災関係機関の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 公的施設の管理者

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第10節 情報通信連絡網の整備

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第5節 情報通信連絡網の整備」を準用する。

第11節 防災拠点等の整備

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第7節 防災拠点等の整備」を準用する。

第12節 相互応援体制の整備

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第8節 相互応援体制の整備」を準用する。

第13節 緊急輸送体制の整備

「第2編 風水害等対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第10節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 1 4 節 医療救護体制の整備

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 9 節 医療救護体制の整備」を準用する。

第 1 5 節 火災予防対策

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 2 0 節 災害種別毎予防対策」

「第 1 火災予防対策」を準用する。

第 1 6 節 避難収容対策

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 1 1 節 避難収容対策」を準用する。

第 1 7 節 食料・飲料水及び生活物資の確保

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 1 2 節 食料・飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第 1 8 節 ボランティアの受入

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 1 4 節 ボランティアの受け入れ」を準用する。

第 19 節 要配慮者対策

「第 2 編 風水害等対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 15 節 要配慮者対策」を準用する。

第 20 節 廃棄物対策

「第 2 編 風水害等対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 13 節 廃棄物対策」を準用する。

第 21 節 防災知識の普及

「第 2 編 風水害等対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 17 節 防災知識の普及」を準用する。

第 22 節 地震防災訓練の実施

「第 2 編 風水害等対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 16 節 防災訓練の実施」を準用する。

第 23 節 自主防災組織の育成

「第 2 編 風水害等対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 18 節 自主防災組織の育成」を準用する。

第 24 節 企業等の防災対策の推進

「第 2 編 風水害等対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 19 節 企業等の防災対策の推進」を準用する。

第 2 5 節 行政機関の業務継続計画の策定

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 2 1 節 行政機関の業務継続計画の策定」を準用する。

第 2 章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

大規模地震災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、大規模な地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員行動計画に基づき配備体制を敷き、防災活動を行う。

■実施機関及び担当業務

全職員	・ 配備にあわせた動員及び参集
防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 消防団の動員
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・ 消防職員の動員

第1 配備体制

町内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。各配備体制の基準等は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令された場合には被害状況を迅速に把握する。

1 警戒配備（0号）

町内で地震が発生し、災害対策本部設置には至らないが、特に防災管財課長が必要と認めたときは、警戒配備体制を敷く。

2 特別警戒配備（1号）

町内で震度5弱の地震が観測された場合、又はその他に副町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

3 特別警戒配備（2号）

町内で震度5強の地震が観測された場合、又はその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

4 非常配備（3号）

町内で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

■配備の基準・内容

区分		配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備	0号	・町内に地震が発生し、特に防災管財課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課(所等)の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒本部 (本部長：防災管財課長)	各課配備担当職員	・休日及び勤務時間外における配備体制については、課(所等)長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。
	1号	・町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 ・その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課(所等)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(1号) (本部長：副町長)	関係課(所等)長、配備担当職員	・災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。
	2号	・町内で震度5強の地震が観測されたとき。 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課(所等)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(2号) (本部長：町長)	関係課(所等)長、配備担当職員	・地震については、警報の発表又は地震の観測をもって自動設置するので、設置についての伝達を行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんに関わらず、本部からの指示により各防災関係機関に伝達するものとする。
非常配備		・町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ・その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 (本部長：町長)	本部員 (本部会議)	・特別警戒配備(2号)が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。

第2 動員体制

職員行動計画に基づき動員体制を整える。

1 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

2 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に「配備の基準・内容等」に該当する地震等を覚知した場合、それぞれ所定の職員は指令に基づき、あるいは自主的に登庁し配備につくものとする。

3 動員の報告

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び防災管財課長に報告する。

4 災害救助法が適用された場合の体制

町長は災害救助法が適用された場合、知事からの委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

5 県職員の派遣要請

知事は、町長の要請に基づき、あるいは要請がない場合でも、被災市町村に対し、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、関係機関の長と調整し、専門的知識を有する職員等で構成するチームを決定し派遣する。災害対策支援のため必要と判断した場合は、職員を派遣する。

震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合

(1) 初動派遣職員

情報途絶市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、持参した衛星携帯電話により、地方支部等に報告する。

(2) 災害対策本部会議連絡員

被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う。

(3) 災害応援従事職員

災害対策基本法第68条の規定に基づき、市町村長から応援を要求された場合の災害応援従事職員

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は次のとおりとする。

- ・本町で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・相当規模の地震災害が発生した場合
- ・その他に町長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「2 災害対策本部の設置場所」を準用する。

3 実施責任者

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「3 実施責任者」を準用する。

4 本部員会議の設置

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「4 本部員会議の設置」を準用する。

5 現地災害対策本部の設置

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「5 現地対策本部の設置」を準用する。

6 災害対策本部の廃止

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「6 災害対策本部の廃止」を準用する。

7 災害対策本部の組織及び分掌事務

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「7 災害対策本部の組織及び分掌事務」を準用する。

第4 消防機関の活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第3 消防機関の活動」を準用する。

第5 防災関係機関の活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第4 防災関係機関の活動」を準用する。

第6 関係機関等との連携

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第5 関係機関との連携」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

地震による被害を最小限にとどめるため、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急対策活動を実施するものとする。

■実施機関及び担当業務

各 班	・被害状況の収集
防災班	・気象、災害情報の収集及び伝達 ・被害状況の収集 ・通信手段の確保
調査班	・現地調査班の派遣
防災班 企画班 物資管理班	・関係機関との連絡調整 ・庁舎内施設の保全
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・被害状況の収集及び伝達

第1 地震・津波情報

1 仙台管区気象台からの情報の伝達

仙台管区気象台は、地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測結果及び状況を内容として地震情報を発表する。

(1) 地震情報

地震情報は、震源・震度に関するもの、各地の震度に関するもの、地震回数に関するもの等を内容として発表する。

(2) その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

たとえば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

2 地震情報の受領責任者

仙台管区気象台から各防災関係機関等へ伝達される地震情報の受領責任者は、勤務時間内は防災管財課長とし、勤務時間外及び休日は警備員とする。

地震情報受領者は、直ちに防災管財課長又は関係各課長に、防災管財課長又は関係各課長は町長に報告する。

3 伝達措置

町長は、地震情報を受領した場合、住民等に注意を喚起するために、直ちにその内容に関係機関及び自主防災組織、住民等に通知するとともに、自主防災組織等と連携して、地域内の住民や団体等に対して周知を行う。

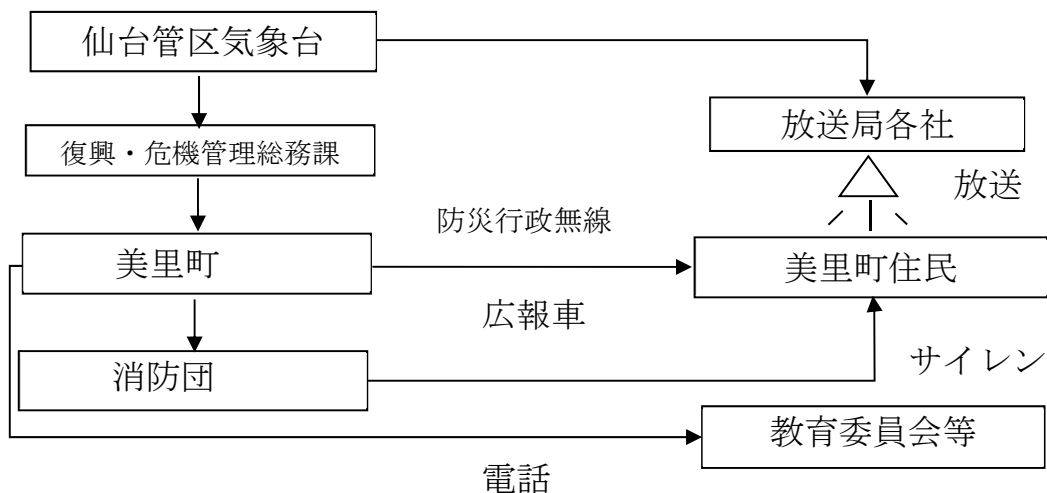
地震情報の受領後においては、テレビ等の報道内容に注意し、関係機関との連絡を密にする。

4 伝達の方法

伝達の方法は次のとおりとする。

- ・役場内への伝達は、庁内放送又は口頭で行う。
- ・住民への伝達は、放送各社による放送、全国瞬時警報システム及び同システムを活用した防災行政無線、メール配信サービス、MIDORI、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて関係機関と連携して行う。
- ・消防団から住民への伝達方法は、サイレン、広報車をもって行う。

■地震情報等の伝達系統図



第2 災害情報収集・伝達

1 地震発生直後の被害の収集・伝達

町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、現地調査班による巡回や消防団、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

町は、防災関係機関と連携を図り、町内の被害状況等の迅速な情報収集を行う。

■被害調査担当責任者

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	防災管財課長	各課（所、室）長、各行政区長、自主防災組織
一般住宅等建物関係	税務課長	各行政区長、自主防災組織
死傷者関係	健康福祉課長	各行政区長
農林水産・商工関係	産業振興課長	土地改良区、農協、商工会、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
下水道施設関係	下水道課長	各行政区長
上水道施設関係	水道事業所長	各行政区長
学校施設関係	教育次長	各学校長、各施設の長
コミュニティ施設関係	まちづくり推進課	各施設の長
体育施設関係	まちづくり推進課	各施設の長
社会福祉施設関係	健康福祉課長	各施設の長
病院等医療施設	南郷病院事務長	各施設の長

3 情報の伝達

町と県との情報伝達においては、主として防災行政無線を用いるが、防災行政無線が使用できない場合は、M I D O R I 及び宮城県地域衛星通信ネットワークを活用して県へ情報の伝達を行う。

町は、防災行政無線、メール配信サービス、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて、住民に必要な情報を提供する。防災行政無線が使用できない場合は、広報車や自主防災組織を通じて必要な情報を住民に提供する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町及び防災関係機関が、交換する災害情報は次のとおりである。

- ・災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- ・災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ・法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ・その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

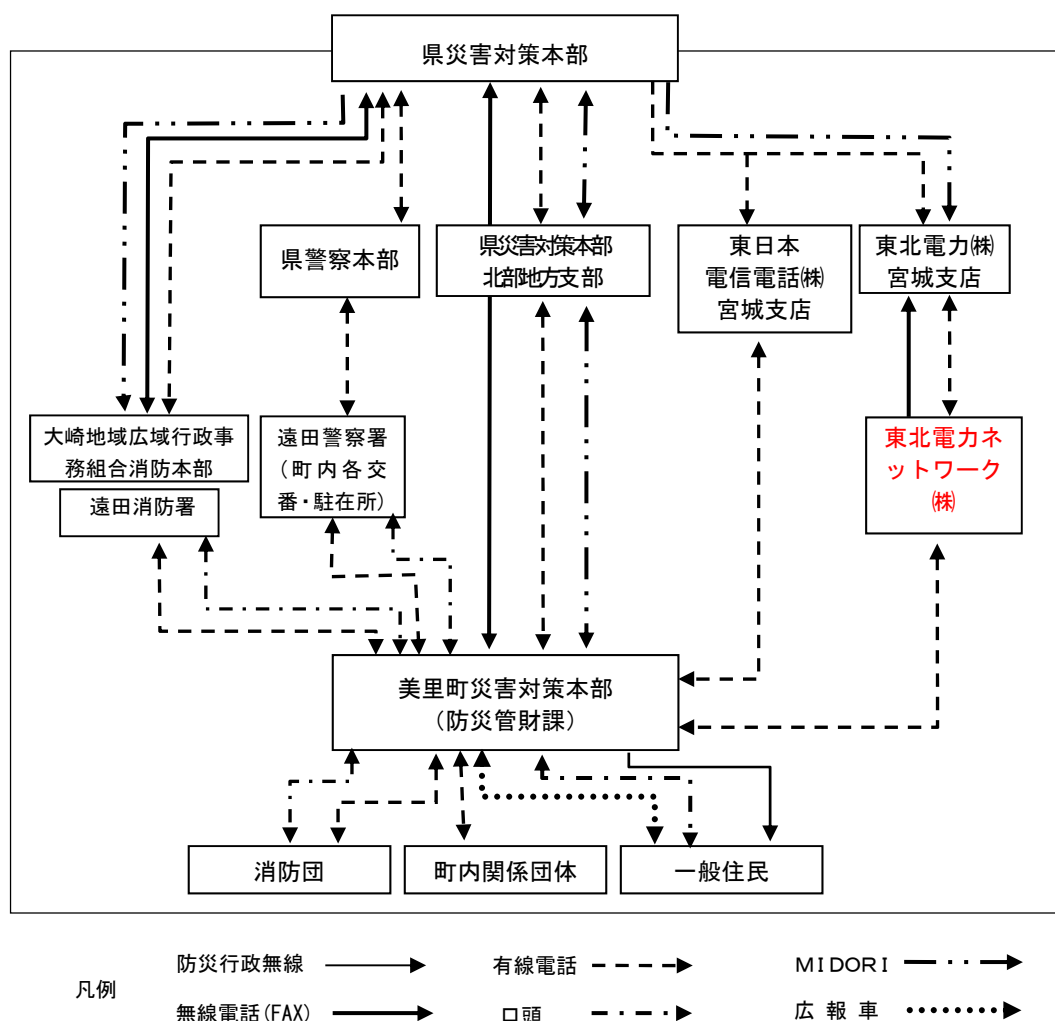
町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、情報収集に関わる組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。

(3) 被害情報等の報告

町（町災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき、速やかに被害情報を収集して県に報告する。

また、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、町は災害が発生してから2週間以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上、報告する。

■災害情報連絡系統図



第3 通信・放送手段の確保

1 町防災行政無線施設

町は、災害時における、救急・救助、医療及び消火に関わる情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、防災行政無線の通信手段の確保に努める。

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
避難所となる学校等と災害対策本部等との通信手段の確保に努め、併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

3 その他災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

大規模地震災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、単独ではなく複数の的確な通信手段の確保に努める。なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

■通信手段の状況・特徴

通 信 手 段	状 況 ・ 特 徴
一般加入電話	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
非常通信	県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
災害用伝言ダイヤル(171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話㈱が運用するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話㈱で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話㈱が運用するサービスで、パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件についてNTT東日本電信電話㈱で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話会社が提供するサービスで安否情報の登録・確認ができる。

町は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

また、東北総合通信局は、町からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

非常時には、通信機器の不具合や通信途絶、輻輳等により適切な通信状態を保持できないことがありうることから、町は、防災行政無線、メール配信サービス、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて活用し、通信手段の確保に努める。

(2) 郵便関係の措置

日本郵便株式会社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う支店及び郵便局等については、途定次第周知する。

第3節 災害広報活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第7節 災害広報活動」を準用する。

第4節 災害救助法の適用

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第9節 災害救助法の適用」を準用する。

第5節 救急・救助活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第14節 救急・救助活動」を準用する。

第6節 医療救護活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第14節 医療救護活動」を準用する。

第7節 消火活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第31節 災害種別毎応急対策」

「第1 火災応急対策」を準用する。

第8節 交通・輸送活動

「第2編 風水害等対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第16節 交通・輸送活動」を準用する。

第 9 節 ヘリコプターの活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 7 節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第 1 0 節 自衛隊の災害派遣

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 3 節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第 1 1 節 相互応援活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 2 節 相互応援活動」を準用する。

第 1 2 節 避難活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 4 節 避難・誘導対策」を準用する。

第 1 3 節 応急住宅等の確保

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 9 節 応急住宅等の確保」を準用する。

第 1 4 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 0 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第 1 5 節 相談活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 1 節 相談活動」を準用する。

第 1 6 節 ボランティア活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 0 節 ボランティア活動」を準用する。

第 1 7 節 要配慮者対策

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 1 節 要配慮者対策」を準用する。

第 1 8 節 愛玩動物の収容対策

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 2 節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第 1 9 節 防疫・保健衛生活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 3 節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第 2 0 節 死体等の搜索・処理・埋葬

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 4 節 死体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第 2 1 節 社会秩序維持活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 5 節 社会秩序維持活動」を準用する。

第 2 2 節 廃棄物処理活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 6 節 廃棄物処理活動」を準用する。

第 2 3 節 教育活動

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 7 節 教育活動」を準用する。

第 2 4 節 防災資機材及び労働力の確保

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 9 節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第 2 5 節 公共土木施設等の応急復旧

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「公共土木施設等の応急復旧」を準用する。

第 2 6 節 ライフライン施設等の応急復旧

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 8 節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第 2 7 節 危険物施設等の安全確保

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 3 2 節 災害種別毎応急対策」

「第 3 危険物等災害応急対策」を準用する。

第 2 8 節 農業の応急対策

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 3 0 節 農業の応急対策」を準用する。

第 2 9 節 応急公用負担等の実施

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 3 1 節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第 3 0 節 行政機関の業務継続計画の実施

「第 2 編 風水害等対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 3 3 節 行政機関の業務計画の実施」を準用する。

第 3 章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 生活再建支援

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入、配分

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第6節 義援金の受入、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

「第2編 風水害等対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第 5 編 資料編

省 略